

第八十七回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 六 号

(1101)

昭和五十四年四月十三日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 藏内 修治君

委員 唐沢俊二郎君

理事 竹中 修一君

理事 岩垂壽喜男君

理事 吉田 之久君

理事 逢沢 英雄君

理事 塚原 俊平君

理事 藤尾 正行君

理事 岡田 春夫君

理事 八百板 正君

理事 鈴切 康雄君

理事 中川 秀直君

出席政府委員

内閣官房内閣審

議室長兼内閣總

理大臣官房審議

室長

内閣法制局長官

内閣法制局第二

部長

總理府總務副長

官

内閣總理大臣官

房總務審議官

官内庁次長

委員外の出席者

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

理事 小宮山豊四郎君

理事 村田敬次郎君

理事 上原 康助君

理事 中馬 辰猪君

理事 福田 一君

理事 喜朗君

理事 森 喜朗君

理事 梅野 泰二君

理事 山花 貞夫君

理事 柴田 睦夫君

理事 三原 朝雄君

理事 清水 汪君

理事 真田 秀夫君

理事 味村 治君

理事 住 榮作君

理事 大濱 忠志君

理事 山本 悟君

理事 坂本 太郎君

理事 小林 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

理事 幸輔君

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

という性格を持った方として憲法上の制度として天皇制は残っているわけなのでございまして、そういう意味では旧憲法と新憲法を通じてやはり国の中心として、あるいは国民統合の中心としての天皇の性格というものは続いているというふうに、これは制憲議会における憲法担当大臣の金森先生が言われた有名な例のあの議論といいますが、国柄は変わっていないことを盛んにおっしゃっておりましてその真意は、私がいま申し上げましたように、日本はなるほど旧憲法時代の天皇といまの憲法が定めている天皇とは非常に性格が違いますが、しかし旧憲法下におきましてその統治権者であられると同時に、国の象徴としての性格はお持ちになつておたはずなで、そういう点をとらえれば、国民のあこがれとしての天皇様の地位というものは変わらない、したがって、国柄は変わっていないのだということを感じに強調されたわけなんです、そういう見方も十分成り立つと思ふわけなんです。

したがって、いまの憲法下におきまして、憲法自身が主権の存する国民の総意として天皇を国の象徴であり、国民統合の象徴であるとして、その精神をとらえれば、今度の法案が実質的に一世一元の制度を取り入れたからといって、それは憲法違反になるというふうには私たちは考えておらない次第でございます。

○山花委員 いまの御説明にもありましたけれども、一面において、政府としては、元号法案の合憲性を説明するために、戦前戦後の天皇制の分断を強調されています。他面において、元号法案の必要性を強調するために、国民感情における連続性を、あこがれ論を紹介されましたけれども、強調されるわけでありまして、二つの矛盾した問題というものが、政府の主張を形づくっているのではないかと、このようにわれわれは考えるわけでありまして、

ただ、この問題について、基本的な問題として、単に憲法上の、明治憲法における規定を中心とした変革があっただけではなく、総体としての

変革があったことについての答えはいただけたと思ふので、そのことを念頭に置いて幾つかの問題について伺ひたいと思ふます。

まず最初に、天皇の国事行為との関連でありまして、過日の岩垂委員の質問の最後で触れておりました儀式の関係について伺ひたいと思ふます。

現行の皇室典範によりまして、第二十五条「大喪の礼」に「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。」ことが定められています。また、第二十四条には「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。」と定められているわけでありまして、旧皇室典範の時代には、皇室喪儀令によりまして、天皇大喪に際しさまざまな儀式、内容を見てみますと、形式とか装飾とか出席者の服装から式次第まで、一切が事細かに規定されておりました。また、旧皇室典範によりまして、第十条「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」、第十一条「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」、第十二条が問題の元号に関する部分でありますけれども、そのように定められていたわけでありまして、

そこで、こうした新旧皇室典範を念頭に置きまして、以下の質問を進めたいと思ふのであります。まず第一に、過去の経験から見まして、大正天皇崩御後即位までの主要儀式、一応個別説明はいたしておきますけれども、一体、全体としてどのような儀式が行われたのかということについて、宮内庁の方から御説明をいただきたいと思ふます。

○山本(信)政府委員 大正天皇が御崩御になりましたから御即位までの主要な儀式でございますが、踐祚ないし御即位関係につきましては旧登極令、それから御喪儀の関係につきましては旧皇室喪儀令というものにそれぞれ規定が設けられていたわけでございます。その点、ただいま先生御指摘のとおりでございます。

か、踐祚後朝見の儀でございますかと。いったやうな踐祚関係の儀式がございます。それから御喪儀関係が次に出てまいりまして、殯宮の関係の儀式でございますとか、一番中心は、御喪儀関係では葬場殿の儀という大喪の儀式、それから今度は御喪儀の儀式というものが数多く規定をされております。約二十九項目規定をされている。それから御即位礼及び大嘗祭という関係で二十八ぐらゐりございますが、それぞれの儀式が規定をされておまして、踐祚関係で申しますと、御崩御の際から踐祚後朝見の儀までの間は数日間でございます。それから御喪儀の方は、全部、山陵の一周年祭までというところまで規定がございましたわけでございますから、相当の期間の諸儀式が書いてございます。

それから御即位の方は、喪が明けられましたからと申しますか、一年以上たちましてから御即位礼というのが行われているわけでございます。また、そういうような意味では非常に時間がかかっているの諸儀式が行われている、こういうようなことになっていると存じます。

○山花委員 大別して、踐祚の關係、御喪儀の關係、そして即位礼及び大嘗祭の關係ということで御説明を伺ったわけですが、踐祚の關係が四つ、御喪儀の關係が二十九、即位礼及び大嘗祭の關係が二十八、この總計六十一の中で、特に即位礼及び大嘗祭についての各儀式について見てみますと、賢所に期日奉告の儀から始まりまして、たとえば神宮神武天皇山陵並びに前帝四代の山陵に勅使遣送の儀、神宮に奉幣の儀、神武天皇山陵並びに前帝四代の山陵に奉幣の儀などから始まりまして、即位礼当日皇靈殿神座に奉告の儀、ずっと続いてまいりまして、大嘗祭関係の儀式、大嘗祭当日神宮に奉幣の儀、大嘗祭当日皇靈殿神座に奉幣の儀などが連続して二十八もお話をいただいたわけですが、こういう儀式について見てみますと、憲法二十条三項との関係で申しますけれども、国教分離との観点におきまして、これは今日の皇室典範の規定との関連もありまして、今度万一のこ

とがあつた場合にこうした経験というものを生かしていくことができるかと言へば、ほとんどが憲法二十条三項に触れてござるを得ないのではなからうかと思ふのであります。

ここに問題とされている国家神道、皇祖宗廟代天皇の神霊を祭るといふところから発し、天皇が祭司であるという形式、あるいは戦前における国家神道の果たした役割りといふことを振り返る中で、私たちは憲法二十条三項の国教分離といふものが今日の民主的な国家体制をつくっていく上で欠くべからざる要件であると確信をするところでありまして、こうした観点からいたしますと、かつての大正天皇が亡くなった後のほとんど主要な儀式につきましては、これは今後採用できないのではなからうかと思ふますけれども、その点について宮内庁の方は検討をされておるのかどうかといふことについて、できれば幾つか例を挙げました中で、具体例に即して御説明をいただきたいと思ふます。

○山本(信)政府委員 現行日本国憲法のもとにおきまして規定をされております皇室典範二十四条及び二十五条に基づきますところの即位の礼あるいは大喪の礼といふようなものになりますれば、これは当然、日本国憲法の枠の中で、その範囲内において天皇の国事行為として行われる儀式である、かように存するわけでございます。したがって、天皇の国事行為として行われる儀式というものが宗教的部分にわたらないという祭政分離の現憲法下における諸儀式でなければならぬというところは私も当然のことと考えておるわけでございます。個々具体の儀式がどういふかということになるかといふことは、国事行為でございますから、最終的には内閣の決定されることになるわけでございますが、宮内庁といたしましては、これらの諸行事が伝統的なものを十分尊重しつつ、そして国及び国民統合の象徴である天皇の地位にふさわしい内容を持つべきものだ、こういう考え方で検討をいたしている。

しかし、その際に、当然祭政分離としての日本

に理解すべきだと思ふのですけれども、たとへば、全部でなくて結構ですが、大統領の關係、この關係につきまして大体全体の形式はどうなっているのか、大要だけでも結構ですから御説明をいただきたいと思ひます。

要するに、私も理解するに、われわれの感覚で言ひましても、戸籍簿的なものというところだと思ふのですけれども、様式、大体大綱どうなっているのかというところについて、これは現物をなかなか見るわけにいきませんので、御説明をいただきたいと思ひます。そして、そういう様式が決まっていますとすると、その様式が決まっています法的根拠は一体どこにあるのかということについて、御説明いただきたいと思ひます。

○山本(樞)政府委員 大統領におきましては、旧皇統譜令第十二条によりまして、「天皇ノ欄ニハ左ノ事項ヲ登録ス」ということで、「一 御名 二 父 三 母 四 誕生ノ年月日時及場所」というようなことで十四の「大喪儀ノ年月日陵所及陵名」というところまで規定がございます。御案内のとおりであると思ひます。皇后につきましても同様の規定があるというところでございまして、これらの規定に基づきまして、それぞれ従来の書き方というものを踏襲いたしまして記載をしているというふうなことでございまして、

○山花委員 いま十四のということで御説明いただきましたけれども、省略されたその後について見ると、第六番目「踐祚ノ年月日」、第七番目「元号及改元ノ年月日」、第八番目「即位礼ノ年月日」、第九番目「大嘗祭ノ年月日」と続きまして、第十三番目は「追号及追号勅定ノ年月日」、第十四「大喪儀ノ年月日」云々ということで続いているわけでありまして、先ほどの御説明によりまして、従来の大統譜につきましましては、元号あるいは改元の年月日やいま指摘しました即位礼、大嘗祭以下全部記載されているということでありまして、うか。それから、もし今後大統譜をつくるということになりますと、この皇統譜令の第十二条以下

に基づいた様式に基づいてつくるといふことになるのでしうか。宮内庁としての見解をまずお伺いしたいと思ひます。

○山本(樞)政府委員 旧憲法下におきまして記載をされました事項まではそのとおりでございますが、今後どうなるのか。「従前の例」ということによつて規定をされているわけでございますが、まあ私も、従前の例と申しまして、現在の憲法のもとにおきましての従前の例ということでございますから、これは新しい憲法の精神の枠内であるべきことは当然であるかと存じております。

それとまた同時に、皇室典範の第二十六条の規定によりまして、登録事項は「天皇及び皇族の身分に関する事項」と、こうされているわけでございますから、旧令の登録事項を全部新しく記載をいたします際の登録事項にすべきかどうか、こういうことにつきましては、それぞれの登録事項がどのような性格のものであるかということと、個々に考察した上で慎重に検討しなければならぬこと、こう存じているところでございまして、

○山花委員 皇統譜令を見まると、旧皇統譜令を廃止せずに生かしている、こういう形式になり、まさにこれまで議論されてまいりました元号、改元の事項あるいは追号の事項につきましては、これが政令の中に定められていたわけでありまして、実はこの効力について長官に伺わなければならない。

ただ、その前提として、私は、この問題に触れる前に、一般論として長官にお伺いしておきたいと思ふのですけれども、憲法における内閣の職務としての法律、政令制定権、憲法七十三條の第六号の關係でありますけれども、ここにおきまして、法律と政令との關係を一般的にどうとらえればよろしいのか、政令によつて定め得ることができる範囲についてどのように理解したらよろしいのか、この点をまずあらかじめ伺ひしておきたいと思ひます。

○真田政府委員 御存じのとおり、旧憲法下にお

きましては、いわゆる独立勅令といひますか独立命令と申しますか、つまり法律とは一応無關係に勅令が定められるという規定が幾つかございまして、現行の憲法では、ただいま委員の御指摘になりました七十三條第六号によりまして、法律と政令との關係で申しますと、政令は法律の委任に基づき、あるいは法律を実施するため、この二つの場合以外には定められるわけにはまいりません。それはもう当然明瞭なことでございます。

○山花委員 いま御説明いただきましたとおり、かつて明治憲法の九條が規定したような独立命令は認められないわけでありまして、新しい現行憲法が定めておりますと、政令の内容というものはこの憲法及び法律の規定に違反したりその規定内容を超えるものであつてはなりません。あるいは内閣法十一條が規定しているところ、「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は權利を制限する規定を設けることができない。」という問題点も当然出てくるわけでありまして、

さて、そこで問題を先ほどの皇統譜令に戻しまして、皇統譜令によりまして、元号あるいは改元の年月日などにつきましては、これを大統譜に載せる、あるいは「追号及追号勅定ノ年月日」、今日なお元号、追号が勅定されるということを前提にいたしまして、これを大統譜に載せよと言っているわけでありまして、

この政令というものが今日有効である、このように取り扱われているとするならば、これはこの憲法及び法律の規定に基づいて政令が有効に存在するといひます。長官の御回答との關係におきまして、今日元号あるいは追号、追号の勅定といふことの前提となる憲法及び法律の規定というのは一体何になるのでしょうか。政令の有効性との關係でお伺ひしたいと思ひます。

○真田政府委員 現在の憲法が施行されてから後における政令の効力につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

そこで、いまの皇統譜令の第一條に、「当分の間、なお従前の例による。」と言つておる解釈で

ございまして、この規定を解釈するにつきましても、当然上位の法規範である憲法の規定がござつてくるわけでございますから、憲法の範囲内であればならない。ということとは、この皇統譜令といふのは、もともと法律である皇室典範の第二十六條を実現するためにつくつてあるわけでございますから、その皇統譜には天皇及び皇族の身分に関する事項を登録するものであるという制約があるわけでございますので、その範囲を超えて、当分の間に従前の例によるというわけには実はまいらないのだらうというのが法律的解釈でございます。したがひまして、なるほど形式的には「なお従前の例による。」と言つて、一応皇統譜令を全面的に引用しているような形はとっておりまして、皇室典範二十六條に言う、つまり天皇及び皇族の身分に関する事項に当たるか当たらないかということを決ましまして、当たらないものについては「なお従前の例による。」という規定にはめ込まれる、はみ出るといふのは、いまの皇統譜令の第一條にかかわらず「従前の例による。」という記述が適用されるわけはないというふうな言わざるを得ないわけでございます。

○山花委員 大変わかりにくい御説明であります。端的に伺ひたいと思ふのでありますけれども、旧皇統譜令は今日の憲法の体制のもとにおいては違憲として無効なものでしうか、それとも合憲としてその効力は存在しているものでしうか。まずトータルとしての、A条項、B条項ということではなく、旧皇統譜令について伺ひたいと思ひます。端的にその点についてお答えいただきたいと思ひます。

○真田政府委員 端的に申しますと、旧皇統譜令は法形式は皇室令でございます。皇室令はすべて廃止になつておりまして、現在の憲法のもとにおいては皇室令という法形式は存在いたしておりません。したがひまして、トータルとして申せば旧皇統譜令はすべて効力がございません。ただ、個

別の条項について現在の政令が中身を引用すれば、それはその限度においてむしろ政令としての効力を持つというふうに御解釈いただきたいと思ひます。

○山花委員 ます旧皇統譜令が違憲であるということについてはいま明確になりました。ただ、いまのお話ですと、そのうちの一部分について政令が取り出して生かしていれば有効になることもある、こういう御説明ですけれども、実態はそうではないのじゃないでしょうか。先ほど冒頭に説明をいただきました皇統譜令の第一条と附則の第二項によりますと、これをまるごと生かしているのじゃないでしょうか。先ほどの御説明を修正あるいは撤回されるのでしょうか。いかがでしょうか。

皇統譜令の一条と附則第二項、この点についてもう一遍御説明ください。いまのような説明では、これは説明がつかないのじゃないですか。

○真田政府委員 かみ砕いて申し上げますと、およそ法令は、形式的には効力がなくなつても、新しくつくられた法令でその中身を引用すれば、その引用された限度においては引用した法令と同じ効力があるというのは、これは法学通論の初歩的な考えでございます。

○山花委員 私はその初歩的な問題について聞いてゐるのではなくて、元号法案の審議について、そして説明いただいたこの皇統譜令について具体的に伺つてゐるわけですから、具体的に答えていただきたいと思ひます。初歩的な回答じゃなくて具体的な質疑に参加していただきたい。

皇統譜令についてあなたはいま、まず旧皇統譜令については全部無効である、なくなつてゐるはずだとお答えになりました。その中で、引つぱつて政令の中に生かすこともできるなどとおっしゃつたけれども、現行皇統譜令を見ても、旧皇統譜令の中の幾つかを引つぱつてゐるのじゃないでしょうか。全部まるごと生かしてゐるのじゃないでしょうか。なお従前の例による、というのが第一条です。そして附則第二項は、「従前の規定による皇統譜は、この政令によつて調製

したものとなります。」こうしてゐるのであります。

実は、長官のような答弁が出てくるのじゃないかと思つたから、あらかじめ宮内庁に伺つておきました。現在宮内庁の方が調製して、皇統譜につきましても大統譜につきましても、これは旧皇統譜令の条項に従ひまして調製済みであります。正本と副本もある。そして、皇統譜令に基づいてそれぞれ宮内庁と法務省が保管をしてゐる、こういうことであります。いま実態的、実務的には旧皇統譜令が全部生かされて通用してゐるのじゃないか。そしてそのことについて政令の形式から言いますと、先ほど皇室内法と言われた皇統譜令、これは二十二年五月三日の政令第一号であります。これによつて政令の中にまるごと生かしてゐるという、これが今日のこの政令の説明ということになるのではないのでしょうか。もし一部分についてというさっきの御説明で言うならば、その部分が一体どこなのかを説明していただかなければならぬと思ひます。皇統譜令の一条と附則によつて旧皇統譜令というものがまるごと存在してゐる、こういう体裁、法形式が現在なお残つてゐるのではないか、こういうことではないでしょうか。この点いかがでしょうか。

○真田政府委員 旧皇統譜令のトータルとしての効力は、先ほど申しましたように、もともとが皇室内法ですから、そういう法形式は現在はないわけなんです、そういう意味、また、皇室内法はすべて廃止するというのがたしか昭和二十二年の五月二日に出来たと思うのですが、そういう意味から言ひましても、トータルとしての旧皇統譜令はもう効力はございません。これは明らかでございますが、しかし、現在の皇統譜令という政令、これはもちろん現行憲法下において有効に制定できる法形式でございます。しかも、それは国会の議決を経た法律である皇室典範の二十六条を受けてつくつてあるわけですから、その二十六条を受けてつくつてあるはずのいまの皇統譜令が、その二十六条を受けてつくられる範囲以外にまで前の皇室内法である旧皇統譜令の規定を生かせるわけはないので

あつて、そういう解釈が実はむしろおかしいので、私たちはとり得ないわけなんです、したがつて合理的に解釈すれば、政令である現在の皇統譜令で規定し得る事項の範囲内において旧皇統譜令つまり皇室内法であつた皇統譜令のうちの当該部分、それを第一条で「なお従前の例による。」という形で引用してゐる、これが最も合理的な解釈である、そう言わざるを得ないわけなんです、おわかりだろうかと思ひます。

○山花委員 いまの御説明を前提としてこう確かめておきたいと思ひます。「皇統譜令に關しては、當分の間、なお従前の例による。」と、こうありまされども、この「皇統譜令に關しては」という部分について、これは旧皇統譜令の十二条以下を指してゐる、こういう趣旨で理解してよろしいわけですか。それが、さっきの御説明の、全体としてではなくつたんだけれども引つぱつてゐる、こういうお話になるのでしょうか。この点いかがでしょうか。

○真田政府委員 ちょっと御質問を聞き漏らしたもので、それから御質問の趣旨をいま確認いたしました。

結局、いまの皇統譜令の第一条に「この政令に定めるものの外、皇統譜に關しては、當分の間、」云々と言つてゐるこの「皇統譜」というのは、これは現在の皇室典範の二十六条が予定してゐる皇統譜というものでございまして、その中でゐる皇統譜というものは、この附則二項との関連から見ると、旧皇統譜令に基づいて調製されてきてゐる、こういうことではないでしょうか。

○真田政府委員 附則第二項は、これは、昔の皇室内法であつた旧皇統譜令によつて作製された皇統譜なんです。それを先ほど申しましたように現在の皇室典範二十六条による皇統譜とみなすというのでございまして。

○山花委員 ということは、要するに、先ほど宮内庁の方からも現在の皇統譜について御説明いただきましたけれども、元号の問題あるいは改元の

問題あるいは追号の問題あるいは追号勅定の問題、こういうなくなつたはずの、廃止されたというはずの旧皇統譜令、これに根拠を置いて作製された大統譜、皇統譜というものが現在存在してゐる、そして、そのことについての法律的な説明は、今日の皇統譜令第一条あるいは附則第二項によつてなされてゐる、こういうことだということに理解してよろしいでしょうか。この点について確かめたいと思ひます。

○真田政府委員 現在の皇統譜令の一条と附則第二項、それから旧皇室内法である皇統譜令による皇統譜との関係なんです。これは、先ほど来しつぱし引上げておられますように、現在の皇統譜令による皇統譜というものは、現在の皇室典範二十六条を受けての政令でございまして、現在の皇室典範二十六条によつて有効につくられることのできる範囲内の事項について定めるべきものでございまして、したがつて、それよりはみ出るような事項のものは、それは、現在の皇統譜令第一条に、なるほど形式的には一括して「なお従前の例による。」と書いてございまして、また、附則第二項でも形式的には一括して「従前の規定による皇統譜は」と書いてございまして、けれども、これは合理的に読めば、現在の皇室典範二十六条によつて現在の皇統譜に登録し得る事項についての話である、こういうふうに読むのは最も合理的な読み方でございます。

○山花委員 大変問題のあるところでありまして、また、大変時間がかかりそうでもありますので、この点だけにかかわつてゐるわけにもいきません。この点については質問を留保しまして、後に相談をした上でまた対応したいと思ひます。

ただ、一つだけここで問題提起ということでは、張したいのですけれども、いまの議論で、解釈についてはそれぞれの観点がありますけれども、どう考えても皇統譜については「當分の間、なお従前の例による。」という現行皇統譜令、政令第一号は、これはなお整備する必要があるのではないかと、現在できている大統譜などにつきましては、

旧皇統譜令、すなわち元号の問題、追号の問題、追号勅定の問題をも含めた古い皇統譜令に基づいてでき上っているわけであります。そうしてみますと、冒頭伺った今日の象徴天皇制のその体制に合った皇統譜などにつきましても、もう一遍様式その他について全面的な検討を要するのではなからうかと思うわけですが、この点についてはいかがでしょうか。要するにこの現在の皇統譜令について内容を整備する必要があるのではないかと、こういう問題点であります。

○眞田政府委員 その点はおっしゃる中身をよく私も理解できます。それは、この第一条自身が「当分の間」と言っていることからもその点はいかにわけるわけでございます。先ほど申しましたように、草々の間につくられたものでございまして、「当分の間、なお従前の例による。」というところで実はつなぎをしたわけでございます。いまの皇統譜令の中身をいさいに検討しますと、いまの皇室典範の二十六条のもとで登録し得る事項であるもの、つまり天皇及び皇族の身分に関する事項であるものかそうでないものかよく検討いたしまして、そして天皇及び皇族の身分に関する事項とはとても読めないというようなものがあればそれは削っていくというか、それを外したものを新しいいまの皇統譜令の中に取り入れて規定するというのが正しい行き方だろうと思ひます。その検討は必要でございます。

○山花委員 いま長官が検討は必要であるとおっしゃった説明の中で触れておられましたけれども、「当分の間」ということで三十年間過ぎた。そして、私はそのことだけを問題にしているのではないわけでありまして、今日元号法案を出すというならば、こういう「当分の間」としてはどうかしにされておいたものについて、やはり全面的に整理統合して、その中で国民の議論を待つ元号法案を出すというのが順序ではなからうか、こういう問題点というものを未整理のままに残しているまま元号法案を性急に出すということは、これはいかがなものかと、こういう観点でい

まの問題点を主張したわけであります。同じ観点で実はその次の問題について触れていきたいと思ひますけれども、公式制度連絡調査会議の關係について伺ひしておきたいと思ひます。

公式制度連絡調査会議について、この今日までの議論の概要、特に最近における委員会、小委員会の有無、委員会、小委員会などにおきまして元号問題について議論されたかどうか、あるいは元号法制化が閣議決定される以前に一体何回ぐらいい、どのような委員会、総会において議論をされたのかという観点で、最近の運営の実情について、若干、時間の關係があるのでまとめて伺ひましたけれども、御説明をいただきたいと思ひます。

○清水政府委員 お答えを申し上げます。公式制度連絡調査会議は、御案内のとおり、昭和三十六年七月二十八日に閣議決定によつて設けられておりますが、その活動の対象といたしましては、初期のころは非常に活発でございまして、その審議の結果といたしまして実を結びましたものの主要なものを申し上げますと、一つは、国事行為の委任に関する立法措置の大綱について結論を得まして、これに基づきまして、昭和三十九年五月に国事行為の臨時代行に関する法律を制定していただいておりますわけでございます。

それから、国費の接遇基準というようなものにつきましても審議をいたしまして、昭和三十九年六月三十日に「国費等の待遇について」ということで、その接遇の基準が閣議決定されております。

それから、国葬でございますが、旧国葬令失効後はこれにかわる法律はございません。しかしながら、やはり国の立場におきましてそれに相当すべき場合に葬儀を営むという考え方はとれるのではないかと認議を持つたわけでございます。具体的な例といたしましては、故吉田茂氏の葬儀の場合に、昭和四十二年十月二十三日の閣議決定によりまして国葬を行つております。

それから国旗、国歌につきましては、これは長年の慣行によりまして国民の間に日の丸が国旗であり「君が代」が国歌であるという認識は広く定着しているというふうに認められるという結論に達しております。したがって、その上さらに何らかの措置をとるべきかということについては議論をいたしております。

それから、あと国号の呼び方をどうだというような議論もいたしておりますし、あるいは公文の方式についても議論いたしておりますが、大事な元号の問題を最後にまとめて申し上げますと、この公式制度連絡調査会議は、最初申しましたように、主として、設けられましたから四十年代初期までにかかまして活発な活動がございまして、その後四十年代の終わりは余り活発に活動しておりません。おりませんが、元号につきましては、当初議論をいたしました。最近におきましては、昭和五十年以降について申しますと、総会あるいは懇談会あるいは小委員会という運営で、従前から各テーマごとに小委員会という考え方をとつてきておりますけれども、元号に関する小委員会の研究というものは最近におきましてはかなり頻繁にいたしております。私は一昨年の六月から現在の職にあるわけでございますが、この約一年半と申しますか、昨年末までの間におきましても非常に頻繁にいたしております。その間にいろいろの検討を積み重ねまして今日に至つてはいろいろでございます。

一番最後の、今回の元号法案を政府提出の形で決定をいたしましたのは本年の二月二日の閣議であつたわけでございますが、その前のたしか一月三十日でございますが、最後に正式の総会をいたしまして、この連絡調査会議としては締めくくつてつけている、こういうことでございまして、

○山花委員 いま御説明いただきましたが、私は大変実は不満なのであります。せんだつてこの公式制度連絡調査会議の開催の状況について御説明をいただきましたということで、政府委員室の方から御説明をいただきました。そのときいただいたメモ

モがあるわけでありまして、そのメモには実はいま御説明いただいたようなことは何も載っていないわけでありまして、そして、元号につきましては、一番最後の日程でございけれども、五十年七月二十八日に総会があつた、五十四年一月三十日に総会があつた、こういう御説明をいただいたわけでありまして、実は小委員会あるいはその他のテーマ、元号についてということでもお尋ねしたわけでありまして、全くそういうことについて事前には御説明いただかなくて、急にいま説明してもらつたということでありまして、まあい

ただ、いま御説明いただきましたことについて、そこだけに拘泥してはいるわけにはいきませんが、質問を先に進めていきたくと思ひますけれども、いまのような経過の中で世論調査を四回ほどなさつておられることだと思ひます。世論調査をする場合の、これまで内容その他についてはさまざまな観点から議論されましたが、手続について伺ひたいと思ひますけれども、この手続、一体どういう機関に依頼することなのか、あるいはどこでどういう機関が調査の方法を決めるのかという点について、まずあらかじめ伺ひておきたいと思ひます。

○清水政府委員 一言最初におわびを申し上げますが、ただいま御指摘の、私どもが事前に御説明に伺つた際に十分な御説明を申し上げなかつたという点につきましては大変申しわけなかつたと思ひますので、おわびを申し上げます。

それから、ただいまお尋ねの世論調査でございますが、総理府において行ひました世論調査でございますが、これは総理府の広報室というところであるので、これは総理府の広報室というところから元号に關しまして行ひました世論調査は、昭和三十六年以来、多少飛び飛びになつておりますが、一昨年の五十二年の八月までで合計四回いたしております。四回いたしておりますので、その調

査の方法でございますが、一番最近の五十二年八月の調査について申し上げますと、この調査のやり方でございますが、全国二十歳以上の者を対象といたしております。これを母集団と言います。その中から標本数一万人を抽出いたしました。この抽出の方法は、層化二段無作為抽出法でございます。これを調査いたしました時期は、昭和五十二年八月二十二日から八月三十一日にかけての約十日間でございまして、調査の方法は調査員による面接聴取ということでございまして、回収率は約八一・七％ということになっております。それからなお、この問題の作成につきまして、これは広報室の方で作成をいたしております。

とりあえず、手続の概略といたしましては、そういうことでございまして、

○山花委員 公式制度に関する政府の調査は四回やっていると、一番最後がいま御説明になりました七十七年の八月二十二日から末にかけてのものであった。そうすると、最近はやっていないではないか。最近、マスコミが世論調査の結果を発表しているけれども、政府はやってないじゃないか、こういうことについての質疑がありました。技術的な問題その他できない理由について説明があったわけですが、一番最後、四回目の調査をした後ですけれども、総理府の方ではさらに念を入れてもう一回調査をするというふうなことにいつて相談されたことはなかったのでしょうか。今日なお政府でもう一遍やって慎重を期したらどうかという声があるわけですので、この点について確かめたいと思います。

○清水政府委員 結論から申し上げますと、もう一度やろうということは考えませんでした。つまり、一昨年の八月に行ったわけですが、これは当時の総務長官であります藤田総務長官がその年の春の国会の質疑におきまして、したがって、これは当時の福田内閣の始まったときの状態でございまして、国民世論の動向をもさらにこの夏調査いたしました、それを踏まえたところで存続の方

法については考えたい、こういう御答弁をいたしているわけでございます。それに基づきまして準備をいたし、八月に実施をいたしましたわけでございます。それを含めまして過去四回の調査を見ますと、毎年申し上げておりますように、元号の使用の現状、それから次の天皇の代になっても元号があった方がいいかという意味の存続についての希望、この二点、同じような質問を繰り返してきておるわけでございますが、この二点に対する回答はおおむね一貫しておるわけでございます。そのような実態でございますので、お尋ねの昨年におきましてさらに重ねてやるかどうかということにつきましては、余り考えなかったというのが実際のところでございます。すでに五十二年の秋以降は、ただいま申し上げたような総務長官の答弁あるいは世論の動向というふうなものを踏まえまして、かなりその方法につきましても検討を内部でいたしましたとおたというところでございまして、

○山花委員 いまの五十二年の総務長官の発言でありますけれども、このときにも、法令化するならば義務づけられるということにもなってくるので世論の動向を調べてみなければならぬ、こういう国会議事録によつて当時の事情を知ることができるとは、一つの問題では、ここでも法令化するということも義務づけることである、こういう明確な総務長官の答弁があるわけでありまして、けれども、私がこの際伺っておきたいと思つたことは、法令化するにいつてというところで世論調査するとしながら、なぜ法令化についての賛否を問うという形で世論調査を、四回やっているんだけれども、元号についてだけはしなかったんだでしょうか。従来の答弁の中で何か技術的な問題という説明がありましたけれども、どうもそれだけでは納得できない部分がありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○清水政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、私どももいたしましては、国民の大多数の方が考えておられる存続という実態的な意思というものが一番基礎になるといふふうに認

識をいたしておるわけでございます。したがって、その存続の方法というものは、つまり法技術的な方法ということになるかと思つたわけですが、この点につきましては、もちろん私も自身も、内部で内閣の告示だけでやるという方法も現に議論しているわけでございますから、いろいろの方法について議論をしておるわけでございますけれども、その点につきましては、同時に法案の内容そのものが国民に示されるという状態は、これまた当時におきましてないわけでございます。また、そういうようなことから総合的に考えますと、方法自体について聞くことは技術的にきわめてむづかしいというふうな判断をいたしました。それ以上別段の他意はないわけでございますが、率直に申し上げてそういう判断をいたしましたので、世論調査はいたしておりません。

それから、なお補足いたしますと、昨年の秋以降におきまして政府が提案して法制化を図るといふ方針を決めたわけでございますが、同時に、その段階におきましてはおおむね法案の中身も内部的には固めていたわけでございますが、そのような状態になりました後、それではなぜその法案を、たとえば暮れのうちから発表してそれについての世論を聞かなかつたのかという点については、問を受けるかもしれないと、その点につきましても、前にもここで申し上げましたけれども、従来から私聞きましたところによりますと経緯がございまして、そのような法案提出の方針を明らかにしてからは政府の広報室の世論調査という形ではちよつとやりにくいんだ、適当でないという従来の経緯もあるというふうなことも伺つたので、そういう方法も別段とらなかつたというところでございまして、御了解をいただきたいと思つております。

○山花委員 いま御説明で、他意はなかつた、こういうお話でしたけれども、私はどうもそうではないのではないかと思つたを得ないわけでありまして、先ほど来御説明いただきました四回の総理

府の世論調査、この中で第二回目の調査の際には日の丸と国歌についても世論調査をされてゐる。これは第一回もそうだったわけですが、日の丸と国歌につきましては、法律ではっきり国旗あるいは国歌として決めた方がいいか悪いかということについて設問をして、世論調査を実施しているわけでありまして、なぜ日の丸と「君が代」についてはできて、元号についてはできないのか、まずこの点について伺いたいと思つたわけですが、この点いかがでしょうか。技術的な問題はいんじやないでしようか。やると、どうも政府にとつてぐあいの悪い結果が出てくるからできないということじゃないでしょうか。

○清水政府委員 そういふことでは決まないと私は申し上げざるを得ないのでございまして。国旗、国歌につきましても世論調査、いま御指摘のものは恐らく昭和四十九年の世論調査の際のことであつたと思つたが、これは国民の一般的な意識調査を広く行つたときのため一環だつたと思つたが、その場合におきまして、もちろん御指摘のとおり、国歌、国旗につきましては、国歌であるという認識あるいは国旗であるという認識をしておりまして、第一問と同時に、その認識をしていてという人につきましては、それならばそれについていまのままでよいのか、それとも、法律のような形でそれがそうであるということをはつきり決めた方がいいかという質問をしたのが、その法制化の問題でございます。したがって、それは法制化の問題でございます。質問そのものの趣旨と申しますか性格は、元号の場合と必ずしも同じではないと思つた。つまり元号の方で申しますと、元号につきましても、その使用の状況と将来における存続についての希望があるかないかというのを聞いてゐるわけでございます。この国歌、国旗というものは現に存在するものについての事実上の認識について聞くというところが主眼になっておりますし、それから、その認識された人についてはその認識しておるという内容について、さらに形のあり方としてどつちがよ

り満足がいけますかというような趣旨のこととして、法律の形がいいと思うかどうかを聞いていた、こういうことだと思えます。ですから、私その当時の設問がどういうわけでそういう別々のスタイルになったかについては問いただしてはおりませんけれども、推察いたしまするに、事柄のスタンスといえますか、その質問の行われておる性格が違っておったということが一番大きな原因ではなかったかと思うわけでございます。

なお一つつけ加へさせていただきますと、そのような存続の意思を国民の大多数において持つておられるという問題に對しまして、政府としてどのように措置すべきかということでございますので、その点につきましては先般来総務長官が申し上げておりますように、政府の責任の問題としてこれに對する対応を政府なりに考へてきたというその結論として法制化ということで御提案を申し上げている、このような関連にならうかと思ひます。

○山花委員　いまのお答えの中で、当時一般的に意識調査の中の一つのテーマとしてと、こういう趣旨での御発言がありましたけれども、それはそうじやないんじゃないでしょうか。公式制度調査会議がテーマをしぼって、そして私もこの四冊のアンケートについて内容、形式、ずっと拝見させていただきましたけれども、およそ同じような形式、同じような調査方法の中で集めた世論調査であります。したがって、一般的に漠然とした国民の意識の中で、たまたまその問題にということでは明らかにない。具体的なこの問題についてこれを国旗とするか国歌とするか、こういうテーマになっているわけでありますので、その辺については認識が違うのではなからうかというように思います。

もう一つ、大変根本的な問題点でありますけれども、それでは元号とか国旗、国歌について、これもおっしゃったとおり、元号についてしないで国旗、国歌についてしたというこの事情については、当時のさまざまな判断があったかもしれません。

んけれども、第一回目におきましては、法制化問題については元号についても国旗についても国歌についても聞いていないわけであります。第一回、第二回、同じような取り扱いがなされたとするならば、いまのお話についてなるほどということになるわけですが、第一回は何にもしていない、そして第二回のときにはたまたま国旗と国歌の法制化問題について設問をした、こういうことでありますから、一回目と二回目と調査の方式が違っておりますので、先ほどの御説明につきましてはその点についても納得できない部分があるわけであります。

肝心の法制化部分ということになるわけであり
ますけれども、まず日の丸の方から見てみま
す。「あなたは、「日の丸」の旗は、日本の国旗（国
の旗）としてふさわしいと思いますか、そうは思
いませんか。」という設問に対して、「思う」と回答
した人が八四・一％であります。さて、そういう
回答を前提といたしましてクエスチョンが続いて
まいります。「日の丸」の旗は、長年のならわし
で、日本の国旗（国の旗）として扱われてきまし
たが、国民の中には国旗として認めないという人
々もいます。あなたは、このような状態について
どうすればよいと思いますか。あなたのお考えに
は、この中のどちらに近いですか。」という
ことで、何という設問が「国民の大多数は、国旗
として認めているのだから、法律で決めなくと

も、いままでどおりでよい」、⁽⁴⁾というのが「法律ではっきり国旗として決めた方がよい」、こういう設問の方式で、まさに法制化についての設問になっているわけであります。元号について技術的にむづかしいとおっしゃいますけれども、過去において国旗についてはなさっている。そしてこのときの回答が、法制化、法律ではっきり国旗として認めた方がよろしいというのは二〇・三％であります。法律で認めなくともいままでどおりでよいというのが七一・一％という数字を示しているわけであります。

同じように「君が代」について見てみますと、

「君が代」が日本の国歌、国の歌としてふさわしいと思うかどうか、そうは思いませんか、こういう質問に対して、「思ふ」と答えた人が七六・六％であります。これは歌詞の問題その他が絡んでまいりますので、日の丸とはやはり違った数字になってきている、こう思うわけでありませうけれども、この「君が代」につきまして、先ほどの日の丸についてと同様の設問がなされています。「国民の大多数は、国歌として認めているのだから、法律で決めなくとも、いままでどおりでよい」、こういう設問と、もう一つは、(4)として「法律ではつきり国歌として決めた方がよい」、これに対して、法制化賛成が一九・二％、「法律で決めなくとも、いままでどおりでよい」という現状派、法定化反対派が七一・九％、こういう数字を示しているわけであります。

ここで私が大要特徴的だと思ひますことは、こゝに出てまいりました七、八〇%のそのことについての賛成、元号についての賛成、しかし法制化は反対だという数字が最近のマスコミの世論調査と大体同じような水準を示しているということとの関連であります。すなわち、元号について大体みんな使っているからいいじゃないですか、これらが約八〇%前後というところでありまゝす。しかし、それを法律で決めるということになりますと、賛成は二〇%前後しかない、これが幾つかのマスコミの世論調査の結果でありますけれども、かつ

て政府の方で法制化問題について調査した日の丸と「君が代」につきましては、全く同じ傾向を示している。日の丸についても、昔からずっと使っているからいいじゃないですか、国旗でいいじゃないですか。「君が代」につきましても、歌詞についてはいろいろここでも議論されているわけでありますけれども、問題はあるがまあまあという人が七一・九%でありますから、八割台というよりは少ないけれども、大体七、八〇%と考えてよろしいでしょう。ところが、法制化賛成ということになりますと、「君が代」ですら一九・二%、二〇%前後の幅の中に考えてよろしいと思うの

です。

こういう経過を振り返ってみますと、要するに政府が公式制度として取り上げました元号についても、日の丸についても「君が代」についても、現状肯定、こういう意味での賛成という者が大体七、八〇%である。ところが、法制化する、法律で決めるということになりますと賛成は大体二〇%ぐらいではないか。なお、法律で決めるということによる強制的な効果、ついせんだったの樗野委員の質問に對しまして懲戒問題まで、こういう議論まで出てくるわけでありませうけれども、そういうことに対する国民の不安、あるいは元号はもろんのこと、日の丸、「君が代」についても共通の問題点、そのことが政治的に利用される、こういう不安の中から法律で決めるということについては疑問である、大体二〇%ぐらいのししか賛成はしないわけでありませう。したがって、過去の総理府御自身でやった経過の中におきましても、法制化ということになると大体二〇%ぐらいになる。日の丸についてもそうだった、「君が代」についてもそうだったということになれば、元号について設問することができないのではないのでしょうか。もしやって二〇%が出てきたらどうなるか。これが、日の丸、「君が代」については法制化問題について世論調査をやったのだけれども元号についてはできないという本当の理由ということではないでしょうか。

○清水政府委員　お答えを申し上げます。
先ほどちよつと申し上げましたが、国歌あるいは国旗につきましては、現在日の丸があり「君が代」という歌があるわけでございますが、それが国旗であるあるいはそれが国歌であるという認識を大多数の人が持っているということが一つはつきりしたわけでございます。それからそれにつきましては、それを将来そういうふうに歌うなり掲げていくということがあるわけでございますけれども、別にこの際改めてその国旗の形式とかそういうものを法律でしなくたって、もういまそれがあるのだからいいのではないかという意味で、

大多数の方は何も格別めんどろな法制化というとは必要ないという御判断を持たれた、こういうふうに思うわけでございます。

他方、元号につきましては、それがあからいではないかとかという点がいささか違うのではないかと、元号にきましては、現在、昭和という元号にきましては、事実に慣習として使われておりまして、これにきましては、卑近な言葉で恐縮でございますが、いわば間に合っており、元号にきましては、さで、この昭和という元号がいつまで使われる性格のものであるかという点にきましては、先般来御説明がありますように、今上陛下の御在世の間において使われるものというふうな認識が国民の共通の認識であるかと思っております。それにつきましては、大多数の国民は、その後の元号があつてほしいというふうな存続を希望しているわけでございます。となりますと、昭和の次の新しい別の名前の元号というものは、それが決めるかというルールが必要になつてくるわけでございまして、さて、その点のルールをどのように設定するのかがいかに問題としてこの法制化の問題があるわけでございます。

御提案申し上げております法律は、まさにその、どういう場合にそれがとらえらるかにきまして、そのいかに手続をお願い申し上げていくわけでございまして、逆に言いますと、そのようにしてつくられたものが使われる問題につきましては、一切法律のレベルの問題としては触れていないわけでございまして、その点になりますと、ちょうど事実上そういうものが使われていく、慣習的に使われている、そういう状態が現在定着しているわけでございまして、使用の実態面についてはそのような状態が将来とも続いていくことを私どもとしては想定いたし、また期待いたしている、このようなことなるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、国旗、国歌のケースと元号のケースとの間には、何と申しますか、その局面が少し違っているという点がある点を

御理解賜りたいと思つてございまして。

○山花委員　もし御指摘の問題点があるとするならば、いまその点を踏まえてアンケートをつくる、設問をつくっていくということ、従来のアンケートの実施の経過あるいはその他各種のアンケートの経過から見ても十分できるのだと私は思ひます。ただそれをしないというのは、この日の丸、「君が代」問題についてのかつて法制化について問うたときの数字というものは、先ほど私が指摘しましたとおり、最近の各マスコミがしているものと全く同じ基調を示している。だから、これは政府としては危なくてできないということじゃないかと私は思つております。

この点についていま繰り返して議論するだけの時間的余裕がありません。ただ私は、いまこうした政府の世論調査あるいはマスコミにおける世論調査、こういうことを根拠としてのそれぞれの立場での立論ということに關連してありますけれども、この点は総務長官にお伺いしたいと思つておりますが、どうも総務長官もこういうものの利用の仕方が自己中心主義的過ぎるのではないかと、このことを、従来からのさまざまな議論の経過の中で感じておるわけであります。

具体的な問題について伺つておきたいと思つておりますが、一つは、従来の経過の中で、なぜ元号法制化をというに關しての議論でありますけれども、総務長官の当初の段階の、これは本会議以来、各委員会、そして今日までの経過を頭に置いてありますけれども、国民世論の把握の仕方につきまして、現状、元号については国民生活の中に定着している、この問題に關連しての世論は強い、こういう発言だったわけですが、委員会が進んでまいりますと、実は法制化についても世論が高まっておりますと、こういうニュアンスでの発言になつておるわけであります。

実はいまお話ししたとおり、四回の世論調査で、元号法制化については政府としては世論調査をしておらないわけでありまして、したがいましめて、政府の立場の資料はお持ちになつていないは

ずですから、この法制化についての国民世論が高いつとおっしゃるの、これはいささか正確を欠いているのではないかと私は考へるわけであります。もう一方マスコミの世論調査につきましても、唯一若干例外的な数字が出ましたNHKのケースを除きましては、大体一つの、われわれが主張してまいりましたような経過がなされているわけでありまして、恐らく総務長官の頭におありになつたものは、このNHKの調査として報道されたものではなかつたかと思つてすけれども、これは会議録によつて確かめて正確にお伺いいたしますと、一つにはこれは三月十四日、予算委員会でありまして、総務長官の答弁といたしまして、「最近のNHKの、これはちょうど一月前に

なつたわけでありまして、NHKとしても、こういう問題点があるからというところでコメントをつけていたはずであります。かつ、コメントをつけるほかに、各政党支持別の賛否についても資料としては持つておいたわけでありまして、それも、それは内部資料として、総務長官が国会で答へになりました部分については表に出しませんで、内部資料としておきまして、そしてコメントをつけたこの数字を発表したということだと思つております。ところが総務長官のいまの本会議及び委員会の答弁によりまして、その一番政府にとつて都合のいいところだけを、失礼な言い方をすればつまみ食いするようにして、そして取り上げてお話しになつておるのではなからうか。私は、世論調査などについてのこういう説明の仕方は、いささか不審な感じがするわけでありますけれども、この点総務長官としてはいかがでしようか。

もう一つ、これと關連しての答弁ということになるわけですが、これは三月十六日、過日の本会議の趣旨説明に当たりましての質疑の中でありますけれども、一番最後の部分であります。このお答えになつております。「先般のNHKの調査によりまして、共産党を支持する者の二〇%近く、法制化に協力を願つておるところでございまして。」という実情でございまして、決して事おねじ曲げておるわけではない、こういうようにお答えになつておるわけであります。

ことさらに「共産党を支持する者の二〇%近く」と、こういう引用をされておるわけでありまして、これも、これは私はいささか不審ではないかというところの気持ちを含めまして御質問いたしたいと思つておるわけであります。NHKの調査につきましても、確かに一般のマスコミとはかなり違つた数字が出たこと、そして、そのかなり違つた数字が出たこと、二月二十一日夜七時のニュースでな

れたわけでありまして、NHKとしても、こういう問題点があるからというところでコメントをつけていたはずであります。かつ、コメントをつけるほかに、各政党支持別の賛否についても資料としては持つておいたわけでありまして、それも、それは内部資料として、総務長官が国会で答へになりました部分については表に出しませんで、内部資料としておきまして、そしてコメントをつけたこの数字を発表したということだと思つております。ところが総務長官のいまの本会議及び委員会の答弁によりまして、その一番政府にとつて都合のいいところだけを、失礼な言い方をすればつまみ食いするようにして、そして取り上げてお話しになつておるのではなからうか。私は、世論調査などについてのこういう説明の仕方は、いささか不審な感じがするわけでありますけれども、この点総務長官としてはいかがでしようか。

中でも一七%近くの人が反対をし、社会党の支持者の中でも四九%近くが賛成しているというような複雑な回答を示している、この調査の内容についてさまざまな問題点を配慮したコメントを出しているわけであり、その中におきまして、実は内部資料であった共産党を支持する者のうち賛成が何%ということについては触れておらないわけであり。

大体私が申し上げたような趣旨のコメントをつけてNHKが慎重に報道した。それを一番いいところだけをとって、そして世論はこうだ、こういう総務長官の説明は、そのお立場からして私は適切ではなかったのではなからうかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

法制化の世論あるいは私の私を取り上げ方、例示の仕方等について適正を欠く点がありはしなかったかという御指摘もございましたが、これは劈頭私自身率直に申し上げますが、そういう御指摘を受けることについて、私自身そういうことを受け取られる状態もあつたかなという、みずからの発言に対する反省は十分いたしておるところでございます。

ただ基本的には、御承知のように私もいましては、これほど国民の方が存続を期待をしておられる。それは国旗、国歌と違つて、先ほども政府委員から申し上げましたように時期的な制約がある。一方はそうした期限的な制約は現在のところございません。そういうような問題等がある、そこで政府としてはそうした存続を希望される国民の実態を踏まえて、何とかそれにこたえなければならぬ。そして、やはり一応時期的な制約も諸般の情勢を見て判断せざるを得ないという事態に達していることは御理解願えると思つておられます。そういう立場で考えてまいりますと、何らかの基本的なルールをここでつくっておくことが、国民の存続要望に対する責任が政府にあるというのを私はまず考えるわけでございます。そうした基本的なルールをつくらう

とすれば、いろいろ検討を今日まで何年間かかつて進めてまいつておるわけでございますが、その間には過去における総務長官等が申し上げましたように、内閣告示でもよくはないか、あるいはまたその他の方法はないかという検討を進めてまいつたことも事実でございます。

しかし、昨年の中盤ごろから、政府におきましては、そうした内閣告示等については、それで果たして政府の十分な責任という問題において、それを果たし得るかどうかという検討等もなされてまいりました。そういう点においては、その基礎を明確にするについては、一つの制度的な法律でお願いをすることが適当ではないかというところが、昨年の暮れあたりにもまゝつてまいつた経過があるわけでございます。そういう点で、存続の系統上基礎的なものを明確にし、安定する体制とするには、内閣告示よりも法律をもつてするがよろしい。なおまた、それは一面におきましては、法律でございますから、国会において御審議、御決定を願うわけでございますので、これはひとつ法制化の道を選ぶべきであるというところで方針が決まつたとは私は承知をいたしておるわけでございます。

そうした経過を踏まえてまいりまして、そこで問題になりますのは、先ほど御意見がございましたように、世論の調査という問題が一つ出てきたわけでございます。それについていままでは、存続等について世論の調査等から踏まえておるけれども、法制化についてやらなかつた、この点については、先ほど来論議がございましたように、法制化についても世論調査をするかどうかという点とは、当然話題になつてきたことも事実でございますが、実際には、委員会においても御回答申し上げておりますように、事実上なかなかない点もあるぞという御意見等があり、また新聞等におきましてもしようとした世論調査をしていただき、その結果等も、いま御指摘のように、NHKを除きましては、他の数社の世論調査等が、法制化賛成という法制化を御了承願えるのは二〇%台で

あるということも承知をいたしておるわけでございます。しかし最終的には、結局そうした事態を踏まえて、客観的ないろいろな諸条件等を踏まえてまいりまして、私どももいたしましては法制化の問題について世論に問う処置をしなかつた、そして国会に法案を提出したというところは、現時点においては、先ほどおる申し上げましたような経過からでございます。それで、私どももいたしましては、そういう世論調査等あるいは諸般の情勢等を踏まえて、最終的にはあくまでも政府の責任において判断を下さざるを得ないということでございます。それから、世論調査等のいろいろな調査の結果等を踏まえて、最終的には政府の責任において法制化に踏み切つたということでございます。

その間、私が世論調査等のことについて、こういうこともあるではないかと申し上げたようなことを委員会あるいは本会議等で御答弁申し上げたことが、いかにも自己本位の偏見に基づく結論が出たのではないかとというような率直な御指摘がございましたけれども、決してそういうことではなくて、先ほど申し上げたように、結論的に申し上げますならば、国民のそうした存続希望に對しまして、それを責任ある政府としてどういう形でやるか、その点においては最も民主的な立場に立つて法制化し、そしてその基礎も明確になり安定する、法律によつて国会の場で審議を願うということが最も民主的な方法ではなからうか、そういうことで、最終的には政府の責任において決断を下したということであり、るる申し上げました、最終的には政府の責任でそういう決断を下し、国会の場で審議を願うことにいたしましたということでございます。

○山花委員 いま御回答をいただきましたけれども、基本的には議論はすれ違ひであるということに痛感せざるを得ないわけであり、また、いまの問題について、もう重複するつもりはありませんけれども、従来から指摘されておりましたとおり、最近に入りましてからの世論調査ということになれば、昨年の七月十九日、これ

はもう昨年といつたしましても、三月二十七日の日新聞、賛成二三・三、反対五五・一、そしてその際のコメントは以下のとおりであります。今回の調査では、元号存続の意見が八割近くを占めたが「法律で決めることに賛成だ」とする意見は国民の四分の一にも達しなかつた。むしろ国民の過半数は法律で決めるまでもないことだと受け止めているようだ。

ちなみに法制化賛成の意見は自民党支持層の三分の一、民社党支持層の四分の一程度で、元号法案に賛成の立場をとっている公明、新自由、ク的支持層でも二割に達しておらず、法案をゴリ押ししてまで成立させるような性質のものではない、というのが多くの国民の偽らざる心境といえよう。

これがコメントであります。三月二十九日の東京新聞、賛成が二〇・一%、反対が四二・六%、内容についてはすでに当委員会に出ておりますから繰り返しません。コメントは以下のとおり。

一方、法制化への賛否の態度では「反対」(四二・六%)が「賛成」(二〇・一%)の二倍以上もある。しかも、国会では法制化推進を唱える自民、公明、民社三党の支持者のうち、現実にはいずれも反対派の方が多い点は興味深い。自民党支持者の場合「反対」「どちらでもよい」「賛成」の順で元号に対する価値観が政党レベルの意識ほど整理されず、多様化していることを示している。

こうなっているわけであり、四月二日の毎日新聞、法制化二一%、内閣告示一%、慣習四四%など、これもすでに当委員会において内容については紹介されました。省略いたします。そして、まとめとして以下のとおりです。「問題の元号法案は」云々というところで、「その過程で」「社、共両党が反対すれば、強行突破も辞さない」という意見もないではない。しかし、「要するにたつた数日間の審議で国民の疑問に答えられるものかどうか。国民の

半数が「もっと時間をかけて」と望んでいる以上、慎重に審議すべきだろう。もしゴリ押しでもすれば、かえって「元号不信」が増幅しかねない。調査結果はそれを示している。

これがまことの解説であります。こうして政府につきましては、とにかくいま議論がすれ違いになりましたけれども、法制化ということについてはもうされない、するつもりもないというところのようです。マスコミはまさにそのことが焦点となった世論調査を最近において次々と行つた。その結果がいま御紹介したとおりであります。われわれはこれを今日のように、先ほどは政令の關係で、その政令の整理もできていないのに出してくるのは性急ではないか、こう申し上げましたけれども、こうした世論の關係からいたしましても、この出し方は大変性急に過ぎるのではないか、さらに議論を尽くすべきではないかというところを、これは繰り返して主張するところであります。

こういう経過からいいますと、実は今国会における内閣法案の提出の経過につきましても、いささか異常ではないかという経過が見えるのではないでしようか。これは大臣じやなくて結構ですけれども、実は法案が、今国会におきまして内閣の第二番目の法案として二月二日に閣議決定されたわけでありまして、何といつても、通常国会の冒頭だから予算について審議しなければならぬ、まず予算が最優先である、そして予算関連のいわゆる米印とされている法案、これがその次に優先される、こういうのが常識ではなかったでしようか。昨年の例も実は調べてみたわけでありまして、八十四国会におきましては、内閣委員会に所属いたしました法案が、内閣の提出法案につきましては十一あるようでありました。そして環境庁設置法の一部を改正する法律案から始まりまして、最初に一月十八日以降提案されました八つの法案のうち、真ん中に一つ科学技術庁の設置法がはさまっておりまして、すべていわずに米印の予算関連法案であります。まず予算について審

議をしていく、これが通常国会における最大の国会審議のテーマではないでしようか。従来ずっとそうであつた。去年だってそうだった。ところが、ことは違つたわけでありまして、内閣委員会に出た一番最初の法律、内閣閣議決定二月二日、第二号法案というものがこの元号法案である。このほかにそれでは米印がないのかと言へば、そうではないわけでありまして、いま審議中の議案を見てみましても、いわゆる予算関連法案というものがたくさんある。恩給の法案、年金の法案、さまざまなものがあるわけでありまして、たとえば恩給などについてどうなるかというところについて国民の関心が大変高い。その他米印法案はたくさんあります。たくさんあるのだけれども、そういうものについては、いわばあらゆる犠牲を払つたつて元号法案であるというものがどうも今国会における政府の態度ではないか。これは従来から私が指摘してまいりました、一貫して余りにも性急にこの問題にすべてをかけて押し通してしまつたという、総務長官は内閣の責任でとおっしゃいましたけれども、そこいささか自意識過剰的に内閣の責任で押し通してしまつた、米印法案が仮に飛ぶことがあつたら一体どうなるかというところを考えたが、しかし元号法案だ、こういう経過になつていくのではないでしようか。こうした審議の手続が従来と比較しても大変違つていく。特に今国会は、まず内閣委員会は元号だけが最優先である、こういう現状について、予算国会、米印法案との關係について一体総務長官はどうお考えになつておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○三原國務大臣 お答えをいたしますが、これは決して私はごり押しをし、元号法案を当初から無理やり出すという意図のものに出したものではありません。御承知のように、私自身、過去におきましては国会対策をいたしたり議運などを長くいたしておつたのでございしますが、そういう点から見ても、決して予算審議に優先して法案をやるというふうな仕組みになつておりませんし、特に法案を

出す場合には、予算法案はひとつ早く出すようにしないさといふようなことで、国会が政府にそういう要請をしてまいつておる経過もよく承知をいたしておるわけでございます。

元号法案を二月二日に提案をしたということ、いま特にそういうごり押しをしておりはしないかといふことでございしますが、決してそうではございません。昨年におきましても、昨年の臨時国会で元号法案を出したいという意思表示が党内から出てまいりました。その際にも、私は各党の国対委員長さんに申し上げたわけでございますが、元号法案というものは長い間審議を政府部内でもやつてまいりましたし、また国民の方々にもある程度元号問題については議論をされてきた経過もあるわけでございますけれども、私はやはり、この案件というものは国民全体がこれを使用しておるし、存続を希望しておられるという重要な案件でもあるし、短期間の臨時国会で出すことは適当でないと思つたということ、また御理解を願ひ、政府にもこれを連絡をし、そしてまた各党の国対委員長さんにも、臨時国会は出させないように私から要請をいたしました。しかし、次の国会には準備をいたしておるようでございますので、出させていたいただきますといふことで、その当時からそういう発言もいたしてまいつておる経過もあるわけでございます。したがつて、法案ができておるといふことでございします。私は主管大臣として、できておるならば、審議の手続等は、国会で一切日程等は組まれるはずであるけれども、ひとつできておる法案であれば予算法案とともにこの法案も出さすことについては規則違反でもなし、慣例を無視したわけでもないから、一つのこういうものをお出しいたしますといふことを、総理大臣も所信表明の際にそういう発言もいたしておるところでございます。私は決裁をして提出をお願いしたといふことでございまして、決してそういう予算を無視したり、あるいは前例を無視して、強引にこの提案をしたわけでもございませぬし、またその審議も、私は早く出し

て、皆さん方の国会において審議の時間も長く与えていただきたいといふようなところから実は提案をいたしたことでございします。この点につきましては御理解を賜りたいと思つたところでございします。

○山花委員 了解できないところでありまして、実は、たとえばきよの午後は参考人の先生方に御意見を伺うということになつておるわけですが、かつて国会におきまして元号問題が議論された場合には、二十五、六人の先生方から御意見を伺つたといふような過去の経過もあるわけでありまして、私は、各党一人とか、さまざまな経過の中で最終的に集結した午後日程といふことではあるわけでありまして、過去のこうした元号法案をめぐる議論、決着をつけないまでも、さまざまな議論を闘つた経過からするならば、もつとも多くの皆さんの意見を聞く必要があるのではないかと、こういうことを痛感する次第であります。

この点につきまして一つだけ伺つておきたいと思つたのですが、特に一九五〇年の参議院の文部委員会におきまして元号に関する調査が行われました。そして多くの参考人の皆さんから意見が出ました。中には、当時、調査してあります、書面によるといふものもあつたようでありまして、書面によつても、実は最近の学者の論文などにもこのときの委員会の様子といふものが引用されておるわけですが、時間の關係もありまして、大体そのときの議論の概要について御報告いただきたいと思います。

○清水政府委員 簡単に御報告申し上げます。第七回参議院文部委員会における元号に関する調査でございまして、参考人の方が全部で二十六名御出席になつておられます。うち四名の方は書面でございますが、もう一名の方は、第一回は書面でございますが、第二回目に御出席になつて重ねて意見を述べられております。意見の概要でございますが、結論的に、これは私の方の理解ということで御容赦をいただきたい

のですが、私が読みましたところ、二十六名の中で、当時のテーマの設定の仕方としては、元号を廃止するという点について調査をするというふうな感じが強かったように思いますが、したがって、その廃止ということに賛成であるという方がちょうど半分の十三人ぐらいだったというふうに理解をいたします。それから、廃止にはつきり反対であるというふうにお答えになった方が約八名でございまして、あとの差の五名はいわば役所の方でございまして、宮内庁次長とか法制局長官ということとございまして、これらの方々は中立的な立場で意見を表明しておられる、こういうふうな分布かと思ひます。

この主な論点でございしますが、廃止をすることに積極的に賛成意見を述べておられます方々のポイントといたしましては二つ、三つございまして、一つは、元号はときどきに変わって計算をしていくのがめんどうであるということが一つございします。その点が西暦の方は一貫しているから勘定がしやすい。それからもう一つは、これからは国際社会の中に入って生きていくというふうな、そういう認識のもとに、日本だけが特殊になるよりは、世界共通の紀年法をとっていった方がいいのだということとございまして、いわば西洋暦は国際的なものであるというこの認識のもとにそのような見解を述べられているように思ひます。それからもう一つ、元号の方を積極的に存続すべきであるという方々の御意見は、元号は長い歴史を有して国民生活に強く根を張っているということ、あるいは新憲法の趣旨に反するものではない、その他あるいは外国にも独自の紀年法をとっている国があるというふうなことが述べられております。

以上、ごく簡単にございしますが御報告申し上げます。

○山花委員 あと二、三分しか残っていないのでありますけれども、いま説明されました意見の整理につきましては、それぞれの学者の先生方も受けとめ方が若干ずつニュアンスが違つておるよう

であります。私も、分類といたしましてはそれぞれの意見が出るということを感じましたので、それはそれとして、皆さんの整理として伺つておきたいと思うわけですが、ここでは書面という形式も採用されておるわけでありましても、かなり幅広く各界の専門家の皆さんにお集まりいただきまして議論を集中しているわけでありまします。私は、これこそまさに大変大きな政治的テーマについて議論がある場合の国会、委員会とすべき態度ではないかということを重ねて強調しておきたいと思ひます。

この際に参考人として出席されておりましたこの二十六人の中の一人の宮澤先生が当時、憲法論、天皇制とのかかりにおいて一世一元の制度についてきわめて明快な御意見を述べていらつしやいました。

一世一元の精神は、天皇が日本を統治せられた統治権の総攬者として日本の国に君臨せられたというところにあるのであつて、大正十年というのは、大正天皇が日本を統治せられた大正天皇の御代の十年と了解しておりますから、そういうふうな意味におきまして、私はその一世一元は、皇室典範の廃止によつて廃止されたと思ひべきではないかと、

解釈している、こういうお考えであります。一世一元というものの、その本質から見まして皇室典範、明治憲法の消滅すると同時に消滅したと理解すべきである、こういう意見を述べておられるわけでありましても、基本的には私たちがまさにそのとおりだと思ひます。

冒頭に、戦前の統治権の総攬者としての天皇の地位を中心とした国家体制と、今日の、なお象徴という形で存続させられている天皇制、そのことを含めた今日の国家の体制、ここにおける基本的な変革の観点をお伺いし、実はその象徴天皇制の機能、国事行為とか公的行為、私的行為の關係についてずっと伺いたかつたのでありますけれども、残念ながら時間がなくなりました。われわれの基本的主張について、これはもう従来、岩垂、

梅野両委員からも主張したとおりでありますけれども、われわれは今日、一世一元の天皇制が明快に憲法違反の判断がなされるべきものと考えています。そして、その問題についてなお時間をかけて多くの専門分野の皆さんの意見を聞きながら、慎重を期すべきである、こう意見を固持いたしまします。この問題について、また新たな提案とか議論ということも必要になってくるものと思ひわけでありましても、きょう私は、余りにも性急に事を進めるきらいがあるではないかという観点から幾つかのテーマについて質問をいたしました。こうした観点につきましてはいろいろすれ違ひの議論として伺ひましたけれども、なおそういう立場場というものを堅持して今後の議論を続けていきたい、こういう気持ちを表明いたしましたので、ちょうど三分という時間でありましても、私の質問を終つたと思ひます。

○蔵内委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時二十分開議
○蔵内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

元号法案を議題といたします。
本日は、参考人として、国学院大学教授坂本太郎君、青山学院大学教授小林孝輔君、駒澤大学教授林修三君、慶應義塾大学講師村上重良君、筑波大学教授村松剛君、以上五名の方々に御出席を願つております。

なお、村松参考人は、所用のため少々おくれで御出席になりますので、御了承願ひます。

この際、参考人各位に一言、ごあいさつ申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本委員会におきましては、目下元号法案について審査を行つておりますが、参考人各位におかれ

ましては、本案について忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

御意見をお述べいただく順序は、坂本参考人、小林参考人、林参考人、村上参考人、村松参考人の順序で御意見をお一人二十分程度お述べいただき、次に、委員の質疑に対してお答えをいただきます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長許可を受けることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願ひします。

それでは、坂本参考人からお願ひいたします。
○坂本参考人 私は、いまからちょうど三十年前の昭和二十五年三月に参議院の文部委員会にお招きを受けまして、元号に関する意見を陳述いたしました。当時の情勢は、元号は新時代に即しないものであるから西暦一本にすべしという意見が大勢を占めていたものであります。私は、あえて元号はぜひ存続させたいといたしたいという意見を陳述いたしましたのでございします。恐らく因循固陋な意見であると嘲笑されたことと思ひますが、それから三十年たちまして時世が変わつてまいりました。今度は政府が元号法案を御提出になる、国民の大多数も元号の存続を望んでおるといふようなことになりました。深い感慨を覚えておる次第でございます。元号に対する私の意見は、三十年前と少しも変わつておりません。したがって、私は、このたびの元号法案に賛成いたすものでございします。

歴史を顧みますと、日本においては、年をどのようにならわしていたかといふと、最も古い方法は、十干十二支の組み合わせによる干支、甲子とか乙丑とかいうもので六十年を周期とするものでございします。

次には、天皇の治世によつて数える仕方とございまして、たとえば神武天皇元年とか神武天皇二年とかいうものでございします。

第三は、孝徳天皇の元年に初めて採用されまし
た元号によるあらわし方でありまして、すなわち
大化元年、その後白雉元年とありまして、しば
らく中絶しまして、文武天皇のときに大宝の元号
を建てまして、それからはずっと今日に至るま
で、そのような元号による年のあらわし方が定着
いたしまして、一年の断絶もなく今日に続いて
いる次第であります。大化から数えますと千三百
七十八年間ということになります。

元号は、天皇の代がかわりますときとか、ある
いは瑞祥がありまして天皇も国民ともに喜びを
分かち合うときとか、あるいは災害がありまして
国民生活が困難しているときに害を払って幸福な
世にしたいという願いを込めて改めるのが例であ
りまして、これを改元と称しております。したが
って、今日まで元号は二百四十六ほど数えられま
す。明治改元の際に、それまで一代にしばしば改
元がありまして煩わしかったのを改めまして、一
世一元ということに定められたのでございます。

もともと、元号の制度は、中国に始まったもの
でありまして、日本はそれを採用したものであり
ますけれども、本家の中国が清朝まではこれを用
いていたのでありますが、中華民国になりました
廃止いたしました。したがって、今日元号を用い
ている国は日本だけとなりました。こういう長
い伝統を持つてゐる制度は、私は一種の無形文化
財であると考えられるものであります。われわれの先
祖の長年にわたる英知と経験の結晶になる文化遺
産であると考えられるのでございます。今日、文化財
の保護につきましては、国民一般の関心が大変高
まりまして、特に地中から出てまいりますいわゆ
る埋蔵文化財というものについては、新聞などは
驚くばかりの情熱を持ってそのことを報道し、そ
の保護の必要なことを述べております。それは歴
史の教証となり、先祖の足跡が知られるという学
術的な価値を重んずるからでありましょう。元号
も文化財であるという点において、その埋蔵文
化財と同じ一面を持っていると思うのでありま

す。ただ、一つ違うことは、埋蔵文化財はすでに
使命を終えて死んだものであります。けれども、
元号は、今日なお生きてゐるものであるというこ
とであります。また、将来もこれは生かしてい
なければならぬという点で大きな相違があると私
は思うのであります。

元号が日本における貴重な文化遺産であるとい
うことについては、恐らく何人も御異存はあるま
いと思ひますが、ただし、将来これを生かしてい
かなければならぬということになりますと、恐ら
く反対論が起ってくるだらうと思ひわけであり
ます。そこで、なぜ将来も生かしていかなければ
ならぬと私が考えるかという点について愚見を申
し上げるのであります。

まず第一に、元号は、現憲法の定める象徴天皇
制下において天皇と国民とを結びますなとして最
も適当な制度であると考えらるからであります。現
憲法は、申し上げるまでもなく「天皇は、日本國
の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この
地位は、主權の存する日本國民の總意に基く」と
定められております。象徴といふのは、大要含蓄
ある言葉であります。かつて、この憲法制定のこ
とを担当せられた金澤國務大臣は、これをあ
こがれの中心というように敷衍しておられたこと
を思い起こすのであります。終戦直後におきまし
て大多數の國民は、天皇が政治上の権能を一切失
われたことを認めましたが、なおこれを景仰し、
尊敬するにやぶさかではなかつたのであります。
今日におきまして、日本文化の中心、日本の道
義の中心として天皇を仰ぐのが大多數の國民の心
理であると存じます。その天皇と國民とを具體的
に結びつけるきずなは、いろいろな行事、たとえ
ば新年の御慶会始めの行事であるとか、各地へ
の御巡幸であるとか、いろいろござりますが、最
も深い意義を持つ制度は、天皇の代のかかるごと
に元号を改めるということであると存じます。

元号は、新天皇が國家の繁榮、國民の幸福を祈
念する心を体して定められるはずのものでありま
して、新元号によって國民の耳目を一新する効果

があるであらうでしょう。そして申すまでもなく、
これはあくまで精神上の問題でありまして、政治
上の問題ではありません。元号を法制化すること
が天皇主權の復活につながるなどという議論は、
これが精神の問題、文化の問題であるということ
にこそさらに目をつむつたところに起るものであ
ります。また、元号は存続してよいが、天皇の一
代ごとに変わるのには不便だという議論もありま
すが、これは元号の本質を理解しない誤った考えで
あります。元号は、天皇との深い関連を持ってこ
そ意義があるのであります。その関連を失つた
ら元号の名に値しないのであります。

第二に、主として歴史上の事実から申すのであ
りますが、東洋諸國におきましては、中國が常に
中原に統一帝國を形成して、周圍の國々を屬國と
みなしておりましたから、その屬國が独自の元号
を持つことを許しませんでした。朝鮮の新羅は、
初めは独自の元号を持てましたが、付庸の國
で自國の元号を持つてゐるのは不遜の至りである
と唐の太宗にせられまして、それ以來唐の元号
を用ひました。これは後に朝鮮半島を統一した王
氏の高麗、李氏の朝鮮も同様でありまして、それ
ぞれ時の中國王朝の元号を用ひております。この
意味で、日本が大宝以來一度の断絶もなく独自の
元号を用ひ、中國から何の干渉も受けなかつたこ
うな事實は、輕々に見逃すべきことではありませ
ん。それは獨立國として極東に光榮ある地位を保
持しました証左であります。今日の元号にそうい
う意味は薄れてはしましうが、しかし、私は、
國がその國独自の年の数え方を持つてゐることは
大切なことであると思ひます。歴史と伝統に基
づく自信として独自の紀年法があることは當然であ
らうと思ひます。

西曆採用論者は、こういう考えを國際觀念を欠
如した獨善の思想と笑ひであります。しかし、
いかに國際化の時代でありましても、世界の
各國は民族も風土も歴史も文化もそれぞれに違
うのであります。日本のように同一民族をもつて一
國家を形成し、二千年來變換することのない皇室を

中心として独自の文化をはぐくんできました國
は、むしろそういう独自の文化を發展させていく
ことこそ、國際社會に伍して世界の平和と文化に
貢獻する道であると思ひのであります。日本が獨
自の文化や制度を持つてゐることは、決して國際化の時
代に對應しない固陋な考えではないのでありま
す。まして私は、日本が國として独自の紀年法、
すなわち元号を公には採用するにしても、西曆を
使いたいと思ひ人がこれを使うことを否定しよ
うとするものではありません。使いたい人は、これ
を使えばよいわけでありまして。

ただ、國の正式の紀年の法は西曆であつてはな
らない。これは絶対に西曆にすべきではないと思
ひます。なぜならば、西曆は世界曆だとか國際曆
だとか言ひますが、キリスト誕生の年から
数えたキリスト曆であることは間違ひがありません。
キリスト教國でもないわが國がキリスト曆を
日本の正式の紀年の法とするのは、それこそ憲
法の信教自由の原則を侵すものと思ひのでありま
す。キリスト教を支持する人は、日本固有の習俗
ともいふべき神道的な行事には目くらまされて、
ささいなことまでも取り上げて信教自由の憲法を
振り回しますけれども、最も根本的な西曆採用の
問題については何もおしやらないのは、はなは
だへんばな見解であると思ひます。

第三に、實際の便利の点からも元号が挙げられ
ると思ひます。およそ無限に続く長い時間を区切
るには、一年という單位の上にさらに適當な上級
の單位があるのが望ましいのであります。西曆
は、そこで百年ごとに区切つて世紀という觀念を
取り入れております。しかし、この世紀は單
なる機械的な区分でありまして、内容のないもので
あります。これを元号制により天皇の代によつて
区分すると、おのづからその期間の特色があ
らわれまして、これを使うにも覺えるにも大變便
利であります。特に後世から歴史時代として見る
場合、その効果は著しいのであります。明治時代と
言へば、明治天皇治世下に日本が近代國家として
躍進した輝かしい時代をたちどころに思い起こす

ことができませんけれども、これを一八六八年から一九二二年までの時代であつたなどと言うのは、おおよそナンセンスであると思ひます。こういう例は枚挙にいとまありませんが、それは省略いたします。歴史に關連して、元号では西暦との対照が不便であるという説をよく聞きますが、それは、基本的な事件と西暦の年数とを若干覚えておけば十分用は足りるのであります。たとへば年号を始めました文武天皇の大正元年、これは西暦では七〇一年、関ヶ原の戦いは慶長五年で西暦一六〇〇年、北清事變が明治三十三年で一九〇〇年、こういう基本的なところを押さえておけば、あとは年表という便利なものがありますから、それを見ればたちどころにわかるわけでありまして、西暦との対照を必要とされるような方は、年表ぐらいはごらんになる勞をいとわれるはずはないと思ひます。

最後に、このことに關連いたしまして一言蛇足を加えますが、戦後の指導的な言論や政府の施策が合理主義ということに重きを置きまして、何事でも事を一本化する、AでなければB、CでなければDと、同類のものが共存することを拒絶する傾向があることを、はなはだ私は遺憾とするものであります。尺貫法とメートル法は併用して一向差し支えないのにメートル法に一元化する。あるいは國語國字政策などは最近大分緩和されましたようですが、いろいろに読んでこそ妙味のある漢字の音訓を一つにする。地名なども都市では画一化して、旧地名を抹殺して、新しい東とか西とかの一丁目とか二丁目とかというふうなものに変更する。これら一連の政策は、ことごとく文化の伝統の破壊でありまして、合理主義の履き違えであると思ひます。年の数え方にも由緒正しい元号を本筋として、これに西暦を併用するという柔軟な態度が望ましいと私は考える次第であります。(拍手)

○内閣委員長 次に、小林参考人をお願いいたします。

○小林参考人 元号問題につきましては、政治学

的な、あるいはいま發表なされましたような歴史的な、あるいは社会的なさまざまな問題がございすけれども、私は、及ばずながら憲法学を勉強しておりますので、憲法学的な見地からに限定して、若干私の考えを述べさせていただきますと思ひます。

憲法論的に扱うと申しました場合には、ここで申し上げたいことは、大きく分けますと二つございす。一つは法制化の問題と、もう一つは現にあらわれております法案の問題と二つございす。

まず、第一の法制化の問題でございますが、これについては、さらに三つの問題があると思ひます。

第一は、広い意味のことでありますが、なぜ法制化が必要であるのかという問題であります。この点につきまして、きのう当局から渡されました元号法案を見ますと、ここに立法理由がございす。この立法理由を見ますと、「元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」というのであります。つまり必要があるから必要なんだというのでございまして、いささかわかりにくい理由、必要性でございす。

そこで、さまざまなところにおいて言われております必要であることの理由を見ますと、たとえばありますが、元号法制化実現国民會議というところがございまして、そこで申しますのは、天皇は日本國の象徴であり國民統合の象徴であられ、天皇の交代とともに定められるのは、もちろん元号でありまして、きわめてふさわしい、こういうような理由になっております。この意見は、いささか憲法原理の上から再考されるべきではないのかというふうに思ひます。つまりここで言ひますのは、いわば一世一元は必要だということなのでありますけれども、これは明治憲法の君主主權主義という憲法原則と一体をなすものであつて、國民主權主義を原則とする現行憲法のもとでは同列に論じ得ないのじゃないか。

その理由であります。一世一元は一八六八年、すなわち明治元年の九月八日、行政官布告とともに始まり、その日の詔書でもって、朕がみずから万機の政をとるに当たり「海内億兆」とともに「更始一新」を図るため「明治」と改元するとあり、この文言は明治元号から大正元号へ、大正元号から昭和元号へと変わるたびにおおむねこの文言どおりに使われていて、つまり万機を政とするに当たつて元号を改えるというふうに詔書されていくわけでありまして、言いかえれば、元首天皇制、君主主權制とイコール一世一元制ということになるわけでありまして。

しからば現行憲法の政治原則あるいは統治原則あるいは國政原則というものは何か。これはいまさらここで申し上げるまでもないことであります。國民主權の原則が基本的人權尊重の原則及び平和主義の原則とともに三大原則とされていく。この点については、もはや憲法学界では全く異論がないと言つていいのではないかとと思ひます。これは言いかえれば、天皇は元首ではない、君主ではないということでありまして、明治憲法的一条「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇ノヲ統ス」という原則ではなく、また三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」という規定でもないものであります。

しかしながら天皇制というものは、國民統合の象徴云々と先ほど申しましたように、残つております。そこで、この國民主權の原理と、天皇は元首でないということのいわば調整的なものとして天皇象徴という規定があるというわけでありまして、つまり象徴天皇制というのは國民主權制、非元首天皇制と對するものであるというところは、二つ、三つでも憲法書をひらきにならば明らかであるところでありまして、したがって、一世一元というふうなことをするということとは、つまり元号と象徴天皇制というものが矛盾するということとはほぼ學界の有力説であります。私がここで有力と言ひますのは、そういう意見を否定する意見がないという意味ではございせん。たとえば、どんな憲法學者でも論文を書く場合には必ずそれを披見す

る、見ないではない、司法試験の委員もなさつていて、いふ方、まさにこれは指導的憲法學者と言つていいと思ひますが、そういう憲法學者もそういうふうになつていくわけでありまして。

以上が、なぜ必要かということに対する私の感想であります。

第二番目の問題で、元号があつてそのまゝ認めた方がいいというの、私の手にした一番最近の世論調査では、毎日新聞の四月二日号であります。八八%の者が存続がいいと言つております。もともと、法制化については二一%が賛成であり、二つあるとややこしいというのが存続がいいという者よりも上回つていくということでありまして。けれども、それはややこしいから一応おきます。そのようにして現実には使つております。私自身も大正つ子と言つてみたり、大正デモクラシーと言つたりしてゐるわけでありまして。

そこで、しからば残すにはどういう方法がいいのかという第二の問題であります。これについては、いまのところ學界で發表されている意見では、内閣の告示による方法、それから政令による方法、もちろんこれは内閣でありまして、それからまさに法律化という三つの方法があるようでありまして。

第一の告示の方法であります。これは、五十年には植木長官、五十一年には參議院內閣委員會で西村長官が發言したりして、一時期、政府でもこういった考え方があつたようであります。が、この点については、學界の意見では反對論があります。その反對論というのは、幾つかあるのではありません。その反對論のうち、主なことを言ひますと、後から申しますように、政令でやるべきではないというところが、いわんや下級法でやるべきではない、このところちょっとわかりにくいのですが、とにかく政令でできないものをするというのはいささかといふのであります。それからまた、多かれ少なかれ、國民が使うものを四十一條の國會規定を否定して、そして内閣が行うというのはいささかなものであらうかというのが學界の意見でござ

います。

もう一つの意見としましては、御承知のように、国家行政組織法の十四条には、「各大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができ」とございいます。内閣法には「告示をせよ」といふ規定は、告示というものが全く許されないという積極的な規定はまたないようであり、恐らくそういうところから、たとえば当用漢字のように内閣で告示をし、それをはかりの者が守っている。またこれは守らなくたって別に罰せられないという、いわば強制力なき現在と同じような事実たる慣習ということになるわけであらう。こういう方法があるわけであり、

二番目には、政令という方法であります。これは全く許されないと思ひます。といひますのは、憲法七十三條六号にありますが、政令といふものはその根拠法である、上級法である法律が必要である。法律がない場合には、これはできないといふことになるからであります。

三番目に、法律的な対策は、これはまさに当面の問題かと思ひますが、この点についてであります。これはいまもちょっと申しましたように、国民の権利義務に何らかの關係があるといふような場合に、これは国民の代表機關であり、国民が選挙で国会へ送り出した人たちの意見によるべきだといふ、憲法四十一條から言ふと筋が通つていふと思ひます。つまり形式的には四十一條、法律的手段の方が、ほかより望ましいと思ひます。

ただ問題は、實質的にいかにいふことでございいます。實質的にはかなり問題があるのじやないか、それは大きく分けますと、二つ問題があると思ひます。

一つは、先ほど申しましたように、象徴天皇制、言いかえれば国民主権制といふものと抵触するからであります。第二番目は、昨日も政府側からありましたように、法律化しますと、強制化

がなされるということであり、

そこで、強制化に伴つて、国民主権論といふのは、いわば政治構造の方の問題でありますけれども、憲法第三章の人権問題と抵触することが起るではないかと思はれるわけであらう。特に憲法十九條、二十條、二十一條と關係するところが多いのじやないかと思ひます。

若干の例を挙げますと、十九條に關しましては、元号を使わない、逆に言えば西暦を使うといふことでございまして、従わないといふのは反法治國家的である、反法治國家主義であるといふようなことを言われるでしょう。そうしますと、たとえば私、教師などもですから、しよつちゅう学生の就職問題に關係するわけですが、学生が就職のときに、昭和を消して西暦を書いたなんていふと、この男はどうも余り従順じやないななんていふて、あるいは就職取り消し、そこまでいくかどうかわかりませんが、そういうこともないではないと思ひます。

ごく最近の二月二十三日であります。ある資料によりますと、元号の法制化は反対であるといふのか、あるいは考えようといふのか、そういう趣旨の集會をやつてゐる街頭の運動に對して、非国民めといふのもつてある人たちが殴り込んだといふようなことを聞きましたけれども、こういうのを見ますと、十九條、思想、良心の自由といふものと無關係ではないといふことがどうも氣になつて仕方がないといふのが正直な私の感想であります。いわば元号の問題を慎重にしたいといふのは、むしろ現在の法治國家、國民主権制、象徴天皇制といふものを大事にしたいといふからこそ元号に對して考へようといふわけであらう。それに對して神を恐れぬ振舞いといふふうな飛躍するのはいささかわかりにくいと同時に、非常に憂慮にたえない。

それから第二の二十條、これは信教の自由でございまして、信教の自由とは直接結びつきにくいのでございまして、最近、神社神

道の方で出しています神社新報という刊行物の二月五日号に、元号をせよ通せといふことを主張している論説がございました。ですから、読売、朝日、毎日といったふうな全国紙の論説と少し違つた方向ではありますけれども、この神社教といふのは、いままでさまざまな最近の判例をめぐる問題でも政教分離に對してはかなり批判的であらう。政教分離原則といふ憲法二十條の原則に批判的なグループが非常にこれを応援するといふことは、やはり憲法二十條とどうも無縁ではないといふふうな氣がいたします。

それから二十一條のいままでの問題、たとえばこういう非国民だといふのも、これはいわば元号を考へようとか、あるいはもつと突き進んで反対であるとかいふような——私は反対といふ意味じやありませんけれども、そういうような議論を暴力的にふさぐといふことも、これはまさに二十一條の問題でございまして、公務員に對する強制は行われざるを得ないといふことは公的な発言として見られております。そこで、そういういわば官公署を相手にするところの書類なんかを國民が出そうとする場合に、これじやぐあいが悪いのだといふことは十分に考へられるわけであらう。そうすると、これは言論、表現權と密接に絡んでくるといふよりも、むしろ言論權といふような法益を侵すような契機をはらんでゐる、こういうふうな言へる。もしこれがいきますと、さらに私の紀要を言うならば、これは違憲ではないかといふような、憲法問題にまで發展するといふことも言われ得ると思はれるわけであらう。

以上が一番初めに類別しましたところの第一の問題、法制化をめぐる問題でございまして、

次は第二の、法案そのものについてでございまして、これはいろいろあるのでございまして、一つだけ申し上げますと、法案の二に「元号は政令で定める」と、ございまして。非常に単純明快な表現でありますけれども、単純明快であるために非常にわからないところが出てくるというふう

に思ふのであります。政令で定めるといふことは、政令に法律が委任するといふことでございまして、政令に法律が委任するといふことは委任するのであらうか。現行憲法は旧憲法と違ひまして、政令といふものはすべて法律の委任でなければならぬといふことは、法律と離れた、独立で歩くような政令はいかぬといふことは、もうその理由については説明するまでもないことであらう。国会尊重、國民主権といふ原則から出てゐるわけであらう。そこで、そういういわば政令のひとり歩きを防ぐためには、政令で決める範圍といふものを限定しなければならぬ。そこで、こゝで言う「政令」といふのは一体どういふふうな限定がなされてゐるのだからか。その点が不明であるといふところに私は疑問を抱かざるを得ないのであります。少なくとも政令がひとり歩きしない、つまり道憲法的な政令であるためには二つの問題があると思ひます。

要件がありまして、一つは、どういふことを政令に任せるといふに個別的、具体的に限定する必要があるであらうといふこと。それからもう一つは、法律では決り得ない問題、地域的な特殊事情などを一般的法律で決り得ないといふようなことでもつて別個に決めるといふようなことであらう。とにかく、そういう限定が必要であるにもかかわらず、これが限定してない。つまり、これから昭和にするのだ、あるいは大正にするのだといふような名前の宣言だけであるのか、それとも名前を選ぶに對するプロセス、手続、機關といふふうなものであつても政令で決めるものやら——もしそうであると思へば、これは政令として許されてゐる範圍の限界を超えてゐるというふうに見るべきだといふのがおおむね學者の通説のようであらう。この点は明治憲法時分の行政法論からも変わらないようであらう。

以上で終わりますけれども、あと二分ございまして、結論を申し上げます。結論といたしましては、では一体どうしたいのかといふような問題であります。これは憲法

論の範囲からは外れて政治的な問題になるわけですから、私は、ここでは発言する気はないのでありますけれども、ただ、憲法と矛盾しないようなことを考えたいと思うのであります。

公明党が、皇位継承の翌年ということにしたかどうか、つまり即位とやないのだというふうにしたらいかかという議論があつて、これも学界では評価する向きもございます。けれども、ただ、これに対しては、たまたま改元をしなればならぬような事件が年末に起こつたというふうな場合には、一世一元と結果的には同じになつてしまふのではないかと、このこと、疑問を持つ先生、学者もおられます。

それからまた、ある学者、これは憲法学者でございますけれども、それは、来年でしようか、一九八〇年がちょうど区切りがいから、それから二十年ごとに改元したらよからう。これはどういふこととそういうことになるのかわかりにくいのでございすが、いずれも一世一元というのだと憲法上ひつかつてくるというのを考慮して、しかし、元号が欲しいというふうな向きもいるからという、二つのいわば理論的な要求と実際上の要求との妥協理論ということには評価のしようのない議論だというふうに私は思います。

そこで学界の意見としましては、とにかく申しましたように憲法論的に非常に疑問が多いところであるからと考へたらどうか、しかるべき委員会を設けるなりして、どういふことが現行憲法の体制にふさわしい、まさに現行憲法秩序を尊重するような元号としていかにしてそれは生まれるべきかということを考へるべきではないかというのをおおむね学界の結論のようでありすが、私もそんなふうに考へるわけでありすが、ただ、こういう議論に対しては、そんなこと言つた日には間に合わない場合もあり得る、これはとつさに必要が起る場合もあるのだから、そんなまごまごしてはおられぬという議論もありましよう。それはそうでありましようけれども、しか

し、元号を持つことと憲法秩序を尊重するかというのと一体どちらが重要な問題かというところを、やはりこの辺ではしっかりと考へることがまず大事ではないのかというふうな気がするわけでありまう。

以上で私の話を終わらしていただきます。(拍手)

○内閣委員長 次に、林参考人をお願いいたします。

○林参考人 私は、この元号法案に賛成する立場で意見を申し上げたいと思ひます。

私は、憲法あるいは法律一般を専攻しておりまして、主としてここで申し上げますのは、やはり憲法及び法的な立場でこれに対する意見を申し上げます。

わが国の元号の歴史については、先ほど坂本先生からお話ございました。私が繰返す必要もございせんけれども、すでに約千三百年の歴史を持つて続いてきておるわけでありまう。ただ明治以前においては、いわゆる改元、元号を變えることは吉凶禍福というふうなことを原因として頻りに變えられたわけでございますが、それが明治元年の行政官布告で、慶応を明治に改元すると同時に、今後は、天皇一代の間は一つの年号でいく、いわゆる一世一元のことに決めたわけでございます。これは一つは便利だということもあつたと思ひます。それから元号の根本になつておりますお隣の中國でも、あれはたしか元の時代、あるいは明からは非常にはつきりしておりますが、明、清と一世一元をとつておつたわけでございます。そういうことを見てやつたものであらうと思ひます。そういふことを見てやつたものであらうと思ひます。明治憲法下においては、行政官布告がまず第一に法的な根拠としてできたわけでございますが、明治憲法が制定される際に、同時に皇室典範、いわゆる旧皇室典範でございすが、これができまして、この中に元号についての規定が第十二条に入つております。

〔委員長退席、竹中委員長代理着席〕
それからその後、明治憲法下において、元号を變

える、いわゆる改元の手続については、皇室令である登極令で決められました。

明治憲法下においては、法的根拠はそういうことと続いてきておつたわけでございますが、現行憲法になります際に、旧皇室典範及び登極令は当然に廃止されたわけでございます。行政官布告にいたつては、特に改廢の手続はされておりません。

したがいまして、この行政官布告の効力はどうなつたかといふことについては、いろいろ意見があるわけでございますが、現在でも若干の意見があるわけでございますが、これはやはりその内容から申しまして、現行憲法下においてはそのまゝの形で存続し得ない、そういうのが有力な見方でございます。現在、私が昔おりました法制局もそういう見解をとつておるようでございます。私、法制局長官時代にこの国会で答弁をしたことがございすが、そのときは、非常にどちらともつかないあいまいな答弁をしたことを覚えております。これは金森國務大臣が当時、前にも言つておられました、そういうどちらとも解釈がつくという趣旨のことを言つた記憶がございします。しかし、現在においては、これはやはり効力を持ち得ないという見方の方が私は正しいと思ひます。そういうわけでございますが、明治憲法下において元号制の法的根拠になつていたものは、現在に廢止されたか、あるいは効力がなくなつた、こう考へられるわけでございます。

ところが、昭和二十二年憲法施行後もずっと、國家機關あるいは地方団体、あるいは国民の多くも昭和の元号をそのまま使つてきております。これについて法的にどういふ説明をするかといふことになりましたが、これはいゝやうに説明を要するところだ、そういうふうに解釈されておるわけでございます。事実たる慣習として続いておるならばそれでいいやないか、わざわざ法制化する必要がどういふのかといふ議論がそこで出てくるわけでございますが、この事実たる慣習の内容についてまたいろいろ議論があるわけでございますが、現在の昭和は、確かに旧皇

室典範と登極令に基づいてきたものでございまして、この昭和の年号については、できるときにまさに法的な手続をとつておるわけでございますが、これは今上天皇御一代については問題はない。そういうふうな事実たる慣習は続くであらう。ただ、それで事実たる慣習は終わるのではないかと考へ方と、いや、やはり天皇の代がかわつた場合には新しい元号がつくられる、そういうものも事実たる慣習の中である、そういう考へ方と両様の考へ方がございします。しかし、いずれにいたしましても、昭和だけで終わるんだという考へ方をとれば、いま国民の多くは元号制の存続を望んでおるようでございますが、これは世論調査の結果でもそれが出ております。

そうなりますと、やはり天皇の代がかわりました際に新しい元号をだれがどういふ手続で決めるかといふ問題がどうしても出てくるわけでございます。事実たる慣習は昭和で終わらないのであつて、天皇がかわられた後でもやはり新しく元号をつくるという事実たる慣習はあるのだ、そういう考へ方を仮にとりましても、その場合、一体だれがつくるのかといふ問題はございします。行政官布告とか旧皇室典範のように、天皇が勅定されるというところは現在の憲法下ではあり得ないわけ、しからばだれが、どういふ手続で決めるかといふ問題がそこで出てくるわけでございます。したがいまして、この元号を將來も存続させるといふような、また、大部分の国民が支持しているといふことになれば、やはりこの際、元号を將來も存続させる意味で法制化する必要があるであらうといふことになるわけでございます。これは元号でなくて、仮にそのほかのいゝやうな紀年法、年の數え方をわが國で採用する場合でも、同じ問題はやはりあるわけでございます。仮に西曆を採用しようといふ場合でも、やはり法制化の必要は当然にあるわけでございますが、その点は、別に元号だけについて法制化の必要があるという問題ではございせん。いま元号の法制化は、元号を存続させるといふ意味の法制化ということになつてお

るわけでございます。

そこで、元号を法制化する方法としては、いままで言われておるのは内閣告示あるいは政令でいいんじやないかと、法律がいいんだという考え方と両方があるわけでございます。

なぜ内閣告示とか政令でもいいんじやないかという議論が出てくるかと申しますと、これは元号あるいは紀年法というものは、その性質上、仮に法制化した場合でも、いわゆる宣言的、告示的と申しますか、あるいは訓辭的と申しますか、要するに、国民にそれに違反することを許さないというような、法的拘束をするような性質のものではないと考えられます。つまり、私的な関係で、仮にそういう元号なりあるいはほかの紀年法がつくられた場合でも、それに従う、従わないということが一般の国民の間で法的強制を伴う、そういう性質のものではない、いわゆる宣言的、告示的なものである。たとえ話は余り適当でないかも知れませんが、たとえば当用漢字とか、かな遣いというようなものとそれほど違わない、つまり国民に基準を示して、こういうものを決めましたから使ってください、そういう性質のものだと考えられます。

これは、明治憲法下においても私はそうだったと思うのであります。明治憲法下においても、仮に元号を使わずに西暦を使つたからといって罰則があつたわけでもございませぬし、何らかの法的な不利益を受けたということは、一般私人間においてはあり得なかつたわけでございます。これは同じことだつたと思うのであります。したがつて、そういう性質のものであれば必ずしも法律を要しないのじやないか。つまり内閣告示とかあるいは政令——政令については若干の議論がございしますが、政令もいわゆる内閣告示と同じような意味で、内閣が決めるという意味で、いわゆる法律に基づくという意味じやなくて、法規、命令という意味じやなくての政令というような形もあり得ないわけではございませぬ。そういう意味で政令が言われているのだらうと思ひますが、政令とか

内閣告示でやることも法的に不可能ではございませぬ。一時政府が考えたのも、内閣告示あるいは政令というようなものと考えていたやうでございします。これは法的には別に不可能な問題ではないわけですが、しかし、それじや法律では悪いのかということになりまして、法律で悪いはずがないわけです。法律は、国権の最高機関である国会が決められるわけでございしますし、また、国会は唯一の立法機関でございしますから、法律で決めるのがよい、その方がよいということは多言を要しないところだと思ひます。つまり内閣告示とか政令でもいい、場合によつてはそれの方法もあり得るというところでございまして、法律がベターである、あるいは法律によるのが普通の行き方であるということとは、もう議論の余地のないことでございします。

それで、しからばなぜいまこの法制化をそんなに急ぐのかという問題になります。これは仮に天皇の代がかわるといふような事態が起こつた場合においては、やはり何らかの法的措置を講じておくのがいい、そのときになつて急にあらわすのではやはり困るのじやないか。そういう趣旨でこの法制化がいま出てきているのだと思ひます。また、これは私は適当なことであらうと思ひます。戦後三十数年たちまして、いろいろ議論がございしましたけれども、この際区切りをつけるというこはいいことであらうと思ひます。

これはずつとさかのぼりますが、明治憲法からいまの憲法に移ります際に、昭和二十一年の暮れに、当時の内閣で元号法案を用意したことがございします。ところが、当時は占領中でございまして、当時のGHQから、占領が終わつてからにしてくれというような要望がございまして、あのときは見送られたといういきさつがあるわけでございします。そういう事情が解消してからすでに二十数年たつておるわけでございします。この際元号制を将来も存続させるとすれば、その決まりをつけるというこは、私はいま適当な時期じやなからうかという気がいたします。これは蛇足でござ

いますが、仮に元号をとらないならば、別にかわるものを決めるという措置は当然要するのだらうと思ひます。そういう問題としてでも、元号というものを存続させる趣旨であれば、これを法制化するのには適当な時期だ、かように考えるわけです。

この元号法案の内容でございしますが、元号は政令で決めるということ、皇位継承のあつた場合に限つて元号を変えるということの二つが決められております。元号法という法律でやることは適当だと申しましたが、しかし、具体的に元号を法律で決めるというのは、なかなか性質上無理だらうと思ひます。また、急場の間にも合わないという問題もございします。したがつて、これはやはり政令に委任するということが適当なのだらうと思ひます。これは具体的な名前をどうするかということもございします。

あと、元号の改元の手続につきましては、一つは、皇位継承のあつた場合に変えるということがこの法律案で条件としてついております。これはいわゆる一世一元と大体同じ、実質的には同じことだと思ひます。皇位継承があつた場合に変えるということでありまして、ただ、具体的に、皇位継承のあつた場合に即時にやるのか、あるいは一日ぐらい置いてやるのか、あるいは若干日にちを置いてやるのか、そういう問題は一つの問題点としてあるわけでございしますが、やはり元号法、いわゆる一世一元的な考え方が憲法の趣旨に違反することは、私は絶対にあり得ないと思ひます。ございします。これは後で申し述べます。したがつて、やはり一世一元的な、つまり皇位継承とともに変えるというこであらう、なるべく早い時期に決めるのが適当だらうと私は思ひます。ございします。その手続が具体的に決まっております。けれども、やはりこれは政府の適宜の措置でやるべきような性質の問題じやなからうか、かように思ひます。法案の内容は、ごく簡単にございしますが、こんなことで私は適当だらうという気がいたします。

そこで、元号法案について、憲法的ないろいろな異論が一部にあるやうでございします。それから法制化した場合のいわゆる強制問題、これがあつたやうでございしますから、この二点について若干私の意見を申し上げたいと思ひます。

この元号法が憲法の趣旨に反するといふ意見は、私はどう考えても理解はできないのでございしますが、これは、確かに明治憲法時代の元号は天皇が勅定するといふことでございしました。それは、主権を有する天皇がみづから決められるといふことであつたことは間違ひございませぬ。しかし、いまつくりかたといふ元号がそういう性質のものでないことは明らかである、また、そういうものができるはずもございませぬ。ここに書いてございしますように、元号の根拠は、国会がこれを決めようといふことでございします。その具体的な元号は内閣が決めるといふことでございします。これは別に天皇の権能に何らのプラスをするわけでも、何らのマイナスをすることでもございませぬ。また、こういうことを決めたからといって、天皇に元首の性格がふえるとか減るとかといふやうな問題でもございませぬ。そこに何らかのかわりはないわけでは

しからば、いわゆる一世一元的な考え方、天皇の在位と結びつけることが憲法の趣旨に反するかどうかという議論がございしますが、これは天皇の象徴制の問題でございまして、憲法第一条で「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴」であるといふことがはつきり書いてございします。元号を、日本のいままでの国民の考え方、つまり多数の考え方だと思ひますが、それと天皇の象徴的性格からいって、これに結びつけることは、私は、むしろ象徴制に最もふさわしいことじやないかと思ひます。象徴制については、いろいろなところ象徴制があらわれたいと思ひますけれども、元号を天皇の在位と結びつけるといふことは、天皇の象徴制ときわめてふさわしいことであらう、これはどうして憲法の趣旨に反するの、私にはどう考えても理解できません。これによつて天皇が元

首的なものになるわけでも何でもないのでございます。憲法に關しては、私はそういうふうに考へるわけでもございます。

それから、あつた法的強制の問題と關連して憲法問題もございますが、それも後でちょっと触れまゝ。

法的強制の問題でござりますが、これは前にも申しましたように、元号とか、およそ紀年法、年数の数え方を仮に法制化した場合に、それが国民の一般の私的関係において強制力を持ち得ない、持ち得るような性質でないという事は、これは性質上明らかでございます。これは宣言的、告示的というような言葉でわれわれ表現しておりますけれども、一般の私的関係においては、それを使わなければならないという拘束は生じません。これは、今度の法律案でもその点ははっきりしております。これは、先ほど申しましたように、明治憲法下の元号でもそうだったと私は思います。そういう意味においては、これはそこに何らの法的拘束力、強制力はないわけです。

問題は、國家機關の元号の問題でござりますが、國家機關は、こういうものを決めた以上はこれを使うという事は當然のことであろうと思ひます。また、地方団体も公的な機關でございますから、こういうものを使うという事も、これは當然のことであろうと思ひます。それから國とか公共団体に文書を差し出す場合、これもやはり一応はこういう元号を決めた場合にはそれによるというのが、私はたてまえだと思ひます。これも元号に限ったことではございませんが、こういう紀年法を法律で決めた場合に、法律で決めるというのには、要するに、いろいろな年数の数え方についてばらばらでは、國の事務でも地方の事務でも、これは困ります。事務処理上も困りますし、あるいはいろいろなことの証明をする上でも困るわけでは、やはり統一が必要であるということになります。統一が必要であるとなれば、やはり法律で決めたものによるというのがたてまえでございまして、そういう意味においては公文書、あるいは

國、公共団体へ差し出す文書については、これは原則としてそれによるというのがたてまえで、公文書でも外交関係のようなものは、これは明治憲法時代からそうでございますが、西暦を使つてゐる例もあるわけではございますが、それは事態によるわけではございますが、公文書とかあるいは國、地方団体に出します文書は原則としてそれによるという、また、それによらないと混亂を生じまゝです。各自ばらばらのものを、ことに國の機關とか地方団体の機關に差し出す文書について、西暦ならまだいいのでございますけれども、たとえば自分分はヘブライ暦を使うとか、神武紀元を使うとか、それは自分の自由であると言つてやられたのでは、やはり事務処理上も非常に困ります。あるいはいろいろなことの後で文書の証明をするような場合でも困るわけではございます。なるべくならばそれに協力してほしいというふうに言うのは、これは當然のことであろうと思ひます。元号なら元号を決めれば、そういう意味の、法的にそれを使ふなかつた場合に何らかの不利を受けるというやうなことは普通は考へられませんが、事実上の強制力的なものは、そこに働くことはあり得ると思ひます。これは、仮に西暦というものを日本が採用した場合だって同じことではございます。ただ、その場合に、それが一体憲法の十九條とか二十條とか二十一條の問題になるかということではございますが、元号を決めたこと自身は、私は、思想、表現、良心の自由とは直接關係ないと思ひます。どういふ内容を決めたということが、すぐ表現の自由とかなんとかいふ問題に直接關係はない。むしろ西暦の場合には、信教の自由の問題が出てくる可能性がございます。自分はキリスト教はいやだというやうなことで、それを使うことに非常にこだわる人がないとは限りません。西暦は、日本人はいまキリスト教との結びつきをそんな明確にはみんな感じておりませんけれども、しかし、もとを正せば、キリスト教であることは間違いない。外國の表記を見れば、A DとかB C

という表記がございますね。A Dとは主の年であり、B Cはキリスト以前ということではございまして、明らかにキリスト教との結びつきがあるわけでは、そういうものがいやだと言ふ人は、これは必ず出てくる可能性がございます。むしろそういう場合にこそ憲法二十條の問題なんか出てくる。それもそんなことにこだわる必要はないと私は思ひますけれども、そういう議論は出てくる可能性はございますが、元号自身について、十九條とか二十條、二十一條の問題が出てくることはちよつと考へられないと思ひます。そういう性質のものじゃないというやうな気がいたします。しかも、私的関係において使うことは、何をしようとする自由でございますから、その点についても問題はな

い。國、公共団体に出す場合には、これはやはりいわゆる公共的な理由で余りばらばらのものを使つたのでは、役所の事務も混亂するばかりでございまして、なるべくそれに協力してほしいということになることは當然なことであろう、そういうふうにするわけではございまして。

大体時間になりましたので、私の賛成意見は、以上のとおりでございまして。(拍手)

○竹中委員長代理 次に、村上参考人をお願いいたします。

○村上参考人 私は、宗教を中心とした日本文化の研究に携わつております。その立場から、元号法案に反対する理由を申し上げます。

現在、元号法案が審議されてゐるわけですが、私は、二つの側面からこの元号法案に反対をしております。第一点は、元号が持つております歴史的な本質、性格、つまり元号とは何なのかという問題、それから第二は、元号が持つております紀年法としての欠陥でございます。二つ目の方はい

わゆる便利さ、実用性からの反対論でございまして。

初めに、元号の本質というものを考へてみたいと思ひます。言うまでもなく、元号は年の数え方、紀年法の一つでございまして。おおよそ、すなわち時間ですが、時間というものは物理的な範疇に属するものであります。そして人間は、社会生活を営む上で、適宜一つの起点を定めて、それから何年後、その起点から何年前というやうな尺度をつかつて年を数えてきたわけではございまして。そして、歴史的に見ますと、時間に対する觀念は、非常に漠然とした近い昔、ずっと昔、大昔というやうな認識、それから自分たちの住んでゐる生活圏で使うだけの時間の数え方、そういうものがだんだんに古代社会に入りまして發展をしてまいりました。そしてその歩みは、全体として見ますと、時間のとらえ方の尺度が次第に長くなつていくという傾向、それから広範な地域でもつて同じやうな年の数え方が行われるやうになる、そういう傾向が認められます。そのやうな發展の中から、人類の歴史にはさまざまな紀年法が成立し、使われたわけではございまして。

いろいろな分け方があると思ひますけれども、たとえば政治的紀年法、つまり何々大王が國を始めてから何年というやうな、古代國家の版圖を持つた帝國などで使われたというやうな数え方とか、あるいは最初のオリンピック紀元というやうな何年というやうなオリソピック紀元というやうな数え方とか、あるいは自然認識、世界認識に基礎を持つ十千十二支の組み合わせで六十年単位で年を数える干支、いわゆるえとというやうなものもあら

われました。

そしてまた、もう一つ大きなグループをいたしまして、いわゆる宗教的紀年法というものが成立してあります。これは宗敎學の方で創敎宗教とか世界宗教といふことを申しますが、キリスト敎とか仏敎とかイスラム敎といふやうに、原始社会や古代社会の宗教と違つて、特定の創敎者が敎えを述べて、そして人々に内面的な敎えを呼びかけて布敎していく、そういうタイプの宗教が古代社会の末期に成立いたしました。そして、このやうな創敎宗教は、それ以前の人類の文化にはなかつたやうな、たとえば人種の違ひとか言語の違ひとか國境とか、そういうやうな境目というものを越えて広がつていき、一つの信仰で結ばれた社会集團を

形成するという特徴がございます。つまり、キリスト教について言えば、アフリカの人でクリスチャンもいれば南米、ラテンアメリカの人でクリスチャンもいる、日本人にもいる、ベトナム人にもいる、そのように人種とか言語とか国境とか、そういうこととかかわりなく広い普遍的な宗教で結ばれた世界をつくっていくという特徴を持っております。そして、このような文化現象は、創唱宗教以前には見られないわけですが、この創唱宗教以前には見られないわけですが、必然的にその宗教の教えに立った紀年法というものが生じてまいります。大変普遍的な年の数え方の基盤として、世界宗教というものは非常に似つかわしい性格を持っていることであるかと思ひます。

一般に今日も生きておりますものに、ゴータマ・ブツダの亡くなった年から数えていく仏滅紀元、いわゆる仏紀というのもございます。これは南方仏教諸国では現に用いられておりますし、日本でも仏教の集会などで使われることがございます。

それからイスラム紀元というのがございます。これはイスラム教を開いた予言者のムハマドがメッカからメジナへ移った、ヘジュラと申しますが、その年を第一年とする数え方でございます。これはやはりイスラム圏の諸国で国際暦として現に用いられております。ただ、イスラム暦の場合は太陰暦でございますので、これから触れますような日本とかキリスト教紀元を使っている国の暦法とは違ひまして、きれいに一年ずつ対応するというわけにはまいりません。しかし、そういう独自の国際暦が現に生きております。

それからもう一つ大きなものとして、いま問題のキリスト教紀元がございます。これはキリスト教に起源するわけでございますが、歴史上のイエスの存在とはもちろん一致しない数え方でございますけれども、大体紀元五二五年ごろからヨーロッパのキリスト教世界で用いられて、今日に及んでおります。

そして、キリスト教紀元は、いわゆる西暦でございます。

ございますが、他の宗教的紀年法とちよつと性格が違つてきております。それはキリスト教が世界的な規模に宗教改革の時期から広がっていきまして、ヨーロッパ、オリエント、西南アジアの宗教であったものが、アフリカ、新大陸、アジアというふうに広がってまいっているわけですが、このキリスト教の世界的な発展というものと、世界の市場が資本主義によって単一化されていく歩み、つまりそれぞれの地域単位社会が近代化していく歩みというものと不即不離の形で、つまりキリスト教紀元を基準として年を数えている勢力というものが世界の近代化を触発し、植民地化などを通じて実現していった、そういう近い歴史的な過去がございます。

そのために、キリスト教紀元の場合には、確かにその淵源は言うまでもなくキリスト教の教えにあるわけでございますが、実際には事実上の最も広い国際的紀年法という地歩を獲得してきたわけでありまして、そのために、今日たとえば二十世紀という言葉にキリスト教を直接結びつけるということとは、実際にはほとんどございせんし、それからまた、キリスト教と全く関係のない社会主義国であるソ連とか中国、ベトナム、そういうところでも、西暦を公元などという名前を採用しております。つまり、紀年法というのはいくつの起点を決めて、年をプラス、マイナスして数えていくという方法に尽きるわけでございますから、比較的に言えば世界で最も広く共通のものが使われているものに国際的な普遍的な性格が生じてくるということになるわけでございます。

そういう意味で、私は、西暦というものをことさらにキリスト教の暦と考える必要はもう今日ではないというふうに考えております。そして、この西暦はいわゆるグレゴリオ暦で暦目を定めているわけでございますが、日本におきましては、明治六年の改暦の際に西暦と全く一致する年月日の設定を改暦で採用しておりますので、実は日本で言う一年は国際的に最も広く使われている西暦の一年と全く同じものという現実がございます。そして、仏教紀元を持っていたり、イスラム紀元を持っていたり、またまれに何々建国何年というような数え方をする国におきまして、多くの場合、実用上の必要から西暦が併用されております。西暦に全く無縁という文明国は現実にはないわけでございます。

それに対して、もう一つの紀年法であります元号というものは、これはすでにほかの参考人の方もお触れになりましたが、中国の古代で成立した政治思想に基づく年の数え方でございます。紀元前一四〇年ごろから漢の武帝が建てたと伝えられております。その背景となっておりまして、中国の古代の政治思想の天の思想でございます。天が命令を下して、天子がその命を受けるわけですね。そして天子は、国土、つまり空間と同時に時間をも支配する、そういう考え方から、天子はみづから元号というものを建てて、それを版図の人民、それから隷属した者たちに使用させる、そういう制度が生じたわけでございます。そして、この考え方は元号というものの本質に根差しているわけでありまして、日本では八世紀初めぐらいから中国にならって元号を採用したわけでございます。

「竹中委員長代理退席、委員長着席」そして、日本におきましては、天皇に元号を定め、元号を改める権限が属しておりました。しかし、実際には、元号というものは多分に呪術的な意味を含んでおりまして、代がかわったとか、あるいはめでたいことがあった、不吉なことがあった、あるいは十干十二支で言う革命、革命の年、辛酉・甲子と申しますが、そういう年には元号を改めるといふようなことが行われてまいりました。実に頻繁な改元が明治維新まで続いたわけでございます。こういう頻繁な改元は、結局、年の数え方としては大変不自由でありまして、多くの場合、日本の一般の人々は、西の年とか戌の年とかいうような、えとによる年の数え方で、六十年単位でその前後を覚えて使っていたわけでございます。また、公の文書などにも元号と干支を併記

するのが慣例でございました。このような形で幕末まで来たわけでございますが、明治維新の際に、いま問題の一世一元制が、これも中国にならって採用されたわけでございます。

これは言うまでもなく、元号はもともと天皇が定め、改めるものであったという関係にあったものを、今度は元号そのものを天皇その人と直結するという結果になったわけでございます。つまり、頻繁な改元を避けるという一種の合理化の要求もあつたわけでありまして、元号とが全く一体化する、そういう結果をもたらしたわけでございます。ですから、現在、問題になつております事実上の一世一元制というのは、比較的近い時代に日本の歴史にあらわれてくるわけでありまして、それをもつて何か手を触れることもできないような伝統というものは全くないわけでございます。そして、このような考え方は、結局天皇と元号とが一体であるということから、天皇が治める日本の国という觀念と切り離しようのないものとして続いてきていくことができると思ひます。

そして私は、第二の問題、つまり紀年法としてのこの元号というものは、どういう点で欠点があるのかという点を、次に申し上げてみたいと思ひます。

つまり、時間というものを一定の起点をつくつて、そしてプラス、マイナスというふうにその前後に数えていく、こういうのが一般の紀年法でありますけれども、元号制度というものはちよつと性格が違ひまして、その起点がたゞさん生じてくるわけなんです。もちろん頻繁に改元していた時代には、幕末のように十数年間に六回も起点が変わる、そういうようなことになってきますと、実質的な年の数え方としてはまことに不自由であると言ふことができます。そして、同時にその起点の定め方も、皇位の継承、つまり天皇の死というふうないわば予測できないところに置かなければいけない、そういう不安定で偶然な性格という

ものがつきまとうという問題ができます。たとえ話のようでありまうけれども、去年ローマ法王が亡くなって、また次の法王がすぐ亡くなって、次に現在の法王が登壇したわけですが、仮にパチカシ市国が一世一元制を使つておりました、昨年は三つ元号があつたということになります。理論的にはそういう不安定性というものを避けられない、つまり欠陥のある紀年法だということがまずございます。

そして、将来を見通す場合でも、法律などの文書で昭和八十年とか昭和百二十年などという記載が事実あるのも、そういう年はないであらうけれども、論理上はそういうふうに表記する以外にない。しかし西暦で言うならば、十年後が千九百何年になるというふうなことははっきりしておりますけれども、昭和で言うならば、一体十年後が昭和六十四年になるのか、それとも全く別の元号になるのかということはだれも予測できない、そういう問題がございます。つまり尺度として短いですね。そして恣意的に起点が来てしまふ。そういう点で足したり引いたり、こういう計算が著しく不自由である。これは元号を賛美される方も認めざるを得ないだろうというふうに思います。

そしてもう一つ、これは、私はやや偶然的な要素があると思うのですが、一世一元制が登場してから、明治が四十五年間、大正が十五年間、昭和が五十四年目に入っているわけですが、これはいわば帝王の治世としては比較的長期の例が続いたんですね、大正を除けば。つまり昭和に至ってはもう半世紀を超えておりますので、機能的には干支の六十年周期に大分近い機能をすでに持つてしまつています。ですから、元号が便利だというのは、たまたまそういう比較的長期の単位が現在、明治と昭和において続いたということが大きく錯覚を与えているのでありまして、これは数百年単位で変わることだつてあり得るという不安定な紀年法だということを特に申し上げたいというふうに思います。そして、元号が便利だという意見

があり、定着しているということでありまうけれども、これは定着していると表現すべきではなくて、昭和について言えば、昭和二十年まで元号を強制的に国民に使用させてきたわけですね。そしてその後も事実上元号使用でないとスムーズにいかないような慣習というものが張りめぐらされてきて、国民には半ば強制的に元号が使われてきて、そういうことが定着という結果を生み、しかもたまたまそれが五十年以上わたつて一貫しておりましたので、直接の不便というものを余り意識しないで済む、そういうものが重なり合つて現在に來ているというふうに思います。

しかしながら、翻つて考えてみますと、紀年法の要件というものは、これは物理的な範疇のものを決めていくわけでございますから、やはり安定した合理的な紀年法であるべきだということ、それから特定の単位社会で使われるだけであつて、広い普遍性、国際性を持つていけるものであるべきだ、この二点は、およそ文明国家としての日本国が年を数えることを決めるというならば必ず配慮しなければならぬ問題であらうというふうに思ひます。現在、元号法案が問題になっており、そして法制化が非常に急がれていられるように伝えられておりますけれども、私は、このような問題は十分に国民の意見を徴し、それからまた、さまざまな角度からの慎重な検討を経て、何らかの形に落ちつくことが望ましいのであつて、やみくもに天皇主権の復活を呼号するようになんが法制化、法制化ということを主張して動いていられるようでありまうけれども、そういう興奮した態度ではなくて冷静に、もともと国民にとつて最も使いやすくて特定の、たとえば日本国憲法と相反するような天皇主権というような思想と結びつくことのないような合理的な紀年法というものが将来とも日本においては生きていくと思ひます。

それからまた、こういうことは実際に使つていくことにポイントがあるわけでございますから、現状のような状態に任せておけば、おのずから紀年法として機能のすぐれたものが生き残り、そして欠点の多いものは次第に使われなくなるであらうと私は考えております。

以上をもちまして私の意見陳述を終わります。(拍手)

○内閣委員長 次に、村松参考人をお願いいたします。

○村松参考人 村松でございます。

元号の法制化に關しましては、私は三つの点からこれを行つた方がいいと考えております。簡単に申し上げますが、第一点は、現在の状態が続きますと、将来、天皇に万一のことがあつた場合に、今後の暦年法をどうするかという何らの根拠もない。皇室典範は廃止されておりますし、その前の明治初頭に出された行政官布告も皇室典範と一緒に廃止とみなされていようですから、したがつて暦年法を決定する何らの法的根拠がないことになり、現在の昭和という年号が無限に続いていくのか、それともやめてしまふのかよくわからないという状況が発生する。これがまず第一点であります。

第二点は、元号反対の方々は、キリスト教の西暦を使うことが天下の大勢である、世界の大勢であるということを往々にしておっしゃいますけれども、それは、すでにこれまでの参考人の方々がおっしゃつたと思いますが、事実とは相反するものであります。キリスト教世界にはキリスト教暦があり、これを回教世界に押しつけたら多分回教世界は激怒するであらうでしょう。そのほか、仏教暦とかあるいはユダヤ教暦とかいろいろのものがございします。現在は国際社会だから、したがつて固有の暦法というものはやめた方がいいのだ、そういうものを続けることは閉鎖的な考え方だということをおっしゃる方もおおいでです。

個人的なことを申し上げますが、私は、商売は外国文学、ヨーロッパ文学を専攻している人間でございます。ですから、当然西暦もしつぱ使ひます。しかし、国際化の時代ということは決して国籍の喪失を意味するものではないのでありまして、国際化の時代ということは、それぞれの固有

の文化を国際社会に持ち寄ることによつて初めて成立する。日本は日本にしかないものを持参金として国際社会に持ち寄ることによつて初めて評価を得るのであります。

暦というものの中には、その民族の文化の背景が息づいております。日本の元号は何も明治帝国の専用のもではないのでありまして、大化以来でございますから、いろいろな制度の時代を経てきております。これはもととは大陸から来たことは周知の事実でございますが、日本の場合は多分、唯一と言つて多少語弊がございますけれども、大陸の元号をそのまま使わなかつた、独自の元号を常に通してきたという点で際立つている国です。もととは中国だつたでしょうが、日本人はこれを自分の血肉の中に消化してきた。それが千数百年、その間には王朝時代もあれば封建時代もある。ある時期には京都の朝廷が全く無力化していた時期もございします。そういうさまざまな時代を経て日本人の中に生きてきている。ときには朝廷とかかわりなしに民間で勝手に元号を製造した時代さえございします。もちろんこれは流布してはおりませんが、流布してないにしても、民間で勝手に製造したということは、それだけ元号というものが国民生活の中に生きてきたということでございます。

人間にとつて時間というものは決して必ずしも普遍的なものではない。一人の人間がある時間を非常に長く感ずる。一日千秋のごときと思ふこともあれば、光陰矢のごときと思ふこともある。そういう個人的なかけがえのない時間の集積が人生というものです。ただ、そういうことを言つていたのでは、お互い同士、時間感覚が合わない、約束もできないということになりますから、別に共通の時間をつくりました。それがたとえば振り子の振動であり、あるいは分子の振動であるという物理学的な時間です。つまり、固有の時間感覚と共通の時間感覚と、人間は二つのものの上に立つて生きています。

これは国際社会に關しても当てはまるだろうと私は思ひます。国際社会の中に生きるといふこと

は日本人であることをやめることではないのでありまして、日本としての固有の文化を持ちながら国際社会に参加することであります。それぞれの国が持っている、文化圏が持っている暦年というものはそれぞれの歴史の中に思いついてるのでありまして、キリスト教にしてもあの暦年ができていく経緯を考えますと、キリスト教がいつ再臨するか、この期待感がほとんど千年にわたって生きておりまして、その中からキリスト教の暦年というものができてきた。日本もこれは長い歴史、三百年、五百年ではございません、千年以上の歴史の中で民間に根づいてきたものである。これを使いながら、同時に世界で比較的多く使われているキリスト教暦を併用する。それで何が悪いのだろうかというふうに考えます。

第三点は、日本では短い尺度での暦のはかり方がどうも日本人には体質的に合っていたみたいでございまして、皇紀二千六百年というふうな数え方も片一方でございまして。これは昔からどうも余りはやらなかったようです。キリスト教暦ですと、いまは一九七九年になります。これは余りにも長い尺度ですので、西洋人でもこれだけでは日常生活に不便を感じるらしい。ですから、たとえばエリザベス朝時代とかルイ王朝の時代とかあるいはベルエポックとか、これは第一次大戦の前を指しますが、そういうふうにして短い尺度を別につくって併用しております。日本の場合は、何かいやなことがあると全部御破算にして、また新しく始めるといふ感覚があるものですから、そこで短い尺度の元号が民間に浸透して使われてきた。長尺がないのですから、先ほどちょっとお話しに出ましたような十千十二支組み合わせて六十年、これがせいぜい昔ございまして長尺でした。そこにキリスト教紀元が入ってきたのですから、現在の日本人は大部分の人は、長尺を使う場合にはキリスト教暦を使い、短尺を用いようとすれば元号を使う、こういう二重生活を行っております。私は、これは民族の非常に健康な知恵だと思うので、これを廃止する必要がどこにあるかと思ひます。

そういう意味で、元号をはっきり定めておいて繰り返しますが、これは、天皇を象徴とする現憲法があるのですから、それによって元号を使うというところが直ちに明治帝国に復活するというふうなことで全くないのとして、法的にも問題はないように思われます。これを使いながら、しかも時に応じて、必要に応じて西暦を併用することは、国際社会に生きる道として当然のことではなからうかと存じます。

偶発的な事柄によって紀元を決定することはおかしいのではないかとというふうな御意見は、それはあり得るでしょうけれども、歴史、暦年というものをすべて合理的に決定することが一体できるのか、歴史というものはそんなに簡単に切れるものではないのであります。また、一年間に何回も元号が重複するという危険性が感じられるのであるならば、その昔やっていたように、元号改元の方法を用いる、つまり陛下が亡くなられた年は改元しない、翌年に改元するという方式でもって技術的にこれを解決することは可能でございまして、その昔は確かに支配者が空間のみならず時間をも決定する、時間をも支配するという目的で元号を考えたでしょう。しかし、現在私どもは元号を使うことによってだかに支配されていると一体感するのかどうか。もしそれを感ずるのだとすれば、ここでキリスト教紀元を持ち込むということば、一体国民全体をキリスト教にするつもりかという逆の理屈があらわれてくることになりまして、そういう問題と、すでにわれわれは離れたところにいる。離れたところにいるということと前提として、この国際化時代の中でいかにして伝統を守っていくか、こういう角度から元号問題は処理していただきたいと存ずる次第でございまして、以上です。(拍手)

○蔵内委員長 以上で各参考人の意見の陳述は終りました。

○蔵内委員長 これより各参考人に対する質疑を行います。

なお、委員各位に申し上げます。林参考人は所用のため四時に退席されますので、御了承願います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村田敬次郎君。

○村田委員 五人の参考人の方から大変貴重な意見を承りました。ありがとうございます。私は、自民党でございますから、元号制定に賛成という立場でございますが、それぞれ五人の御意見をきわめて興味深く承ったわけでございまして、したがって、逐次御質問を申し上げます。

まず青山学院大学の小林先生にお伺いをいたしたいと思ひますが、先生は、憲法学的な見地から限定して元号法制化に反対の立場を述べられたわけでございます。十分傾聴に値する御意見だと思ひますが、私は、その中で小林先生の言われた、この元号法制化は元首天皇制、君主主権制というものが一世代にわたるものではないかと考え、これは私は大変強固な御意見ではないかという印象を受けました。このことにつきましては、林修三参考人からお述べになられたことによっても明らかでございますが、君主主権であるならば旧憲法によるような定め方に当然なるはずでございまして、御参考までに申し上げますが、佐藤功上智大学教授の意見の中に、「国民主権の日本国憲法の下では、旧憲法のもとに行われたような『勅定』すなわち『天皇の意思』というところで元号が定められておいたのは違つて、『法律』すなわち『国民の意思』で元号が決められるのであることは言うまでもない。『すなわち、具体的にどのような名称の元号を定めるかは、内閣がしかるべき学識者の機関の意見に基づいて決定し、政令で定める』としても、『その根拠は国民代表たる国会の制定する法律によって定めるべきは当然である』と述べておられるわけでございますが、したがって、旧憲法下では天皇の勅定になつておりました元号

が、新憲法すなわち国民主権を定め、そして象徴天皇制を定めておられる新憲法下では、いま申し上げたように、法律すなわち国民の意思によって元号の法制化を決定をし、そして政令で定めるというこの考え方は、私は象徴天皇制たる現憲法にふさわしい定め方であると思ひますが、それが天皇元首制、君主主権制に基づくものであるときめつけられるその理由は、どういうことでしょうか。

それから第二に、法案そのもので政令の決めることが限定をしてない、はつきりしないからこの法制化の考え方というのはいかなかなか賛成できないと言われていると思いますが、それは、国会の討論、本会議、この委員会を通じて政令の決め方その他について具体的な決め方が政府その他で示されておるのでございまして、これによって明らかであると思ひますが、いかがでございましょうか。これがまず小林参考人に対する質問二点であります。時間の関係で一括して申し上げまして、一括してひとつお答えをいただきたいと思ひます。

それから、私は、林修三参考人の御意見は非常に賛成でございまして、したがって、私も国会討論を通じていろいろそのことを明らかにしておりましたから、きょうは特にいさぐ質問は申し上げません。

慶應大学の村上重良先生に御質問をいたします。

村上先生の御所論は、私大変傾聴いたしました。特に宗教を中心とした日本文化の研究に携わっているお立場から元号法案に反対の立場を表明をされたのでございまして、先生自身もお述べになられましたように、いわゆるキリスト教、いまの西暦についての歴史というものを述べた中では、いわば近代資本主義の発展と結びついて紀年法を単一化をしていく歩みというものを認め、世界の近代化、植民地化というふうなものとも関連があるということをはつきり指摘をしておられるわけでありまして、同様な観点から言えば、当然、日本の長い歴史として自然、風土、日本民

族、日本の伝統というものと結びついた紀年法である元号というものは、それ独自の歴史、そして重んじなければならぬ点がたくさんあると私は思うのでございます。したがって、私も元号だけをいよいよ言っておるのではありませんで、西暦を用い、そして元号を併用する、そういう意味でその元号を用いることに日本民族としての意味が大いにあると思っておりますのでございますが、そのことに對して、村上先生はこれを否定されるのですか、お答えをいただきたいと思うのが第一点。

それから第二点は、先ほどの林修三さんの御意見によれば、事実たる慣習として現在の昭和という元号が用いられてきたということは通説になつておるわけですが、これに對して村上参事人は、終戦後も慣習が張りめぐらされておつて、事実的には強制的に元号が使用された、こういう表現を用ひられました。これは、私はどうして納得することができません。

西暦と併用をして行つていくというのでございますから、元号そのものの持つておりますいわけゆる紀年法としての弱点が仮にあるとしても、西暦と併用すればその弱点は十分補われるのであつて、その意味で日本民族の持つておる元号というものは重視すべきであるということが第一点。

それから第二点は、戦後三十年間強制的に使われたというお考え方は、これは學者として明らかに物事を間違つて見ておられます。強制的に使われてゐる部分は全くないでございまして、この点についてのお答えをいただきたいと思ひます。それから村松剛先生の所論につきましては、私は実は朝日ジャーナルで拝見しておりました、そして先生のおっしゃる意味は非常によくわかるわけでございます。したがって、物理的な時間のほかに、いわゆる国際社会に生きるということは日本人をやめることじやない、キリスト教紀元にもいわばキリストの再臨という理想があつたというところを指摘をされて、そして日本の元号は、日本の長い歴史で本當に民間に根づいてきた

ものだということを言われておるわけでございますが、その意味で今回の元号の法制化というものが、村松参事人も御指摘になりますように、本来はシナ大陸から入つたものであるとしても、日本独自の自然、風土、歴史、伝統、民族等に根差しておる、だから元号を主体にして西暦をこれに併用すべきであるというふうに承つたわけでございます。大変結構だと思つておるわけですが、今後この元号の使用について、何か格別いままでするべきことと違つた使用法をこの法律案で認めようとしておると考へておられるのかどうか、これについて村松さんから承りたい。

それからも一つだけ、最後に林修三さんにも承りたいと思ひます。元号の強制問題でございますが、この元号の強制問題は、明治憲法下の元号でも強制力はなかつた。今回の元号法によるものによつて強制力は出てこないのは當然でございまして、いまま事たる慣習として使われてゐる使用法と、今回の元号法によつて定められたことによる使用法とが、何らその強制力というもので変わることはないと思ひます。私思つておりますが、変わるかと考へておるのですか。

以上、各参事人から御意見を承りたいと存じます。○小林参事人 私に對する御質問は二つあつたやうでして、一つは、元号制定は君主主権制とイコールであるというのをおかしいのではないかと、御質問のようにお聞きしましたけれども、私の申しましたのは、一世一元ということとは君主主権論を背景にしているということでございます。これは先ほど私も申しましたように、この元号法によりまして、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」というふうに二項に、これは条項がついていませんで第二に申しました、元号法案の第二に「元号は、皇位の継承があつた」とありますところから、これは一世一元の意味であるろう。とすれば、現行憲法の基本原則と抵触するという意味で言つたのであります。

それから第二番目の問題は、佐藤功氏の主張についてはちよつとおつしやることと違ふようでした。佐藤功氏はむしろ私の意見と同じじやないかというふうには私は論文を読んでゐるわけですが、それはそれといたしまして、もし政令の範囲が、これは申すまでもなく法律あつての政令でございまして、法律で決めてゐる範囲以上のことをしてはならないというのが政令でございまして、その点については、この法案は「政令で定める」というふうにして何ら範囲を限定してゐない、そういうところには疑問があるというのが私の意見でございます。

○村上参事人 二つの点についてお尋ねでございます。一つは、元号というものが日本の民族的な伝統、歴史、風土などと結びついているという御指摘でございますが、歴史上の事象、事柄というものは、それぞれその国なり歴史的な伝統、風土、そういうものと結びついて存続するわけでございます。まして、元号が長く使われてきたということは歴史上の事実でありますけれども、一つの観点は、日本の特定の知識層とか支配層ではなくて、日本の民衆が實際に用いてきた紀年法は先刻も述べましたように干支、えとが主体でありまして、改めた場合に元号というものが記されるというのが江戸時代までの大體実態のように思われます。そういう意味で、古くから続いているもの、存在したものでございまして、元号というものは、一定の歴史的發展段階で中国から輸入して、たまたま律令制国家としての公式な紀年法になつたという経緯があるわけでございます。それ以上の思い入れといふ必要がない、歴史的發展とともにこのやうな紀年法そのものも徐々に、人類の知恵の結晶でありますから發展し、変わつていってよいものだといふふうに思ひます。それから第二の点の、戦後強制制云々ということ

でございますが、私が申し上げましたのは、もちろん法的な強制があつたというのではなくて、事實上の強制というものが生きていた。たとえば諸届けなどにおきましては明治、大正、昭和とあるところにマルをつけて年月日を書くように事実上なつておりました、これに異を唱へますと、かなり紛糾する場合もあるのです。私の友人なんかで大変そういうことにやましのがいて、やはリトラブルを起こすといふことでございまして、まあ長いこと議論して強引にがんばれば、もちろん西暦でも受け付けてくれるのだそうだけれども、一般の人はお忙し、それからまたそれほどまでして争わないうこと、こういうことで事実上ほかの紀年法が使えないような状態が続いておるといふことがあつたと思ひます。

それから、一部でありますけれども元号による記載というものを決めてゐる場合もございまして、たとえば私の友人の雑誌の編集者で、何としても元号はいやだ、全部西暦で通すんだと言つてがなばつていたのですが、国鉄承認特別扱い何号というの昭和何年と書かないと承認の記載にならないのだそう。それで泣く泣く一カ所だけ昭和何年というのを残したといふことを言つておりましたが、そういうことが随所にありまして、定着している、生きてゐると言われまされども、そういう全体の状況の中で元号使用であるといふことを私も忘れてはいけないうふうに思ひます。○村松参事人 大変恐縮でございましてけれども、さっきの御質問の意味でちよつとわかりかねるところがございまして、恐れ入りますが、もう一遍繰り返していただけますか。○村田参事人 この元号法によつて、今後元号を使用していく上に何か特別の御注文というやうなことがございましてかといふことです。○村松参事人 元号を制定する以上、公的な部分に關しては、これは基本的には元号を使うというのはあたりまえだと思ひます。ただ、国民の方ではこれはいまでも併用しておりますから、国民一

般での併用はある程度大幅に許してもいいのではないか。そのところのけじめをはっきりするといふことが一つです。

それからもう一つは、先ほどちょっと申しましたが、明治以前にも一代一元という例はなかったわけではございません。若干ですが、ございませう。ただ、これが制度化されたのが明治以降でございます。ただ、その明治以降に制度化するに当たって、前の陛下が崩御された直後に元号を改める、そこで昭和元年が一通間足らずしかなかったという、同じ一年が二つの元号を持つということが発生いたしました。一代一元というのは、これはある意味では易の呪縛から外すという意味での合理化でございます。もちろん明、清が一代一元ということをやっていた、その影響もある程度あったかと思ひます。しかしその影響だけではあゝいうふうにはならなかったと思ひますので、これはやはり合理化の一段階でございませう。ただ、その合理化を行うについて、昔ございませう。改元というのを捨ててしまつた。昔は崩御の年には改元しないのが普通でして、翌年改元してあります。これは古法でございませうが、こういうやり方を復活することによって、一年が二つに、あるいは極端な場合を想定すれば三つにも四つにもなるという、これを防ぐことは可能だと思ひます。そういう技術的な事柄は配慮していただく必要があるのではないかと存じます。

○村田委員 村上参考人に申し上げますが、佐藤功教授の意見と違つたとおしやいましたけれども、私が特に申し上げましたのは、先ほど申し上げたように、旧憲法においては元号は勅定をされるシステムであつた。しかし、新憲法になつて、いわゆる象徴天皇制にふさわしく、国民の意思を尊重した法律の形によつて元号を定めることを決め、そして「政令で定める」となつておるのでございますから、この点は明らかに違つたのだといふことを私は申し上げたわけでございます。よく御検討いただきたいと思います。

○林参考人 いわゆる強制問題についての御質問

でございます。

先ほど申し上げましたけれども、元号が私的関係において強制的な性質を持つていない、これは明治憲法時代もそうだったというのを申しました。現在もそうございまして、これは今度の法律ができて同じことだと私は思ひます。それから、公的な関係では元号が使われることが原則である。これも、現在もそういう扱いをしておるわけでございます。今後、元号を法制化した以上はそういうことであると思ひます。その点も私は実質的な違いはないと思ひます。ですから、いわゆる強制と申しますか、事実上、若干国、公共団体が使つてゐる、公共団体に勤務する公務員が実際に使つてゐる、そういう点は現在と同じことだと私は思ひます。ただ、一般の国民の受ける感覚から申しますと、現在はいわゆる根拠法規がない、いわゆる事実たる慣習として続いている。それがちゃんとした法律の根拠ができた、そういう意味の重みと申しますか、そういうものは違つてもわかりませんが、実際上国民が受ける影響は同じことだ、かように考えます。

○村田委員 終わります。

○蔵内委員長 上原康助君。

○上原委員 きよは五名の参考人の各先生方、大変貴重なお時間をとつていただきました。目下本委員会が審査を進めております元号法案について、それぞれの立場で御意見を開陳していただきましたことに心から感謝を申し上げます。

私は、日本社会党に所属しておりますので、元号法案に反対である立場から、先ほど御意見をお述べいただきました小林先生、村上先生にまずお尋ねをして、さらに坂本先生、時間があれば林先生にも一言お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

先ほど小林先生から、現行憲法の立場からいろいろ御意見がございましたが、私たちも、先生がお述べになつた御意見の大半に同意をするものであります。そこで、象徴天皇制の問題と憲法とのかわ

りについてもう少し先生の御見解を述べていただきたいのですが、いみじくも、先ほど最初に御意見を述べていただきました坂本先生は、いわゆる元号制というのは元号を法制化するということ、あるいは元号というのは天皇と国民を結びつけることである、こういう御意見を述べたやに伺ひました。さらに、天皇と国民を具体的に結びつけていくには、天皇の代がかわれば元号も変わることが望ましいのだ、これが日本の歴史的な伝統、文化にも合致するといふような御意見だったかのように私は拝聴したわけですが、これこそまさに現行憲法下において問題にすべき本質的なことじやなからうかと私たちは見ておるわけです。

なぜならば、憲法原理の立場からいろいろ小林先生御指摘をいただきましたが、一世一元制の元号制を法律によつて新しく施行していこうとすることは、現行憲法の構造のすべてのあり方が、天皇の主権、いわゆる権力のすべてを、実質的にも形式的にも否定をしたことに新憲法の基本的な概念といひますか、理念、原理というものがあつて私は考えるわけですね。そういうことからすると、国民統合の象徴であり、日本国の象徴であるべき天皇といふのは、一世一元制という旧憲法下における総攬的な形での元号制というものを新たに復活せしめていくということは、国民主権を大きく、完全に侵害するとは言われないにしても、侵害していくところが、私たちがこの元号問題について非常な疑問を持ち、憲法原理、理念の面から今日まで問題点を指摘してきたことなのです。が、ここいらの点についてもう少し小林先生と村上先生の御見解を、十分お時間がなかつたと思ひますので、開陳をさせていただきたいと思ひます。

○小林参考人 ただいまの御質問で、聞き違ひは申しませんが、現行憲法が天皇制を形式的にも実質的にも否定したのだとおしやつたように伺ひましたけれども、憲法からはちよつとそういうふうには見られないのではないかと形式的には天皇の地位を認めてゐる、実質的には認めていな

い、こう見るのが憲法の三條、四條、つまり国事行為は認めても国政権能、政治的、法的権限は認めない、儀禮的なものは認めるというふうにしてあります。それがいい悪いは全然別問題で、事実としてそうでありながら、このことは、言いかえれば、形式的には存続してゐるのではないかとと思ひます。

それで、一世一元といふものは、その形式的な天皇制といふものを、制と言つていいかどうか、実質的なものにしていくといふふうな意味を持つところに問題点があるのではないかと。じゃ、どういふことが一世一元が実質的かといひますと、それは先ほど申し上げましたように、この法案にありますが、天皇が皇位の継承につれて元号を改めるということ、それが私の言うところの一世一元でございませうけれども、それのもといひますのは、天皇がみづからの万機のお仕事、政治万般をつかさどる、これを機会に元号を改めるのだといふふうにして従来改めてきたものですから、言いかえれば国事、国政権能を持つことを機会にして、元号を改めるといふのが一世一元なのでございませう。実質的な天皇制を否定して、そして国民主権といふものを原則にしてゐる憲法と矛盾する、そういう意味でございませう。

○村上参考人 お答えいたします。

一世一元制が天皇の戦前の権力、地位と一体のものであるといふことを申し上げたわけですが、敗戦前の近代天皇制と申しますが、天皇とはどういふ存在であつたかといふことを考えてみますと、世俗的な次元では政治大権と軍事大権、つまり政治の総攬者であるとともに、軍の大元帥、統帥権を持った存在であり、それから宗教の次元におきましては祭祀大権、つまり国家神道の最大の祭司として祭祀を営む、そういう性格をあわせ持つていたわけですね。しかもその持つてゐる天皇そのものは人間ではなくて現人神、つまり生きてゐる神であるといふ位置づけをされておりました。ですからこの原理がいけば、政治、軍事の大権を持ちながら、神であるために無党籍であつて、

すべての責任は輔弼の任にある者にあるという構造が導かれますし、また同時に、神であるということから至高の真理、最高の道徳を体現する存在として、教育勅語のように命令として道徳を国民に出すということも可能であったわけでございませう。そして太平洋戦争の敗戦によりまして象徴天皇制が生まれたわけでありますが、どこが変わったかといえますと、政治大権と軍事大権はなくなつて、そして形式的、名目的な国事行為が具体的に憲法で挙げられて定められております。つまり実質的な政治大権、軍事大権は消滅したと考えるとよいと思ひます。それから祭祀大権は国家的、公的意味を失つて、天皇の私的な行為として事実上温存されて、現在に至つております。しかしながら、法的にはあくまでも私的な行為であるという位置づけでございませう。そして現人神という属性は否定されまして、象徴である人間という属性になつたわけでございませう。

そして一世一元制は、大正天皇においてのみ実現した制度でありませうけれども、その基本的な原理は、いま申しましたような世俗の次元での政治大権、軍事大権、宗教の次元での祭祀大権、これを一身に兼ね備えた神である天皇というものと分かちがたく、一体化した制度であつたわけですから、このような思想的、原理的に全く現在の日本国憲法と相入れない制度が、その制度だけ法律として再び復活し、国民に事実上強制されるという状況は非常に危険な傾向であると言わなければならぬと思ひます。これは歴史の逆行であり、そして究極的には国民主権、民主主義に對する脅威にならざるを得ない、そういう性格のものと考えております。

○上原委員 私が生上げたのは、憲法上天皇の政治権力は形式的にも実質的にも否定というふうな意味で申し上げたので、その点補足しておきたいと思ひます。

そこで、時間の都合がありますからもう一つ小林先生にお尋ねしますが、要するに、この法案の内容も問題で、まだ十分審査しておりませ

ん。中途ですが、政令への委任の範囲、限界というのどの程度かという指摘もこれはごもっともだと思ひます。そういう議論はできませんので、お尋ねできませんが、要するに国民に對する拘束の問題、拘束を受けるのかどうかということ。政府の御説明は、この法律が仮に制定されるにしても拘束されないんだ、義務づけもされないんだということと非常にいゆる逃げの、失礼な言い方をするとそういう答弁で、できるだけ円満とまではいかなくても穏便に事を運ぼうというのがある。しかし私たちが、国権の最高機関である国会が一つの法律を制定すれば、他の法律もそうですが、当然国民は拘束されると思ひます。義務づけられるのです。しかも公務員は地方、国を問わず当然これは拘束されるし、義務づけられる。そして、ひいてはますますいろいろな政令なり省令なり、あるいは服務規律というようなことで制約を受けていって、だんだん非常な制約を受ける。そうしますと、先ほど御指摘がありました憲法十九條、二十條、二十一條の問題に当然関連をしてくると思ひます。こういふことについて私たちが、国民主権という面あるいは基本的人権の擁護という保障という面で、密接にかかわつてくるおそれがある。私はそういう法律を詳しくはありませぬので、断定するということとは性急過ぎるかもしれませぬが、十分おそれがあると思ひます。この点について、少なくとも公務員なり地方公務員なり国民は、公的にはこの法律ができることによつて義務づけられ、拘束されると見るのが順当だと思ひますが、この点について簡単に御所見を承つておきたいと思ひます。

○小林参考人 先ほどもちよつと佐藤功教授の議論がございましたけれども、佐藤功教授も同じであります。法律で決めると言つておられる趣旨は、少なくとも政令や告示では不都合で、決めるのなら法律であるという意味で言つてゐる。つまり、いまさっき私が申しましたように、形式的なことを言つてゐるわけでございます。しかし、で

は形式的に正しいとすることとは全面的に正しいかどうかということになりますと、それは問題でございます。実質的には問題が多いと思ひたしております。それはまさにいま質問ございました。まず、法律になりますと、繰り返すことになりませうけれども、第一には、先ほど申しましたように、憲法の国民主権原理というものとかわりません。憲法では、国民主権原理と平和主義と基本的人権尊重が三大原理でして、二番目には、そのもの一つ一つの原理である基本的人権の問題にかかわるということになると思ひます。そのうちの一つ、いま公務員の問題と一般市民の場合とを考えますと、公務員についてはもうすでに御説明ありましたが、法律ができてしまつたらばそれに従うということになると思ひます。その意味では、公務員の使いたくないという人が使わなければならぬという意味では、思想の自由なり言論の自由なりというものが制限される。しかし、公務員については特別権力関係だからというので、これを違憲である、不都合であるということでは言えないのだとすると一つの意見があります。かなり古い伝統的な意見とも言えます。が、近年の議論では、少なくとも思想の自由という内在的な自由については、特別権力関係というふうなものにあつたにしても、それは憲法的法益を阻却できないのだ、つまり言論権、思想の自由は主張できるものであるというのが、大体私ども同世代から以下現在の憲法学界のむしろ支配的意見のように私には思ひます。ですから、公務員といへども、仮に法律でできた場合に強制力を持つということは考えられないといふ思ひます。それから一般市民にとつてはいわんやでありますけれども、しかし、公務員について強制力があるんだという考え方をしますと、一般市民に對してもこれは直接、間接に私は人権侵害ということになると思ひます。

といひますのはどういふことかと言ひますと、直接的には、先ほども何回か議論がございましたけれども、さまざまの意味で、家をつくつたが、登録すると税金を払うとかあるいは子供が生まれたとか、私も免許証を持っています、その中に昭和とあります。これがある学生が、私はきらいだなどといつて書きかえたところが、これは変造だとか偽造だとか言われて問題になつたということ、これはちよつとこではふさわしくない話題でございます。それから、そんなふうにして、公務員は国民の公僕であるとはいひながら、大体権力は向こうが持つていますから、そこで彼らが受け取らないとなつたらば、それに従わざるを得ないという意味で、つまり直接的に關係があると思ひます。それから間接的な關係といひますのは、先ほど申したように、普通の市民關係において、たとえば就職において西暦を主張して云々という場合に、この人間はおもしろくない人間だといふふうな恐れ採用する側から思ひつかないと思ひます。これは元号問題ではございませぬけれども、それに似たケースは幾らでも例は挙げられます。

それから、先ほども申しましたように、いまのような時代になりますと、元号反対だといふふうなことを言うことが何かはばかれるような妙な空気がございませう。ですから、強制はしない、元号を決めたからといって国民は何にも痛痒を感じないと言つても、元号を批判しようとするような言論に對して暴力がふるわれたといふような現実が實際にあるわけでございますから、それをもつて無關係であると言ふのは余りにもしくしく規定な、形式的な理論であつて、社会の権力の実体といふものから目を閉ざしてゐるというふうな言ひではないか、こう思ひます。そのことは、同時に言論権でもありますので、二十一條の問題についてまたここで繰り返すことではないと思ひます。

以上でございます。

○上原委員 あと一点、簡潔にお尋ねいたします。法律というのは、一たん制定されるとひとり歩

でも、さまざまの意味で、家をつくつたが、登録すると税金を払うとかあるいは子供が生まれたとか、私も免許証を持っています、その中に昭和とあります。これがある学生が、私はきらいだなどといつて書きかえたところが、これは変造だとか偽造だとか言われて問題になつたということ、これはちよつとこではふさわしくない話題でございます。それから、そんなふうにして、公務員は国民の公僕であるとはいひながら、大体権力は向こうが持つていますから、そこで彼らが受け取らないとなつたらば、それに従わざるを得ないという意味で、つまり直接的に關係があると思ひます。それから間接的な關係といひますのは、先ほど申したように、普通の市民關係において、たとえば就職において西暦を主張して云々という場合に、この人間はおもしろくない人間だといふふうな恐れ採用する側から思ひつかないと思ひます。これは元号問題ではございませぬけれども、それに似たケースは幾らでも例は挙げられます。

きする危険性が十分あり得るわけですね、これまでの日本の歴史あるいは流れを見ましても、そうしますと、公務員なり地方公務員なりが、この法律が制定されて、いろいろな服務規定ができたというものはどういふふうにお考えなのか。これは林先生と小林先生に簡単に答えたいいただきたいと思ひます。

○小林参考人 処罰の対象という意味が私ちよつとわかりませんのすが……

○上原委員 元号法案が制定されて、仮に公的機関では元号を使用しないという何らかの示達なり公文書が公務員、地方公務員に上司などから出たという段階で、それに従わなかった公務員が出たという場合はどうなるか。

○小林参考人 それは先ほども私が申しましたが、特別権力関係論だと思ひます。たとえば政治運動をしてはならないという者が政治運動をした場合に、憲法上の利益を受けるという者と受けないというところでの争いが例の特別権力関係でございまして、ですから、これは裁判問題を必ず頻発させる。頻発と言うと語弊がありますが、起こさせる可能性があるかと先ほど言ったのはそういう点でございます。

つけ加えて申しますと、したがいまして、この法案がそもそも初めは告示と考へられて、そして、それがそうではなくて法制化することから考へてみますと、無理な注文というふうに分では考へるわけなんですけれども、つくるのなら強制はしないのだという文言をどうして入れられないかというところが、私、非常な疑問でございます。

○林参考人 あるいは御質問の趣旨を取り違えたお答えをするかも知れませんけれども、いまの御趣旨でございますが、この法律自身が一般の国民に強制力がないことは先ほども申しましたとおりでございます。それを聞かなかつたからといって、何もう一般的に罰則も不利益も普通ないわけでございます。ただ、いまの御質問の趣旨は、あ

るいは国、公共団体は元号を——現在もそうでございますが、元号というものが法制化された場合には、外交文書なんかは除きまして、それを公文書には使うというのがたてまえであるだろうと思ひます。それから役所に差し出す文書も、原則としては元号を使つてほしいということになるだろうと思ひます。これは、法制化した以上はそういうものだろうと思ひます。

そういう場合に、公務員個人の問題は全然別の問題ですが、公務員に対して、元号で出てきたものをを受け付けろ、あるいは公文書を作成するのに元号を使えという職務命令を出したというふうなことがあると、そういうことは、いまはなくても大体皆そうやっていて思ひますけれども、仮に出して、それを理由なしにあくまでも聞かないということになる、それは別に元号そのものの効果ではございせん、職務命令違反という問題が起る可能性はあると思ひます。これは別に元号だけの問題ではございせん、先ほどから申しますように、何らかの紀年法を法定化した場合には、西暦であろうと、あるいは神武紀元であろうと何であらうと、同じ問題は起るわけでございます。

○上原委員 時間があればいろいろお尋ねしたい点があるのですが、大変残念です。村松先生にもちよつとお尋ねしたい点があるのですが、時間がありませんで、あと一点だけ坂本先生に端的にお尋ねします。

歴史上の面から元号の必要性をいろいろお説きになられた点は、それはそれなりにわからぬわけでもございせんが、便、不便さの問題だけで元号問題を議論することは、私個人は余り重要な要点ではないような気がいたします。

そこで、しかば、賛成者の方々は日本の伝統、歴史をいろいろおっしゃるわけですが、たとえば平安時代というのを開かれた場合にどういふふう年の表示をなさいますか。それともう一つ、江戸時代とは歴史的に一体どうかということを言われた場合にどういふふうに説明なさいますか。そのことをお聞かせいただきたいと思ひます。

○坂本参考人 平安時代というのは、桓武天皇が都を平安京に移してから武家の幕府が鎌倉に開かれましてまでの間を平安時代と言つております。それから江戸時代は、その起点についてはいろいろ説がありますが、たとえば徳川家康が征夷大將軍になりました慶長八年であるとか、あるいは関ヶ原の戦いに勝つた慶長五年であるとか、それから明治の始まる前まで、明治維新の前まで、こういうふうに言つておるわけでございます。

○上原委員 これで終えますが、先生のように大學者になると、いまのようなお話で大体時代感覚というものが想像できるところですね。恐らくここで傍聴なさつておる皆さん、先生方にしても、一体何年前の話だろう。まあ明治の始まるころまでという江戸時代はわかりますよ。私はそこに元号推進論者の、伝統文化とか、あるいは便利だということと非常な無理をしておられる点があるやに私の非常に不勉強な中でも感じられる。

これにいろいろ書いてありますが、平安時代とは、八〇一年から一八五五年の文治元年ですか、そういうところまで。どうしても西暦を引用しないと日本歴史もようわからぬわけですよ。これは高校三年の、しかも文部省検定の日本史の本なんです。

これはいづれ議論しますが、江戸時代といつても長いわけでしょう。それを何か西暦はキリスト教暦だということと、それこそ憲法に抵触するのだという御発言もございしましたが、私は、西暦というのは必ずしもキリスト教暦じゃない、太陽暦ということと社会的に通用する一つの紀年法だと思ふのです。どうもそこに、推進論者の方に思想的あるいはイデオロギー的に元号問題を立証しようという非常に無理な点があるということも指摘しておきたいし、もしキリスト教暦、西暦が全然だめだと言ふなら、いま使つてゐる月曜から日曜までの曜日も問題ですよ。どうしてもキリスト教暦は否定なさるといふなら、日曜日お

休みになるのもこれは否定せぬといけないう議論も決してこじつけではなくなるわけですね。そういう点を指摘をして、きょうのところ、ありがとうございました。

○蔵内委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 公明党の鈴切康雄でございます。今日は、参考人の五人の先生にはまことに御苦勞さまでございます。

わが党は、元号存続、法制化に対し賛成の立場に立つております。問題は、政令にゆだねられる改元方式についてどうするかということであり、皇位の継承のあったとき改元することについて、現在は明治憲法と違い、平和憲法下にあつて主権在民の定着している今日においては、私はさほど問題ではないと思つております。

それではいつ改元するかと言へば、皇位継承の即日あるいは翌日、遡及方式あるいは豫年方式等いろいろあります。元号が国民のためにあるとするならば、国民生活の利便、合理化、国民感情等を考へていかなければなりません。私ども日常生活の中においても、近親の方が死亡のときは喪に服するという慣習があります。またお年賀を差し控えるという風習もあります。まして、国民統合、象徴の天皇も人間にほかなりません。天皇百年の後のことがあつた場合、皇位継承の即日とか翌日では、悲しみと喜びをともにするという割り切れない気持ちになるのは当然であらうかと思ひます。大正、昭和の改元方式には、昭和元年が七日しかなかったという事実もありまして、大正と昭和とが重複しております。

そこで、わが党は、年が改まつて一月一日から新しい元号を使用すればよいというふうな思つております。新しい元号は、民主的な手続により、可能な限り早く決めて発表していただければよいと思ひますが、新しい元号の使用を即日、翌日にしますと、やはり国民の中に何らかの混乱を来すことは間違ひありません。そういう観点に立つて、わが党の主張しております翌年一月一日の豫年方式につきまして、参考人のうち、賛成の立場

に立っておられます坂本先生、林先生、なかんずく、先ほど拝聴いたしておりましたところが、大変に御理解ある御意見が出ました村松先生に、もう一度参考人として御意見をいただければ幸甚に思います。

なお、小林先生からは先ほど御意見をちょうだいいたしましたので、必要ないと私は思っております。そういうわけで、賛成の先生から、ひとつよろしく願います。

○坂本参考人 歳年改元というところは、先ほど村松参考人もおっしゃいましたように、歴史の上では大変多いのでありまして、むしろその方が普通のようになっております。代がわりのあつた翌年から改元があるというところは従来はやっておりませんでした。明治もそうでございますね。明治の改元も歳年改元の例にはなりますが、明治以後は、大正天皇のときで、大正天皇の崩御とともにすぐに改元になったというわけでございしますが、ただしその歳年改元の場合も、翌年の正月一日から変わるといふことは必ずしもないのであります。明くる年の何月か、それは歴史の上では非常にまちまちでありまして、どういふ原則であつたかといふことはまだ調べておりませんが、明くる年の正月一日からという例はほとんどないのでないかといふぐらいに思っております。ですから、歳年改元といふことの公明党の御主張は確かに一理あると思います。便利であると思いますが、なお、この点につきましては、それぞれの機関において十分御審議があつてしかるべきであらうと私は考えます。

○林参考人 御質問の点は、これはなかなか、いろいろ考へてみるべき問題であらうと思ひます。坂本先生のような大歴史学者を前に置いていふんことを申すのもおこがましい話でございますが、過去の例を見ますと、確かにこれは必ずしも厳格な一世一元ではなかつたわけでございしますが、天皇が崩御された後、たとえば大嘗会なんかがあつた後に、あるいは即位式があつた後に改元している例がわりあい多いわけでございしますね。

しかし、それは大体年の途中にやっている例が多いわけですね。ただ、年の途中にやりましたが、これもどうも余り私たちによくわからない点があるわけでございしますが、改元した年はその年の初めから、たとえば万延が、あれは文久でございしますが、あるいはその前の安政が万延に改元したようなときに、年の初めから改元した年と呼んだのだというふうな説もございしますね。そこらは私も十分な知識を持っておりません。

それから、いまの、大正になったときと昭和になったときは、これは例の登極令で行われました。登極令では、御承知のように踐祚の際に変えたと書いてあります。踐祚の際に変えたと書いてございしましたから、非常に急にやつたわけでございしますね。

それで、一世一元といふものを、いわゆる実質的な一世一元と申しますか、それを非常に厳格に言えば、踐祚のときにやるといふのが一つのたてまえだろと思ひます。昔は踐祚のほかに即位式、即位と踐祚が分かれておつた時代もございします。その場合には即位といふ時を基準にした例もございします。いまは、踐祚といふのは皇室典範にはなくなりましてけれども、明治憲法下では踐祚と即位は同じに扱つていたやうでございします。それで即日をやつたやうでございしますが、そこいらの考へ方として、いわゆる天皇の代がわりに密接してやるとすれば、その日にやるとかあるいは翌日やるといふやうな考へ方も出てくるわけで、それから、いまおっしゃつたやうに、大正から昭和のときまで一週間の間にかといふやうな場合には、そこで年を越えてやるかといふやうな問題も、確かにあるわけでございまして、そこいらは十分に、いま坂本先生も言われましたけれども、国会でもよく御議論を願つたらいいんじゃないかと思ひます。どういふやうな感じが私にはいたしません。どちらかと言へば、やはりなるべく皇位継承の時点で密着してやつた方が私はいいと思ひますけれども、ただ即日やるといふことは、これはなかなか無理でございします。やつたつて、後から告示をしてさかのぼるといふやうなことになるから、そこいら、適当な時期を置いた方が実はむしろ一般の便宜であらう、そういうような感じはしておるわけでございします。

○村松参考人 幕末に、弘化の後に嘉永が来て、嘉永の後に安政が来て、安政の後に万延が来て、それから文久と元治、慶応といふやうに、非常に立て込んで年号が変わりました。これは幕末に黒船が来たり、地震があつたり、いろいろなことがあつたものでありますから、そういうことで、ちよつと珍しいほど立て続けに年号が変わつた。そこで、明治になりまして、できるだけこれを簡略化しようとして、明、清の例も先ほど申しましたやうにちよつとございしましたけれども、そこで一代一元という方式が合理化という角度から出てきたわけですね。ただ、これが崩御の日の翌日から始まるというところになりますので、そこである問題が生じてくる。これをもう一歩合理化するという意味で、一月一日からの改元というものが、私も余り例は知らないでございしますが、大体歳年改元の場合には喪が明けるとか、そういうことで改元していたやうです。しかし、そういう一代一元が伴う一方での複雑さがございしますから、御検討の要はいろいろ技術的な面であるとは存じませんけれども、私は歳年改元の方が実際のなかにはないかといふふうに考へております。

なお、これに関連いたしまして、一つの曆を強制するといふのはいけなかつたという御意見がございしましたけれども、では曆がなくなつてしまつたらどうするのかわからない問題があるわけでございまして、曆といふのはやはり何らかの形で強制力を持つものでございします。それをやる場合に曆をどう書いてもいいんだといふわけにはやはりいかなないのでして、市民レベルではもちろんいろいろな曆が可能でして、しかし、たとえばキリスト教曆をも採用した場合に、日本にも回教徒はおります。その全部がといふわけにはないでしょうけれども、その一部は多分署名拒否する

だらうと思ひます。その意味で、元号の方がニエートルな性格を持つていて、一神教とくつていておりません。そして先ほどこれは私申しました、長距離的な尺度としては西曆を日本人はいま使つております。それと短距離的な尺度としての元号と併用するのがいまわれわれがやっていることとして、その点は先ほどちよつと御指摘がありましたが、私の発言と何も矛盾することではございません。

また、日本では曆を変えることが政治を動かすことだといふやうな議論を伺いましたけれども、それとどうして曆と政治がくつつかのか、私はよくわからないのでございまして、日本の歴史を見ても、天皇あるいは朝廷が実質的に政治権力を持たなかつた時期の方が、少なくとも平安朝の後半からは多いのです。しかし、曆は形式的に、実質的に必ずしもそうだった時代が全部とは限りません。形式的に朝廷で決めて、そしてそれを國民が使つてきた、こういう時代を超えた習慣をなぜ変える必要があるのか、そこに日本の文化といふものがあるのではないかと申すのを申し上げてきたのです。その意味で、崩御とともに元号を変えるといふことは結構ですけれども、その変え方について、歳年の方式といふことを十分考へていただく必要があるのではないかと存じます。

以上です。

○幹切委員 時間の都合がございしますので、これ参考人の意見聴取は終わります。

○蔵内委員長 吉田之久君。

○吉田委員 先ほどから五人の先生方のお説を傾聴いたしました、私は大変よかつたと思ひます。

と申しますのは、賛成の先生方もその元号の歴史的、文化的な意義を高く評価されながら、かつ今後國民が、ロングランではあるときに特に西曆を使つていくことをいささかも拒否なさつていない御意向を承りました。同時に、いわば反対の側に立たれる先生方の御意見も、紀年法的なもの

意義というものを必ずしも否定なさっていない。ただその決め方については、もう少し冷静に時間を置いて考えたかどうか、こういうことがお二人の共通した結論であったように思うわけでありまして、まさにそういう点で、五人の先生方の御意見というものの中には、いろいろ賛否あるいはそれぞれニュアンスの差はございまして、この元号問題に対する決定的な分裂はないというふうには私は感じ取ったわけでございまして、国民が望んでおりますのも、まさにそういうことの中でよりよき元号をどう制定していくかということだろうと思ひます。

そこでまず賛成側の先生方にお聞きしたいのでございまして、坂本先生にお伺いいたします。

追号問題、贈り名の問題につきましてどうお考えでございませうか。

それから林先生にお伺いいたしますけれども、あるいはこれは村松先生からもお答えいただきたいのでございまして、現在の元号で一番国民が不便に思っております問題は年のダブリでございまして。したがって歳年方式の問題も先ほどから鈴切委員の質問に対してお答えがございましたけれども、私は思ひ切つて、この際元号というものをさらに民主的に近代化して制定していく方法はないものか。あるいはその決め方も、あくまでも急に、秘密裏に決めるのではなく、一定期間を置いて、できるだけ民主的に、国民の参加を求めながら、そしてそれを公開していく。要するに、今度できた元号はみんなが考えてつくつたものだ、こういう意義を持たせることは、元号の将来についても国民のなじみ方についても大変いいことだ、こう思うわけでございまして。したがって、これは私見でございましてけれども、たとえば天皇の交代がその年の初めに行われざるを得ないという場合には、むしろその年の在位期間の長さで優先する。たとえば二月に新しい天皇が即位されるという場合には、その年は全部新しい天皇の元号で呼ぶ、あるいは年末にお亡くなりになる、次の新しい

天皇が即位される、しかしそれは前の天皇の元号でその年は呼ぶ、こういういわゆるダブリを解消させる方法をこの際採用することはできないだろうか。つきましては、即位されて即日、あるいはその翌日に決めるという決め方ではどうしても大変忙しい決め方になりますので、たとえば三カ月とかあるいは百日間とかいったような期間に、できるだけ多くのこうしたことに関連のある学者の意見を聞くとか、あるいは全国の知事からそれぞれ一つの案を一代に限り出してもらうとか、あるいは衆参両院の全国会議員がそれぞれ、自分でいやだという人は別として、出そうとする者は皆自分の一つの意見を出す。昔のように四書五経の字はさういふんで、本間に国民がなじみやすい文字をつづり合わせて新しいイメージをつくり、そしてそこで一つの意欲をわかせる、こういう方法を間置いてとることによって、先ほど申しましたようにダブリを解消する、こういう前提に立つならば何ら支障は来さないわけであります。新しい元号が決まれば、その元号を全部その年に使うとすれば、前の元号は新しい元号に読みかえる、こういう方法もこの際思ひ切つて進歩的に改めていくべきではないだろうかというように考えるわけでございまして、この点につきまして林先生と村松先生の御意見を承りたいと思ひます。

○坂本参考人 元号と天皇の追号についての御質問でございまして、これは明治天皇、大正天皇二代はすでに元号を追号にしておられますので、その慣例を採用すれば、昭和の年号は現天皇の御追号になるのかもしれませんが、それはまだ先のことでございまして、私個人の意見といたしましては、年号を追号にするということは大変失礼な言い方なんです。都合のいいことなんでしょう、もし別に年号以外に追号を選ばなければならぬということでも別の手数がかります。すでに明治、大正の例が成立しておりますので、昭和の場合も昭和天皇とい

うことにいたしますと、文字もよい文字でありまして、いろいろな点で大変都合がいいことであると思ひます。これは別に法案にうたつてあるわけでも何でもないのでございまして、個人の意見といたしましては、将来も元号が天皇の御追号になるのだと考える方がよろしいかと思うわけでありまして、これでよろしいでしょうか。

○林参考人 いま御質問の点については、いろいろの考え方があろうと思ひます。私も必ずしもいまこれにした方がいいと言ふほどのまとまった考え方はございせん。確かに一つの年が二つの年号にわたることは、後から考えますといふいと不便なこととございまして、先ほど申しましたように、これは必ずしも確かめたわけではございせんけれども、昔、慣例的に、たとえば改元のあつた年はその年の一月から改元後の年号で呼んだ例もあるようでございまして。ですから、いまおっしゃつたような初めに適及するといふような例も過去になつたわけじゃないような気がいたします。

それから、年が明けてから改元するといふ例は、先ほど申しましたように昔は、従前は即位式は大分後でございまして、天皇は代がかわりました後大分時間がたつた後に即位式が行われて、そこで改元された例も過去にあつたわけでございまして。いまはそういう例はすぐ持つてくるわけにもまいりませんけれども、そこいらで国民生活に余り不便を与えないで、しかも天皇がおかわりになつたときになるべく密着してやる、その両方の要請をどう調整してやるか、これは今後考えるべき問題であらうという気がいたします。

それから、どういう年号にするか、元号の決め方の問題でございまして、これは政令で決めることになつて、結局内閣が決めるわけでございまして、内閣が決めるについては、なるべく広い学識者の意見を聞くのが私はいいだらうと思ひます。明治憲法下では登極令で枢密顧問に諮詢してやることになつておりました、枢密院に出すものと漢学者なんかがいるる選んだようございまして、それ

も、非常に秘密に行われたわけでございまして。いまはそんなに秘密にする必要はないわけで、意見をいろいろ広く聞いてやられる——余り時間をかけるのがいいかどうか問題がございまして、けれども、広く意見を聞かれることはいいと思ひます。これは昔の元号について、明治以前でございまして、天皇が決められるについても広くその当時の学者の意見を聞いておりました。森鷗外に「元号考」という論文がございまして、あれを見ますと、各元号について非常にたくさんの方々が意見を述べておりました。それを恐らく宮廷の会議で議論して採用したのだらうと思ふのです。昔からいろいろな人の意見を聞いてやつたものだらうと思ひます。だから、元号は過去に二百幾つかございまして、四書五経から出たにしてはみんないやらしい言葉になつておりました、むずかしい字を使った例はきわめてまれでございまして。そういう意味でも、今後はやさしい字を使うことは当然必要だらうと思ひます。

おっしゃることは一々もつともな点が多いと思ひますので、そこいらは私もいままとめた考え方があるわけではございせんが、十分に皆さん方の御議論で方針を決めていただいたらいいと思つております。

○村松参考人 歳年改元の問題については先ほど申し上げましたので、ここでは省略させていただきます。

元号を広く国民に諮つて決めることは、私は結構なことだと存じます。元号の評判が悪くて、民間の評判が余り悪いので変えたという例も江戸時代にはございまして、特にこういう時代ですから、できるだけ広く国民に諮ることは結構だと思ひます。

昔の元号の決定の仕方は、明治以後はいま林先生おっしゃいましたけれども、それ以前の場合には一応文章博士、大體菅原家から出ているのです、文章博士に諮りまして、これを公家の討議にかけて決定するという手続を踏んでおります。民間に諮ることはもちろん結構なものでござい

すが、余り品位の悪いのも困るから、やはり相当の学者、昔ほど大ぜい漢学者がいるかどうか、ちよつと自信がないのでございますけれども、とにかく学者にある程度語ることが必要であらう。

それから、これはちよつと追号問題と関係してくるのでございます。いまは元号がそのまま追号になっている。これは明治以後でございまして、したがって大体、法律も何もございせんけれども、何となく元号がそのまま追号になるだらう、国民一般そう思っておりますし、それはそれで結構だと存じます。そうすると、もし元号がそのまま追号になるんだということになりますと、そのときの陛下は、自分の追号はこれなんだというのを御存じであるということになるわけです。歴史上自分で追号を決定されたのは後醍醐、後村上の、たしか二代だったと思ひます。これは御自分で決定されたんだからよろしいですけども、この追号じやいやだとおっしゃる方もおいでになるかもしれないので、そうすると、追号問題というものはいま申しましたこととちよつと絡んでまいりますね。そうすると、もし追号をそうするんだということになれば、何らかの形で陛下の意思も伺わなければならないということになつてくるのではないのでしょうか。人権問題じやないかと思ひます。だから、そこそこはちよつと手続上もう少し考慮の余地があるのではないかと存じます。

以上でございます。

○吉田委員 時間がございせんので、さらにちよつと簡単に村松先生にお伺ひいたします。

いま国民は元号を、大変なじんで、かつ現代に合わせながら使っております。たとえばいろいろな文書でも、公の文書は別といたしまして、明治、大正、昭和というのをM、T、Sで書いてマルをばつと打つようになつておりますね。だいたひしますと、次の元号というのもそういうイニシアルの面からなんかもきわめて工夫もしてやらないと国民が困る。

私は、この元号問題というのは大変大事な国民

の文化遺産ではありますけれども、同時に、これから現代の中で生きていく元号として多分の工夫が配慮されなければならない。だからそういう点で余り字面にこだわたりいろいろ古い判断でこだわたりするのじやなしに、それから余り政治的な言葉が出てくるとちよつとこれも問題があります。何か世代を代表するような、国民が生きてきたパイタリテイーを感ずるような、民族自身何かハッスルできるような、そういう意味も持たせたものに大いに工夫されてしかるべきではないかと考えるわけですが、いかがでございますか。

○村松参考人 おっしゃるとおりでございます。これは、実は古い時代の元号決定でもその点はずいぶん工夫してたようでございます。ですから、元号決定についてはすんなり決まった場合もございすが、ずいぶんもめてもおります。ですから、そういう意味での工夫は確かに必要なのでございすが、余り工夫して何か週刊誌の表題みたいになつてしまつても困るので、その点は先ほど申しましたような学識経験者の意見も十分くんでいくことが必要なのではないかと存じます。

○吉田委員 時間の関係でこれで終わります。

○森内委員長 村松参考人。きょうは五人の参考人の先生方、それぞれ貴重な意見をいただきまして、ありがたうございました。

私は、林先生とそれから坂本先生、小林先生にちよつとお尋ねしたいのですが、林先生四時までというところでございましたので、先に伺わしていただきます。

なお、一言でございしますので、申しわけございせんが、私の後、柴田委員がお尋ねしたいというところでございしますので、一たん林先生のお答えをいただいて、交代させていただきたいと思ひます。

先ほど明治元年の、いわゆる一世一元の行政官布告でございすが、その効力が現憲法下である

かどうかについては、法制局長官時代にはどつちともとれるような意見を言つてきたんだが、現時点で言わせてもらへば、その布告の効力はないという御意見でございましたが、その理由をお述べになりませんか。それで、なげ現憲法下ではこの明治元年九月八日の行政官布告は効力がないとお考えになつておられますか、その点をお伺ひいたします。

○林参考人 これは、たしかいまの憲法ができるときの議会だと思ひますが、金森國務大臣も答弁しておられるわけですが、行政官布告に於いて効力があるとかないとかいう説が出ましたのは、天皇がみずから元号を決められるというような趣旨のところは、いまの憲法では、これは当然にそういう効力を持ち得ないことははつきりしております。ただ、いわゆる一世一元の効力というだけのことではございすが、つまり、現憲法においては、だれが決めるがふさわしいかという問題を含めて、一世一元というところだけではまだ効力はあるという見方もあるんじゃないかという議論が当時ありました。私は、当時そういう紹介もしたわけ、必ずしもそれがいいとは申したわけではないわけでございます。しかし、これをよく考えてみますと、そこだけ取り外して言うのは余り意味がないわけで、行政官布告は全体として、いわゆる明治的な天皇体制のもとにおいてできた詔書でございすが、やはり一世一元のところだけ切り離して考えるのは必ずしも適当でない。すなはち、少なくともあの詔書は、現在の憲法と同時に失効したと見るのがいいんだらうということでございます。

ただ、もう一つの考え方といたしましては、旧皇室典範ができたときに、旧皇室典範で行政官布告を引用して同じ趣旨のことを書いたわけで、あのときにもうすでに吸収されて、実際は抜けがらになつたんだという考え方もあるわけでございます。

○森内委員長 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 五人の先生、どうも御苦労さ

まございました。共産党の柴田でございます。林先生の時間の関係で、林先生に対する質問を二点まゝとめていただきたいと思います。

いまの質問に関連するわけですが、元号問題を法律問題として見た場合に、法律家の間ではさまざまな学説、見解があつて、通説といううなもの確立してないというのが現実的な姿だと思ひます。たとえば、現在の元号の法的性格について見ても、林先生自身が書いておられますように、明治元年の行政官布告をめぐつて有効説と無効説があり、さらに両説とも幾つかのパターンに分かれております。昭和元号の詔書の効力についても、元法制局長官の故井手成三氏のように有効説をとる人もあれば、無効説をとる人もいます。政府は、現在の元号は事実たる慣習にすぎないとの見地をとつていますが、慣習法としての性格を持つていて主張する人もあれば、かつて日本学術会議が明らかにしましたように、単なる慣習にすぎないという学説、見解もあるわけですが、慣習説をとる場合でも、その慣習の本身として、天皇が勅定するということが含まれるという説と含まれないとする説、一世一元制が含まれるとする説と含まれないとする説、改元が含まれるとする説と昭和という名の年号が慣習的に使われているにすぎないとする説、こういったさまざまな学説、見解があるわけですが、このほか、元号制と憲法との関係、昭和後の元号をめぐる法律問題、元号制度の方法論などをめぐつてもさまざまな学説、見解が対立しているわけですが。

元号問題は、国民世論という点でも、法制化を急がず、国民的議論にゆだね、歴史と国民自身の選択にゆだねるべき問題であるというのがわが党の考えですが、法律問題としても、特定の見地を性急にとるのではなく、さらに議論を深めるべき問題であると言わなければならないと考えているんですが、林先生この点についてのお考え。

それからもう一つは、先生が、「月刊自由民主」のここの三月号で、元号制をとるか西暦制をとるか、国民の要望に従つて決めるべきであると

書いておられます。この点に限って言えば、まさにそのとおりです。現在わが国では、西暦であれ元号であれ、生活上の便、不便、生活体験や生活環境の違い、歴史観や天皇観の違いなどによってさまざまに使われております。こうした中で、多くの国民が、慣習としての元号の存続に賛成しています。しかし、昨年七月の読売新聞の世論調査や、ことし一月の時事通信社の世論調査、ことし三月の東京新聞と日本世論調査会の調査、四月の毎日新聞の世論調査などでも明らかに、多くの国民は、元号の法制化には賛成していないわけですから、これこそ大多数の国民に定着した、国民の要望であると考えます。この国民の要望を前提にすれば、元号法制化は急ぐべきではない、法制化は政策論としては妥当ではないということになると思うのです。ところが先生は、元号法制化の是非を問うていない総理府の世論調査結果を前提にされていらつしやると思ふんですが、法制化することは政策論としては妥当であるという、筋の違った結論になっているんですが、これは元号の慣習的使用と法制化とがすりかわった結論になっていると思うのです。

そこで、現在の段階で、そうした世論調査を踏まえて、元号法制化が政策論としてなぜ妥当であるか、以上の二点について伺いたいと思います。

○林参考人 どうも私勝手な都合を申しまして、御迷惑をかけて恐縮でございました。

ただいまの御質問でございますが、第一点の元号の法的性格、これについて、御指摘のようにいろんな議論があるわけでございます。しかし、いろんな議論につきましても、整理していけば、やはりおのずからそこに大体の考え方は出てくるわけでございます。先ほど申しましたように、明治憲法下で元号制の法的根拠になっておりました旧皇室典範あるいは登極令、これも廃止されております。それから行政官布告もやはり効力がなくなつたと見るのが妥当だろうと思ひます。そうすると、現在は法的根拠はないということになるわけでありまして、しかし、実際使われているこの現状、これを慣習法と見るか、事実たる慣習と見るかという議論があるわけでございますが、やはりこれはまだ事実たる慣習と見るのが妥当であろう、そう思うわけでございます。法的見解については、いま申しようなことでございます。

それで、事実たる慣習といたしまして、その事実たる慣習の内容について、先ほど申しましたように、昭和だけについてそれがあつたんだ、現令上天皇一代に限つてあつたんだという考え方と、将来にわたつても一世一元的な元号制というものがあるんだという事実たる慣習、そういう考え方もあり得るわけでございます。ところが、その後者の考え方をとりまして、しかし、天皇がみずから決められるわけには、いまの憲法上いかなうこととは、これは明らかでございます。したがって、必要は当然に起こつてくるわけでございます。事実たる慣習についてどうの考え方をとりまして、元号制存続を前提といたします限り、ここで何らかの法制化の必要は出てくるわけでございます。そこで、これは法制化の必要はあるだろうというところでございます。

そこで、いま法制化する問題でございますが、確かに、いろいろな世論調査を見ますと、元号の存続には賛成である、これは圧倒的多数でございます。しかし法制化には必ずしも賛成してないやうでございます。しかし、これはどうも私は質問の仕方によるのじゃないかという気がいたします。つまり、いま申しましたように元号を続けていくについては、いまの天皇のもとにおいてそれは確かに慣習として続いてまいります。どうも、しかし天皇の代がかわつた場合には、どうもその根拠が非常に怪しくなる。そこで考へて果たしてどう考へたかというのを聞きます。本当の結論は出てこないと思ひます。

それで、そうなるときにはどうしたって何らかの法制的措置を要するんだ。その法制的措置が必要ないというのは、それは元号制を存続させない趣旨とは私は考えられません。そこで、これは恐らく質問の仕方に関係があるんだと思ひつております。それは世論調査を勝手に解釈したというおしかりを受けるかもしれませんけれども、私は少なくともそう考へておるわけでございます。

したがって、元号制の存続にあれだけの圧倒的な賛成がある以上は、いま申しましたように、法制的に非常にあやふやな点が、少なくとも天皇がおかになつた場合には出てくる。それについてはほうつておいてもいいという意味では私はないと思ひます。そういう意味においては、現在の段階では元号制存続が圧倒的な国民世論であればその法制化措置をするのは妥当だ、そういう意味で私は賛成しているわけでございます。

○内閣委員 林参考人に申し上げます。本日、御多用のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

御退席いただいて結構でございます。

引き続き質疑を続けます。榎野泰二君。

○榎野委員 坂本先生にお伺いをいたしますが、先生は、いまも昔も天皇が文化の中心、道義の中心であるという点については変わりはないんだ、こういうお説であつたように伺ひますが、そこで、いまは象徴天皇と国民とを結びますが、元号である、こういうことでございまして、元号が、そういういたしますと、昔、つまり明治憲法時代も統治権の総攬者である天皇とその臣民である国民とを結びますが明治憲法時代の元号である、こういうことになつてまいるのでございまいしょうか。つまり、明らかに天皇制は一つの政治的な役割りといひますか、政治的な性格がございまして、そういうものと全く切り離して、明治憲法下の天皇とそれから現在の天皇、明治憲法下の国民と現在の国民、それを全く同じように元号に關して天皇と国民の間を結びますが、こういうことになるのでございまいしょうか。その点が私はどうしても理解しがたいのでございまして、つまり天皇の政治的な性格というものは絡んでこないのかどう

か、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○坂本参考人 明治憲法下の元号も確かに国民と結びつけるきずなであつたと思ひますが、むしろ明治のことよりも、天皇が本當の統治権をほとんど失つておりましたような鎌倉時代以後、江戸時代までの間の元号と天皇との関係をお考へいただければわかりますように、そのときでも元号は朝廷が決めていたものでありまして、そしてそれはやはり国民とを結びつけるきずなであつたわけでありまして、たとえば南北朝に王朝が分かれたときには、南朝の支配下にあつた武士たちは南朝の元号を用ひ、北朝の支配下にあつた武家ないし百姓たちは北朝の元号を用ひ、こういうような関係にあつたわけでございます。必ずしもこれは政治的なものというよりも、やはり文化の中心と申しますか、そういう意味で元号がきずなとなつていたと私は思ふわけなんです。現在、もちろん象徴天皇でありますから全く国政の権能は失つておられますことはもう当然なわけでありまして、ただ天皇と国民との関係は昔からずつと変わらないうちで来ているのでありまして、それを最も制度の上であらわしているものは元号であらうかというのが私の考へであります。ただいま明治憲法と比較してみると、そこでまた同じようなことになつてくるという御懸念があるやうでありますけれども、もうもちろん憲法は変わつておるわけでありまして、そういう元号を今後継続していても、天皇が昔のような統治権を総攬するやうなものになるわけではない。しかしながら国民の象徴であるという意味においては、国民との間に何らかのきずながあつて当然であると思ひますけれども、それが元号だというのが私の考へでございます。

○榎野委員 恐れ入りますがもう一度質問させていただきます。先ほどからお話に出ておりましたように、行政官布告が一世一元になつたときの布告は、万機を政をするに当たつて元号を定めるといふことでございますから、天皇親政と一世一元といふのは、私はもう離れがたく

結びついていっているというふうにはこれは考えざるを得ないわけですね。ところが、戦後の天皇は象徴天皇でございまして全く国政とはかわりがない、こういうことです。

いま先生おっしゃいますように、元号を法制化したからといって、直ちに今度は天皇が統治権の総攬者のような性格を持つようになるなどということはありません。それはそれと十分理解できますけれども、同じ天皇ではございませぬ。その政治的性格の違ひ統治権の総攬者としての天皇と、それから臣民たる国民とのきずなとして元号があり、それから戦後は、今度は象徴天皇と国民とのきずなとしての元号ということになりまして、元号の性格というものはやはり違つてござるを得ないと思ひますが、そのときにそういう政治的な意味を全く捨象してしまつて、文化と道義の關係ということで説明することは、私はどうして無理があるような気がして仕方がないのですが、その点をもう一度御説明いただければいいでしょうか。

○坂本参考人 私は少しも無理はないと思ひますので、それは見解の相違でございましてのでいたし方ありませんが、もともと元号というのはよい文字を使ひまして、そして国民の生活の幸福、安寧を図りたいという趣旨で始まつてゐるもので、それでありますから、代がかわつたために新天皇のときに元号ができる、あるいは災異があつた場合に、よい年号を使つて国民の幸福を増すように図るといふような、そういう意味合いのものでありまして、もともとこれは天皇の政治に關係があるわけでありまして、しかしそれは先ほど申しましたとおり、實際は政治上の権能を失つていた時代でもありまして、これは全く精神上の問題でありまして、天皇としてはそういう責務も持つてゐるんだという気持ちでやつていられるわけなんです、今後も象徴としての天皇は、やはり国民の幸福を願つておられるわけだと思ひますので、そこでよい元号を用いて新しい時代をここ

でまた開いていこうというふうなことになるのが、象徴天皇として明治憲法下の天皇と一緒であると考えれば必要は少しもないと思ひますのでございませぬ。

○榎野委員 小林先生にお伺ひしたいのですが、公務員がその意思に反して元号の使用を強制されるようになる場合、特別権力關係にあるのだからやむを得ないんだ、こういう意見もあるけれども、しかしそれは現在の学界的多数説ではなくて、思想の自由、良心の自由といふふうなことにかわる場合には、たとへば特別権力關係をとつても強制されないんだ、つまり使用しなくてもいい、こういうことだと思ひます。そこで先ほどのお話で、憲法十九條、二十條、二十一條をお挙げになりました。この三つの条文のうちで、強いて言へばその十九條、思想、良心の自由と、それから二十一條の表現の自由、こういうことになろうかと思ひますが、この元号が仮に十九條あるいは二十一條といふと、その元号使用を強制されるという、それを使用しないといふ公務員の立場が具体的に——具体的にといひますか、なぜ十九條、二十一條の問題になるとお考えなのか。つまり、元号の使用は思想の自由、良心の自由に絡むんだ、表現の自由に絡むんだ、こういうことだと思ひますが、その辺をもう少し御説明いただけないでしょうか。つまり、先ほどの林先生のお話でも、職務命令として出される、こういうお話がございしたね、元号の使用というのが、職務命令として出されれば、これは断るわけにいかぬだろう、こうおっしゃいましたか、職務命令として、たとへばどこか出張しろとか、それから出勤時、退勤時にはタイムカードを使ふとかいふ、こういう職務命令は何も法律的な根拠があり、その拘束力がなくたって公務員はそれに従ふといふことに私はなつてくるだろうと思ひますが、そういうことと、元号の使用といふ問題は質的にやはり違ふと私は考えますが、その辺についての先生の御見解を述べていただきたいと思ひます。

○小林参考人 公務員法によりまして、公務員は上司の命令に対しては忠誠義務がございませぬ。ですから法律で元号がこう決まつてゐるんだ、したがつて、これを使ふといふのに元号を使わない、書類を突き返すといふふうなことが起り得るわけがございませぬ。だけれども、それは職務に従ふなかつたからであつて、元号問題ではないと言ひますけれども、それはちよつとわからないのでして、元号がなければそういう問題は起らなかつたわけですから、これは全く問題が違つて、非常に形式解釈と言ひましようか、私はどうもうなずけないこととございませぬ。

それから十九條の問題と元号の問題がなぜかかるかといふこととございませぬが、この点は私先ほど申し上げたつもりでございませぬけれども、つまり元号を使わない、いま言つたやうなぐあいだ公務員なり私人なりが使わないといふ場合に、どういう意味で使わないのか。これは先ほど申し上げましたやうに私は私なりの議論がありまして、またぐんと簡単に言へば、その字を知らなかつたからといふ場合もあるでしょうけれども、字を知らなかつたからといふ場合だつたら問題になりませんけれども、ある私人が——たとえば先ほど私の考え方がちよつと誤解されたやうなもので、時間を費やして申しわけないですけれども申し上げますと、私自身は、個人としては元号を使うことの必要性がわからないといふ一人であります。なぜ元号が必要であるかわからない。むしろわからないといふのは、はつきり言うならば、必要ないではないかといふことなものでございませぬ。と言ひますのは、先ほど申し上げたやうに元号といふのは元首天皇制と絶対にくつたやうなものであるといふこととあります。だからこそ、いわば天皇親政復活とあるいは現行憲法反対とかいふやうなことを主張する一群の人たちが元号問題を言ふと、それに対して投石運動をするといふことになつてゐるわけであつて、これが全く無縁といふこととはどう考へても考えられないのであります。そういう意味であります。象徴だから、象徴天皇があるの

だから、それをいわば亡くなつたとか、あるいは生まれたとかいふ場合に元号を変へるということはいじやないかと言ふのでありますけれども、私は天皇元首制ではなくて象徴元首制であるからこそ、そういうことを契機にして元号を考へるのはおかしいのではないかとこの私が私考へてございませぬ。

これが第一ですけれども、そのほか考へてみますと、いわばいまのこととながりますけれども、日本独自のものを使うと——せつかく西暦もなじんだことだしするから、ならば、國際的にわかりやすい方がいいじゃないかといふ考へ方が一つの理由であります。

第三番目には、多数の意見は存続だからと申しませぬけれども、たとえばこれから大体十九世紀の末にできたものを、同じ年月だけ元号なしで歴史が経過したあげくに、元号をつくるべきか否かといふことを世論調査してみたらばいいと思ひます。その場合に、やはり昔はよかつたといふ議論があれば正しい資料になると思ひます。これは極端な議論でございませぬからあれでございませぬけれども、そういうこととあります。

ただし、私は、だからといつて西暦を法定しろといふ意味ではございませぬ。各人は勝手に、大きなスケールも要るだろうし、小さなスケールも要るでしょうし、時計屋さんに建築屋さんの物差しを使ふと言つたつて、これは無理なこととございませぬから、勝手に使へばいいんで、天氣が變つても、戦後初めての暖かい温度とかといふやうにして戦後といふものをスケールにする場合だつてあり得るわけで、それは勝手にございませぬ。ですから、西暦のみを使ふといふのも私は反対でございませぬし、そうかと言つて、元号をどうしろといふことも問題。各人がそれぞれいろいろな考へ方がある。ですから私申しましたやうに、私個人としては元号は使わないといふだけの話でございませぬ。

そこで、つまりそのようにしていろいろな理由があるわけですが、いま言つた第一番目の

理由なんかからして元号を使わない。そして使わないがためにきさまはけしからぬというふうになりますと、これは十九条の条文に關係する法益侵害ではないか、こういうことであります。若干説明が長くなつて申しわけありませんが、また同時に、それを発言したことでもって、どうだ、こうだというふうになりましたらば、これはもちろん、二十一条の問題になる、こういうことでございます。

○樺野委員 ありがとうございます。

○藤内委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 村松先生と坂本先生にお尋ねいたします。

村松先生は「元号と文化」という一文で、年号の問題は天皇の問題と結びついていると言つておられます。元号反対論者は、天皇と國民とを結びつける巨大なきずなである元号の破壊を目指すものであるという言い方で、元号法制化を天皇元首化と結びつけて考へておられるというように読みました。坂本先生もいろいろなところで、元号制は象徴天皇制にふさわしい、法制化して決めるべきだ、こういうことを書いておられます。

元号制の歴史でも明らかなように、元号制は君主制に特有のもので、特にわが国では明治になつて一世一元制が制度化されて以降、絶対主義的天皇制の専制支配を支える役割りを果たしてきました。戦後、日本国憲法は天皇を象徴と位置づけ、天皇主権、天皇の統治権を否定し、國民主権原則を高らかにうたい上げました。主権天皇制と不可分の戦前の元号法制を象徴天皇制と結びつけて復活させることは、象徴天皇制を主権天皇制に一步近づけようとするものであつて、法制化推進派の最大の眼目はまさにこの点にあると思ひます。

法制化推進派が「天皇を國民統合の核として力強い存在にするためにはいろいろな問題がある。元号法制化はその一つである」、これは神社本庁です。「戦後失われたものを取り戻すためにけんかをしなければならぬ。元号法制化は、そのけ

んかの第一号である」、清水幾太郎さんとか中曾根康弘さん。それから「元号法制化は、天皇の權威をより高からしめることに一番の眼目がある」、これは日本青年協議会。「元号は國民統合のシンボルである」、これは石田和外さんなど、こう言っているわけです。

そこで質問の一つは、元号法制化が、天皇の存在を國民統合の核として力強くする、天皇の存在に權威を与えることを目指すものであるというふうにお考えであるかどうかということが一つ。

それからもう一つは、坂本先生と村松先生がいろいろなところで、西暦はキリスト教と結びついているので、これを公的機関が採用し、國民に押しつけることは、憲法の政教分離の原則や信教の自由の原則に反する、こういうことを言つておられます。林先生もやはり同じようなことを言つておられるわけです。起源的に特定の宗教と結びついたものをすべて憲法違反だというふうなことは、これはちよつと脱線していると思うのです。今日、西暦紀年が宗教的性格がなくなつて、世界共通の紀年法となつていふと思ひます。わが国では外交文書などでもつぱら西暦を使つていますが、これも憲法違反になるというふうなことを言われるはずはないと思ひます。たとへば七曜も起源的にはキリスト教やユダヤ教と結びついておりますが、ほとんどすべての國民が常用し、公的機関でも公式に使つております。これはお二人の先生のお考えによれば憲法違反となるかどうかというところ。年の数え方でも、先生方は、西暦は起源的にキリスト教と結びついているから憲法違反になるというふうなことを言つておられますし、数え方としての西暦については、起源的にキリスト教と結びついたグレゴリオ暦を何も文句も言わずに使つていらつしやるのですが、これは一体どういふことであるかという問題をお答え願ひたいと思ひます。

○村松参考人 たとえば回教国では回教暦とキリスト教暦とを併記しております。そして正式な文書には回教暦を用いております。ユダヤ教のイス

ラエルでは正式の文書はやはりユダヤ教暦を使つておりまして、便宜上キリスト教暦を併記しております。

先ほどちよつと申し上げましたが、私自身はヨーロッパの文学が専門の仕事でございますから、西暦を使うことは多うございませう。その使うといふこと自体には何の抵抗も感じておりません。ただし、日本にも回教徒は、先ほど言いましたように大ぜいおります。そういう人たちにキリスト教暦を使えと言へば、それこそ一神教です。いやがる人が当然出てまいりますでしよう。一神教といふのはそういう性格を持つております。だからその一神教の背景を持つていられる方、現にある方、妥協ではないかといふことを私は申し上げていふのです。

それからもう一つの問題ですが、どうも先ほどの御意見、いまの御質問も含めまして、伺つておりますと、元首とか元首制とか天皇制とかいふことを言います場合に、明治以降近々百年にも満たないその時代のみを問題にしておられる傾向が強いように思ひます。日本の君主制といふものは、これは千何百年続いてきたのか、正確なところはわかりません。そして元号を使い始めたのは、前にも申しましたように大化以降でございますから、その間には律令制度もあれば、摂関制度もあれば、武家制度もある。その間ずっと天皇は君主だったのです。そしていまも君主です。その間に明治帝國という、歴史的に見ると短い時間が入つた。長い歴史から見れば、君主と國民との結びつき、これは特に武家時代が始まつてから以降、君主としての天皇は政治的權力を失われていた時代が大部分でした。その間も元号を通じて國民と結ばれてきた。そして日本が独自の元号を保ち得たのは、外国の植民地にならなかつたといふことが大きいのです。朝鮮半島に關して申しますと、独自の元号を持った時期はそう多くないです。大体にシナ大陸の元号を踏襲してありますし、インドシナ半島についても同じであります。

す。日本は植民地化されませんでしたから、独自の元号を建てられましたし、これはキリスト教世界による征服に對しても同じであります。ここに日本の独自の文化といふものがあらわれてきているわけです。元号といふのはその伝統の一つの表現であります。ここで、昔からやつてきたこと、つまり振興政治のときもやつてきた、武家政治のときもやつてきた、いわば象徴天皇であつた時代の方が、日本の天皇家といふものは長いのです。これは、何ら明治帝國に復活するといふことではないのです。本来の姿を保存しようではないかと

言つていふことです。

以上です。

○坂本参考人 たびたび申しておりますように、元号法制化といふ、何かこう、妙に格式張つたことになつてしまつて、それで、それが天皇元首制への布石であるとか、その核になるものをつくるんだといふような御指摘でございませうが、私も全くそういうことは考へておりません。ただ、今日使われておりますようなこの昭和のやうな年号が今後、次の天皇の時代にもまた新しい年号で建てられていくことだけを思つていふわけでありまして、それは結局千三百年來の日本の伝統であり、無形の文化財であるから、これをあくまでも尊重していきたいといふだけのことでございます。

それからもう一つ、何でもございしたかね。(柴田(睦)委員「キリスト教」と呼ぶ)キリスト教の問題でございませうが、これは私も、西暦は併用して一向差し支えないという意見でございませう。ただ、国が公式に定める紀年の法としては元号であるべきであつて、西暦は、併用することは一向差し支えない。ましてや外交文書などには当然西暦を使うべきであると思ひます。それは何もキリスト教とかなんとかいふことにこだわるものではありませんが、ただ、国の公式な年号として西暦を使ふと強制されますと、やはり私もキリスト者ではありませんから、これには大反対を

しなければならぬという立場にあるわけでございます。それを強調するわけでございまして、別に併用であればそんなことは言うつもりはございません。

ですから、私どもの立場は非常に柔軟なものでありまして、元号は古来の伝統であるからこれは将来も残していくべきものである、ただ、残していくには何らかの政府で決めてもらわなければならないものだから、これは政府が決めたから、これはいわゆる私年号と申しまして、中世、政府の政治力が衰えた時代にはこういう私年号がたくさんでございまして収拾に困った時代もあったのでございまして、これは一面で言えば、元号を使うことが国民の間に非常に望ましかったということにもなるわけでありまして、元号を使う以上は政府が決めてもらわなければならないので、そのためにいまの法制化という措置を政府はお考えになったと思うわけであります。

西暦はもちろん併用して差し支えないのでありまして、私どもも必要な場合は西暦は使います。先ほど平安時代などと言つて笑われましたけれども、やはり必要な場合には、平安時代は八世紀の終わりと十二世紀までであるとか、あるいは江戸時代は十七世紀から始まったとか、そういうふうなことは言っておりますので、これは併用しておるのであります。決して日本の元号一点張りではないけれども、そんな偏狭なことではないわけではあります。むしろ西暦一本でやれと言ふ方がはるかに偏狭な意見だと私は思うのであります。

以上であります。

○柴田(曉)委員 ちよつと時間が超えましたが、小林先生と村上先生にお伺いしたいのですが、元号を含む紀年法の今後のあり方についてはさまざまな意見がありまして、大多数の国民が法制化に賛成していないという事実を重視して、法制化を急がず、歴史と国民自身の選択にゆだねるのが道理であると考えるものですが、先生方はどう考え

ていらっしゃるのか。そのことと関連して、いまの国会の審議のやり方についての御意見があればお聞かせ願いたいと思ひます。

○小林参考人 私、先ほど申しましたように、元号については必要がない、と同時に、ない方がこれからは国際的にもいいんではないか、あるいはまた国内の憲法政治の健全化のためにもいいんではないかということでございます。

しかし、繰り返しますけれども、いろんなスケールが欲しい人もございまして、そのスケールをつくる分に意見が多ければそれでよろう。ただ、一世一元的な元号というのは、少なくとも現行憲法がある限りにおいては不適当である、だから別なものが考えられるべきではないのかという気がするわけです。その意味で、一番初めの私の意見陳述の最後に申しましたように、また同時に多くの学者も言つていますように、またかつての政府も言つたように、審議会などを設けて、そして論議をすることが必要である、こういうのが私の結論であります。

つけ加えて言いますならば、たとえば、私は僧籍を持つてゐる仏教徒でございますけれども、仏教徒には仏教徒の仏暦がございます。それから、そのほか大学には創立何年目なんというふうなことから、何々行事をしようなんというふうなこともございます。それから、元号のお好きな方は、財団法人元号設立委員会というものをつくつて、そこでもって元号を發明なさるという形でもいいと思ひます。これは私見でありますけれども、いずれにしても、おのがじしつづくてもよろしいし、また、さつき言つたように法律的には疑問が、それから告示についても疑問が、結局は私言つたような方法、となりまして結局は私が言つたようなことになるかもしれないけれども、そういうことをとにかく熟慮して、そして、何といつてもこれは国民主権の国家でありますから、国民の意見を聞いて、そして落着かせてほしいということを切に希望します。

○村上参考人 私は個人的な意見としては、元号が日本の社会からは行く行く消えていくであろうと思つておりますし、私も自分としては元号を使うという意思はないわけですが。

それで、現実の問題として、現在元号の法制化が切り離されて出ているのではなくて、いわゆる政治の右寄りの攻勢、つまり紀元節の復活から始まりまして、伊勢神宮の神体、八咫の鏡の皇室所有の確認、あるいは靖国神社法案、それから靖国神社の天皇、首相の公式参拝の要求、大嘗祭の復活の要求等、一連の戦前の近代天皇制への回帰現象、復讐の現象の中でこの問題がわかに出てきてゐるわけです。そして元号法制化そのものが、どのような説明が行われたにしても、やはり一世一元制をここで確立したいという線上にあることは、これは否定できないと思ひます。

そういう点で、私は行く行くの日本社会における紀元法というのは、現在は大体的なところ元号昭和と西暦の併用ということでありまして、こういう問題は法によつて強制するといふ性質のものではなく、現状の状態にゆだねて、そして国民の大多数が使つていく紀元法というものにおのづから落ちついていくことが望ましいというふうに考えます。そのためには、現在の国会の審議につきましては、時間をかけて、広範な国民各層の意見を徴して慎重に進めていただきたいということをお願いしておきます。

○柴田(曉)委員 ありがとうございます。

○森内委員 中川秀直君。

○中川(秀)委員 御苦労さまです。私は新自由クラブの中川でございます。

私どもは元号の、理由はよくどくどく申し上げませんが、存続というものの賛成の立場であります。文化的伝統、そういうものの価値を尊重して、何よりもまず国民の大多数が元号の使用を希望してゐる、あるいは西暦との併用を望んでゐる、こういうことに立つて賛成をするものであります。と同時に、元号というのは何よりも国民のための元号でなければならないということを常々考えて

いるわけでございまして、現下の提案をされております法案の今後の運用についても、幾つかの問題点があることもわれわれは指摘をしてゐるところでございます。そんな立場から若干のお尋ねをさせていただきます。

まず、小林先生にお伺いをしたいのですが、先生は、象徴天皇制と元号とが矛盾をするという御意見のお立場とお伺いをいたしました。同時に、また、国民主権という現下の憲法にも矛盾をする、こういうお立場、御意見のようにお伺いをしたのであります。先ほどお尋ねになつた林参考人は、そうではないという御意見を言われました。すね。つまり、明治憲法下ならば、天皇が勅定をするという元号であつたけれども、いまはそうではない、少なくとも今度の元号法案にいたしましたも、国民の負託を受けた国会、その負託を受けた内閣の権限で元号は決めるのだ、その定め方について天皇の権限と結びつけてゐる点は今度の法案でも全くないのであるから、この点からいつても国民主権制には違背はしない、矛盾はしない、私はこの意見に賛成であります。昔のように天皇がみずからの権能として行ふものであるならば国民主権制に違反するかもしれないけれども、いま法案が提出されてゐるこの事態を御理解をいただきまして、国会で法律をつくつてやるわけでございます。これが国民主権制に違反をするというところが私にはどうしても理解ができないのでございまして、この点についてお尋ねをしたい。

もう一点、象徴天皇制と矛盾をするということでございますが、そうすると小林先生は象徴天皇制というのはどういふふうな御理解になつてゐるのか、この点をちよつとお伺いをしておきたいと思ひます。元号を天皇の在位と結びつけることによつて、つまり一世一元です、これが象徴天皇制と矛盾をするといふのであるならば、私は現行憲法の象徴天皇制といふのは、その内容は全く口々に近いものでなければいけないということになつてしまふと思ひます。象徴天皇制を小林先生はどういふふうな御理解になつておられるのか、

私はお伺いをしたいと思う。これがお尋ねでございます。

それから、同じように小林先生にお伺いをするのでありますが、先生は、元号法制化をするに強制することになるから、憲法十九條、二十條、二十一條、いわゆる思想、良心の自由、信教の自由あるいは言論、表現の自由に抵触するおそれがある、こういう御見解をお述べになりました。

まず、法制化して元号使用が強制されるという御見解のその一部は、国民には強制はしないとして、いるわけでありまして、行政内部において、もちろん法律になれば国会も裁判所も含まれるとは思いますが、たとえば統一した行政事務の立場で仮に職務命令等があつても、そのこと自体が思想、良心の自由を抵触はしないんだという最高裁の判例があるのも先生は御存じではないかと思うわけでございます。そうすると、直ちに元号法制化が思想、良心の自由を侵す、こういうふうに結びつけられるのは短絡であるというふうに私は考えておるのであります。

それから、信教の自由についての先生の御意見はどうもいささか論理に飛躍があると思ひます。先生がおっしゃつたのは、神社庁の新聞論説、これは政教分離に批判的である、こういうグループが元号法制化をプッシュしているから二十條と無関係ではないという気がする、こういうお話でございましたが、単にこれだけの御意見では相当飛躍があると言わざるを得ないと思ひます。この点についてお伺いをしたいと思います。時間がありませんから先に進ませていただきますが、村上先生にもお伺いをしたいことがございます。先生がおっしゃつたことの御趣旨は大要よく理解ができるわけでありまして、しかし、ただいまの質疑の中でも先生が繰り返しておっしゃつておる中に、結論部分でありますけれども、今後わが国も安定した合理的な紀年法を持つべきで、元号、西暦について自然に現状のまま放置しておけば国民が自然に選択をしていくであらう、こういう御意見が結論であつたように思ひわけでありま

す。しかしこれにちよつと異論があるわけでありまして。

お尋ねをしたいと思いますのは、たとえば国民には元号、西暦双方使いたいという意見、併用論が九割近いわけですね。この背景には、時代をはかるのに、先ほど村松先生もおっしゃつたのですけれども、いわゆる短い物差しとしての暦年紀年法を持っていたいという希望があると私は思うのです。これについては先生もお認めになるのではないかと思ひわけでありまして。

すると、現状のまま元号が事実たる慣習として法的根拠なしに続いていて、昭和が続いていて、万一の場合が起こつた際には昭和という事実たる慣習が無限に続くことになるかもしれない。法的根拠も何もないわけでございますから、新たな元号を制定するわけにはいかないでありまして。そうすると、事実たる慣習として昭和が続いていくということになる。そんなことは国民意思としてあり得ないかと先生がおっしゃるというならば、暦年紀年法は全くなつてしまふということになるわけでありまして。おわかりになると思ひますが、そうすると、先生がおっしゃつた、自然のままに現状のまま放置しておく、国民が西暦でいくか暦年法をとるか元号をとるかというこの選択をするであらうというその選択の方法もなしに西暦一本になる、そういうふうには理解をするわけでありまして、暦年法がなくていいと先生はお考えになるのか、そしてまた現状の世論の中で、国民が何ら選択の方法もなく西暦一本だけを受け入れなければならなくなることに付いて問題は全くないとお考えになつておられるのか、先ほど先生は国民が選択するであらうとおっしゃつたから、お伺いをするわけでありまして。

最後に、坂本先生と村松先生にお伺いをするわけでありまして、先ほど私は、この元号の問題を考へるときには何よりも国民のための元号ということ考へなければいけないということを申し上げたわけでありまして、現在の法案はきわめて簡単なものである。これは先ほど意見陳述に

もあつたと思いますが、その簡単な法案の中身に立ち入つて、たとえば元号の名称をいつ、だれが、どうやって決めるのか、あるいはいつからその使用開始をするのか。先ほど陳年方式の問題もございましたが、それについては御意見を伺ひましたので、改めて伺ひませうけれども、いつ、だれが、どのようにして決めて、いつから始めるかという問題は、実は将来にわたつて国民がこの元号を使つていくわけでありまして、愛される元号にならなければいけない、不人気のものになつてはいけないということ、非常に重要な問題だと思ひわけでありまして。

そこでお尋ねでありますけれども、元号選定のための具体的な準備をどのようにしてお始めになつたらいいとお考えになつておられるのか、両先生にお伺いをしたいと思ひます。

何も天皇陛下が御不例の後崩御なさるといふばかりではない、脳溢血のような突然の御崩御という場合だつてあるかもしれない。いずれにしても、相当前から具体的に準備していくことが私は望ましいと思ひます。たとえばこの次の元号は当てはまらないかもしれないけれども、次の次からは次期天皇が即位されたら早速次の元号選定の具体的な準備に入る、あるいは場合によつたら皇太子の御結婚の日から始める。いずれにせよ、そういうおめでたい日を卜して準備を始める。こういうことをやるのは決して私は不謹慎なことではないと思ひます。かつ元号の選定方法も明確になり、国民の意見を取り入れるという余裕も生まれると思ひます。こういう意見についてどうにお考えか、お伺いをしたいと思ひます。

それと同時に、決め方でありまして、政府は速やかに皇位継承のときには改元を行う、学識経験者に相談をして最良のものを選択するといふふうな答弁をしておるわけでございますが、これも、先ほどたしか村松先生でございましたが、国民に親しまれる元号をつくる、そういう意味では何らかのそういう工夫があつてもいいというふうな御趣旨の御発言があつたと思ひますけれども、中には国民公募案もあるわけでありまして。あるいは国会で相当議論をすべきであるという案もあるわけでありまして。こういうことについてどうお考えか。

あるいは仮に学識経験者に意見を聞くという場合でも、少なくともその案ができる経緯あるいは決定に至る経緯、選定の理由、解釈、こういうものが国民にわかりやすく発表され、公表されるべきだと私は考へるわけでありまして、その点についての御意見を坂本先生と村松先生にお伺いをいたしまして、これですべてのお尋ねにかえさせていたただきたいと思ひます。よろしくどうぞ。

○小林参事 私人に対する質問、二つありまして、一つは象徴天皇制と元号制とは矛盾しないのではないかという点でございまして、明治憲法秩序と現行憲法秩序というものは一体断絶したもののなかで継続したものとどういふところで、これはここに実は基本的な問題がございまして、ですから、これは継続しているんだというふうに見るならば、御説のような疑問も出てくるわけでございます。まず明治憲法の憲法原則と現行憲法の憲法原則とは違ふかというの、これが通説であります。どこが違ふかといふと、元号天皇制と象徴天皇制の違いであります。元号天皇制というのは日本の国政を統べるというものであります。それから象徴天皇制というのは国政を統べるのは国民であり、国会であるといふことであります。これは憲法明文に明らかだ、私の主観ではございせん。元号は、前に申しましたように、天皇がこれからわしらが国政を握つたんだというときに改元したのであります。現在の法案を見ますと、「皇位の継承があつた場合」とありますので、従来の元号的なものを承継しているわけでありまして。言いかえれば、これは現行憲法と旧憲法とが継続しているか断絶しているかというふうな設問に対しては、継続しているという観点からのみ理解できる法文である、こういうふう

わざるを得ない。そういうことで、私はさっき言ったわけでございます。

それから二番目に、人権の問題、公務員に強制するということ、今度は国民の人権侵害ということとは別問題であらうというのでありますけれども、これは非常に私どもの解釈、学術用語では非常に法論理実証主義的である。言いかえれば、社会的観点を全くゼロにしているというような学説の一つであります。

第一の、これはおとといの新聞を見ましても、法制局長官でしたかが公務員には強制するんだ、前には強制しないとありまして、このごろは元号使用は公務員に強制し得るということを真田法制局長官が言っていることが各紙に出ております。ところが、この強制は判例でも認めるところとい

うのがいま質問者の仰せでありますけれども、確かにそういう判例もございます。それはまさに特別権力関係論でございますが、これについては、公務九十九条というような内面的自由については、公務員であるうと、つまり上司の命令であらうとその命令は届かないという解釈もあります。また元号そのものが現行憲法の理念と矛盾するとするならば、むしろ従わない公務員の方が憲法九十九条の憲法を擁護するという条項には適合しているというところに法論理的にはなる、こういうように考えます。

それから国民に対しては人権の侵害にならないというふうに言いますけれども、この点はどういうところのどういう面をつかまえておっしゃっているのか、私の言ったこととまた違っているのかもしれませんでだけれども、たとえば先ほど申しましたけれども、公務員のところに、自分は元号は使わない、仮に自分の誕生をもつて一年としてゐる、二年とすると言った場合に、こしは生まれて五十五年だから五十五年であるというふうなことを言つた場合とかあるいは西暦で言つた場合には、こういうものは受け取れないということが上司の命令なんだから、私は受け取れないとなりますと、これは途端に国民の側にはね返ってくる

というふうになるわけでありまして、公務員というものは国民の公僕でありまして、国民の意見に従えと言うんだけれども、それは法律的に従わざるを得ないわけでありまして、法律がそうなっていますと、いわば国民の要求とは違ったことになりかねないというふうになるわけであつて、公務員だけの強制であるということは、国民に対する強制とは無縁であるというのは、これはいわば言葉の遊びでありまして、実態に合わないというふうに私は思えます。

○村上参考人 お答えいたします。

現在国民の實際の紀年法の使い方というのは、確かに昭和と西暦の併用ということだと思ひます。

しかしながらきょうも大分議論になっていますが、西暦は長い物差しである、それに対して短い物差しは伝統的に必要だという説もありますが、私は必ずしも短い物差しがなければ紀年法というものとは成り立たないというような性質のものであるものと思うのです。長尺の物差しの中でも、たとえば六〇年代とか七〇年代というような言い方で、十年刻みに一つの時代を思い浮かべるといふことも現に行われておりますし、いろいろな短いとらえ方も同時に可能なもの、これが一般の紀年法であらうというふうに思います。

そして私は、一番のポイントは国民の使っている現状というものを、これは決して固定して考えるべきものでないと思うのです。たとえば私自身自身を考えてみましても、元号で言うところ昭和三年の生まれですから、生まれてからずっと太平洋戦争が終わるまでは昭和何年という言い方しか許されないうというか、それしか知らないで生きてきて、その後は事実たる慣習で、いやと思っても、事実上は昭和と年月日を書かざるを得ない状況で三十数年生活してきているわけです。そういう結果として現在の昭和の定着があるということとは言えると思うのです。

しかしながら、そのような状況は時代とともに

変わるのではなくてありますし、決して固定して考えることにはないと思うのです。そういう意味で私は、まず第一に、事実上の強制を意味する法制化というものはすべきでない、これは私の一番中心的な意見、主張でございます。

そして新しい天皇が出た場合どうするかというお尋ねもあるわけでございますが、そういう法によつて一世一元制を固定化するか、事實上、公務員も含めてですが、国民に使用を強制するということ avoided した状態で国民の選択にゆだねるといふのが一番賢明であり、建設的な方法ではないかというふうに思つております。

以上です。

○坂本参考人 年号の名称が親しみやすいものである、そうありたいという第一の御質問だと思いますが、私も元号はそういうようなものであるべきものであって、本来国民の生活の幸福を願つて昔からつくられたものでありますから、今後においても、そういう国民生活の豊かであらんことを願つた、希望を込めたものであって、同時に国民にもよくわかりやすいものである、ですから、なるべくやさしい文字を使ったようなものであると、いうことは、今後の時代においては特に必要であらうと私は思います。

それからその選定の手続の問題について御質問でありましたが、これは政府の方で担当の係の方がおいでになって、いろいろ御研究になっておいでになることだと思いますので、私が申し上げることはないのでありますが、もし個人の意見を言えとおっしゃれば、これはやはり学識ある人々に政府からお諮りになって、そしてそれぞれよろしいと思うものを幾つか出させて、それについてこれも適当な機関で選定せられて、最後は総理大臣や何かで御決定になる、そういうことになるんではないかと思うのでございますが、その間に国会の方々も御関与になるのも当然かと思ひます。ですから、かなり前から準備はしておく必要があるもので、急にやるわけにはまいりませんので、相当早くから準備をしておくということは、これは別

に不謹慎なことではないので、政府としては当然
 しておいてなるべきことであらうかと思うので
 あります。

○村松参考人 いずれにしても、磨というものはつきりしなければいけないのでして、ほつたらかしておくというわけにはいかなない。にもかかわらず、こういう議論が起りますのは、日本の場合、たとえばキリスト教世界でしたら、初めからこういう問題は起こらなかつた。回教世界だつたら、初めからこんな問題は起こらなかつた。そういう世界と独自なところに生きているのが日本国でして、ここにこういう問題が起こつてきている根本があるでしょう。

そこで、日本の伝統を守りながら、しかもかつ大衆に親しまれやすい元号をつくっていく、これが大事なポイントだと思います。これの、しかし具体的な選考の仕方と申しますと、これはいろいろ技術的な問題でございまして、ただし御質問でございますので、私見を述べさせていただきます。

過去の例で見ますと、大体において公家の会合で發議がありまして、それを式部省、特に先ほど申しましたように、文章博士が幾つかの案を出す。これは一つではございません。明治以降になりますと、これも枢密院がいろいろなところに諮りまして、そしてやはり幾つかの案が出ております。大正の末、昭和の初めに、新聞が昭和ではない別の元号をスクープしちやつて大騒ぎになった事件もございまして、幾つかの中から選ばれるという形式をいまでもとつてまいりました。

手続としては、昔からやつてきたように、まず学識経験者に幾つかの候補名を選んでもらつて、そしてその中から選択する。国民投票でどれにするかと言つたつて、ちよつと見當がつかないわけですから、まず第一に、幾つか、これは比較的多くてもよろしいと思うのです。そして、それを何らかの方法で国民の意見を徴して決めるといふ手続がまあ妥当なんではないか。これは日本の古くからの歴史から見ても妥当なんではないかと思

われます。ただし、御不例があつたから急いで探したのでは間に合わないということもございまして、しようけれども、いまおっしゃいましたように、立太子のときから決めてしまふというのは、これはどんなものだろうかと思ひます。これは、ある外国人が私に申しましたのですが、日本という国は不思議な国である、まだ御不例がないのにその後のことを考へて議論しているのは失礼だとわれわれは思ふのだけれどもと。こういう見方をする人もやはりあるだろうと思ひますし、それからさらに、日本人の感覚からいって、何かこの次にこういう新しい時代が来るんだ、この期待がいままで元号の改元にはあつたわけですね。それをずっと前から決めちやつていけると、こういう国民の何か新しい名前を持つた時代が来るんだという要望にこたえにくいんではないか。多少おくれても、御不例のころから研究し始めるのがまあ常識的ではないかと思ひます。「ころ」というのは、前後という意味ですが……。余り早くからというのは、どうもぐあいが悪いんじゃないか。そして、古い文献を見ましても、元号が変わります、変わった元号が使われていて、古い元号が何月まであつた、何月改元というふうになつております。ですから、多少元号決定がおくれましても、一日にさかのぼつて使ふんだというふうなことで処理できるのではないかと存じます。

以上でございします。

○中川(秀)委員 終わります。

○蔵内委員長 以上で各参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の方々には、長時間にわたり御出席をいただき、また、貴重な御意見をお述べくださいますして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。(拍手)

次回は、来る十七日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

昭和五十四年四月二十三日印刷

昭和五十四年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K